

# 安芸市総合計画(後期基本計画)2021

# 市民一人ひとりが幸せを実感し 笑顔が輝く 活力あふれる元気都市



# はじめに



平成28年3月に策定した総合計画2016では、安芸市の目指すべき都市将来像として、『市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔で輝く活力あふれる元気都市』を掲げ、その実現に向けた取組を推進しております。

これまでの5年間を振り返りますと、国・県の補助事業や過疎対策事業などの有利な事業を最大限に活用し、火葬場やおひさま保育所の建設といった大型事業に取り組むとともに、南海トラフ地震に備えるための防災対策や、産業振興対策、少子化対策などを進めてまいりました。

一方で、平成30年7月には過去に類を見ない規模の豪雨災害に見舞われ、山間部を中心に未だその爪痕を残している箇所も多く、現在も復旧に向けて鋭意取り組んでおります。

こうした状況の中、令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症は世界中で爆発的な広がりを見せ、本市の行政運営や地域経済活動に甚大な影響を及ぼしており、その対策が急務となっています。

このたび新たに策定しました後期基本計画では、前期基本計画中の取組と今後の課題について 再度検証するとともに、ウィズコロナ時代におけるニューノーマル対応を想定した修正・追加を 行い、総合計画の目標年度である令和7年度に向けた取組についてまとめております。

今後5年間は、「新庁舎や統合中学校の建設」や「南海トラフ地震等への対応強化」といった 大型事業が控えております。将来にわたって財政運営に支障を来すことがないよう、今後も財政 健全化路線を堅持しながら、持続可能な財政運営に努めてまいります。

また、本市においては、人口減少が大きな課題となる中、高知東部自動車道南国安芸道路及び阿南安芸自動車道安芸道路の整備が順次進められており、東部の拠点都市としての基盤整備を促進するとともに、産業振興、健康福祉、教育、環境、消防・地震防災など行政サービスの向上、住民との協働のまちづくりの推進に努め、「安全、安心、健康で住みやすいまちづくり」を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり熱心なご審議をいただきました総合計画審議会委員をはじめ、 市民アンケートなどにご協力いただいた多くの市民の皆様に深く感謝を申し上げます。

令和3年3月

安芸市長 横山 幾夫

# 目 次

# ■基本構想

1	総合計画	画とは		
	1) 基本標	構想		 2
	2) 基本語	十画 ····		 2
	3) 実施語	十画 ····		 2
2	安芸市の	D将来像		
	1)将来/	\□		 3
	2) 将来像	象と基本ス	5針 ····	 3
	3) 体系图	☒		 4
3	施策のプ	大綱 ····		 5
	基本計画			
1	SDG	らとの連携	隽	 8
2	ウィズニ	コロナ時代	弋のニューノーマル対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 9
3	施策体系	···· 図系	•••••	 10
	第1章	地域で	<b>支え合う健康で笑顔あふれるまちづくり</b>	
		1 - 1	健康 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 14
		1 - 2	地域福祉 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 16
		1 – 3	高齢者福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 18
		1 - 4	障がい者福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 20
		1 – 5	児童福祉 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 23
		1 – 6	母子・父子福祉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 26
		1 – 7	社会保険 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 27
	第2章	みんなる	で備え、未来に生き抜く安心・安全のまちづくり	
		2 - 1	防災 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 32
		2 - 2	消防・救急・救助 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 35
		2 - 3	交通安全・防犯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 37
	第3章	地域資源	<b>亰の強みを活かした魅力あふれるいきいきとしたまちづくり</b>	
		3 – 1	農業	 40
		3 – 2	林業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 43
		3 – 3	水産業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 45
		3 - 4	商工観光 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 47

	第4草	美しいは	当然と調札した暮らしやすいまちつくり	
		4 - 1	環境保全 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	52
		4 – 2	環境衛生 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	54
		4 – 3	上水道 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	58
		4 - 4	交通基盤 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	60
		4 – 5	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	63
		4 – 6	住宅	64
		4 – 7	情報化推進 ·····	65
		4 – 8	移住・定住	67
	第5章	歴史と	文化は地域の宝!未来へはばたく人を育むまちづくり	
		5 – 1		70
		5 - 2	青少年の健全育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		5 – 3	生涯学習 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	74
		5 – 4	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	76
		5 – 5	芸術文化・歴史 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	第6章	市民が言	主役。協働で営む強い自治体づくり	
		6 – 1	· .,—	80
		6 – 2	男女共同参画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		6 - 3	協働のまちづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		6 - 4	簡素で効率的な行財政の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
	<b>資料編</b>		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
1				
2			·····································	94
3				
4			審議会委員名簿 ······ 1	
5			審議会答申 ······ 1	
5	関係条例	列 ・・・・・		31

# 基本構想

- 1 総合計画とは
- 2 安芸市の将来像
- 3 施策の大綱

# 総合計画とは

総合計画は、将来のまちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針となる もので、市の行政計画の最上位に位置付けられます。

安芸市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されます。

### 1) 基本構想

基本構想は、目指すべきまちの将来像とそれを達成するために必要な施策の基本方針を定めたものです。

目標年次は、令和7年度(2025年度)とします。

#### 2) 基本計画

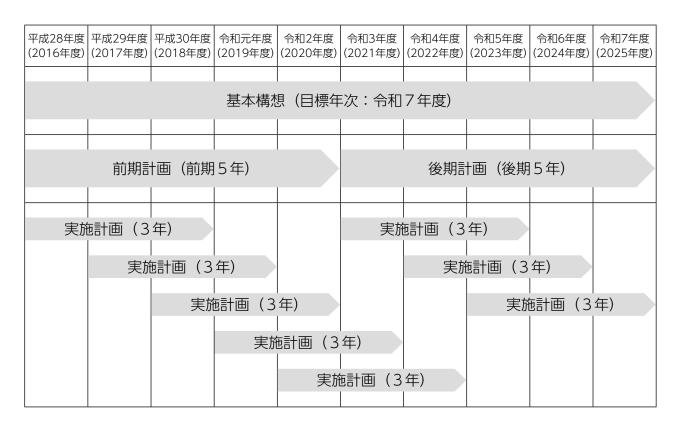
基本計画は、基本構想で定めたまちの将来像を実現するために必要な施策を体系的にまとめたもので、計画の方針や成果指標を示しています。

目標年次は令和7年度とし、平成28年度から令和2年度を前期基本計画、令和3年度から令和7年度を後期基本計画とします。

### 3) 実施計画

実施計画は、基本計画をもとに実施する具体的な事業計画を明らかにするもので、予算編成の指針となります。

計画期間は3年間とし、社会経済の動向や進捗状況などを踏まえ、毎年度の見直しを行います。



# 安芸市の将来像

### 1)将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本市の令和7年(2025年)の人口は、16.188人になると推計されています。

人口の減少に歯止めをかけ、安定的な人口構造を確立するために、「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その中で、令和7年度(2025年度)の将来人口を16,907人と展望しています。そこで、本計画では、総合戦略での将来人口の展望に準拠し、令和7年度(2025年度)の将来人口を約17,000人とします。

国立社会保障・人口問題研究所	将来人口推計	16,188人(令和7年)
安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口の将来展望	16,907人(令和7年度)
安芸市総合計画	将来人口	約17,000人(令和7年度)

# 2) 将来像と基本方針

#### ① 目指すべき都市将来像

本計画では、子どもから高齢者までのすべての世代が暮らしやすく "幸せを実感"できるまちづくりを進め、市民の"笑顔が輝く"まちを目指します。また、高知県東部の中核都市機能の拡充を目指し、これらの2つの観点から、目指すべき都市将来像を「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる元気都市」とします。

#### ② 基本方針

本計画では、以下の6つの基本方針とし、安芸市の目指すべき将来像の実現に向けて、総合的かつ体系的なまちづくりを推進します。

[健康・福祉] 地域で支え合う健康で笑顔あふれるまちづくり

[防災] みんなで備え、未来に生き抜く安心・安全のまちづくり

[産業] 地域資源の強みを活かした魅力あふれるいきいきとしたまちづくり

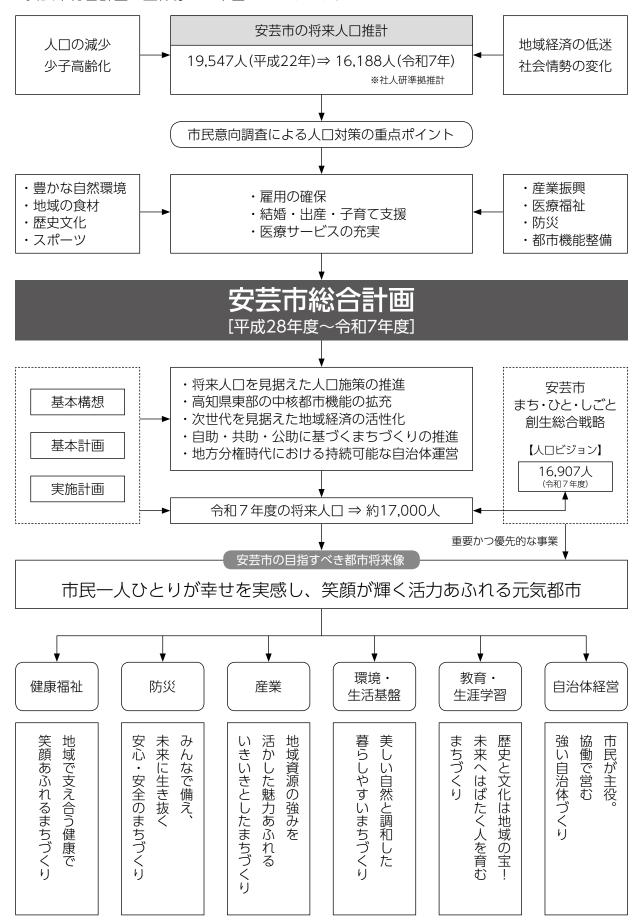
[環境・生活基盤] 美しい自然と調和した暮らしやすいまちづくり

[教育・生涯学習] 歴史と文化は地域の宝!未来へはばたく人を育むまちづくり

[自治体経営] 市民が主役。協働で営む強い自治体づくり

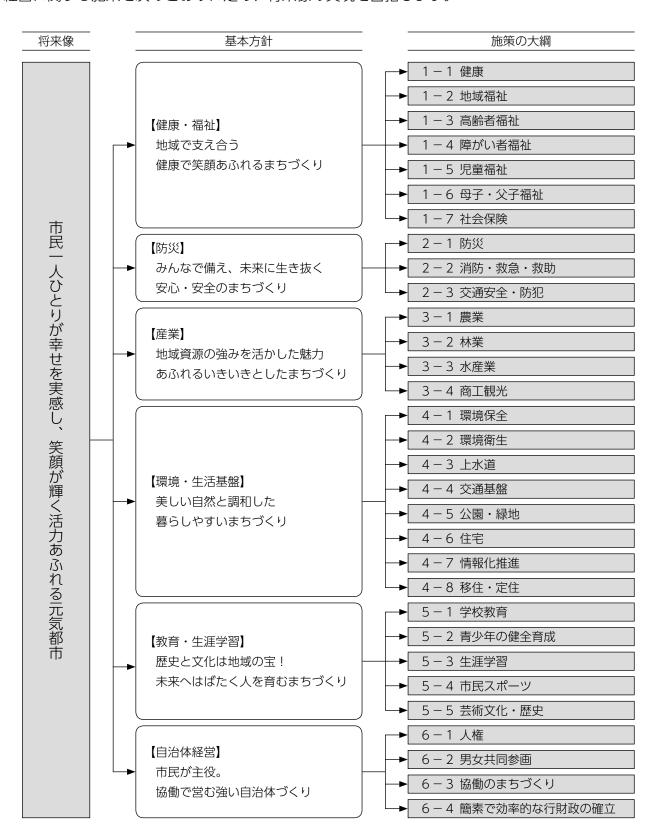
## 3) 体系図

安芸市総合計画の全体像は、下図のとおりです。



# 施策の大綱

6つの基本方針を軸に、健康・福祉、防災、産業、環境・生活基盤、教育・生涯学習、自治体 経営に関する施策を次のとおりに定め、将来像の実現を目指します。



# 基本計画

- 1 SDGsとの連携
- 2 ウィズコロナ時代のニューノーマル対応
- 3 施策体系図
  - 第1章 地域で支え合う健康で笑顔あふれる まちづくり
  - 第2章 みんなで備え、未来に生き抜く安 心・安全のまちづくり
  - 第3章 地域資源の強みを活かした魅力あふれるいきいきとしたまちづくり
  - 第4章 美しい自然と調和した暮らしやすい まちづくり
  - 第5章 歴史と文化は地域の宝!未来へはば たく人を育むまちづくり
  - 第6章 市民が主役。協働で営む強い自治体 づくり

# SDGsとの連携

### 1) SDGsとは

S D G s (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略)とは、2015 (平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016 (平成28)年から2030 (令和12)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと、それを実現するための169のターゲット (達成目標)で構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」と誓い、包摂的な社会の実 現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしています。

## 2) SDG sに対する本市の考え方

SDGsが目指す未来の姿は、本市が総合計画の基本構想で掲げる「目指すべき都市将来像」と共通するものであり、本市が将来にわたって発展し続けるためには、本市自らがSDGsの目標達成に向けて積極的に取り組む必要があります。

また、SDGsの17の目標は、「貧困をなくそう」や「すべての人に健康と福祉を」の他、「働きがいも経済成長も」、「産業と技術革新の基盤をつくろう」など、行政だけでなく、企業や市民団体、個人などあらゆる主体がそれぞれ連携しながら、経済社会や環境の課題に関わることが求められます。

本市では、市民一人ひとりが幸せを実感する活力ある元気都市の創造に向け、最上位計画である本計画とSDGsとの連携を図ることで、全ての市民の生活の質を向上させるとともに、地域課題の解決に向け、企業や市民等と協働した新たな連携機会の創出を目指していきます。

# SUSTAINABLE GALS



































# ウィズコロナ時代のニューノーマル対応

## 1) 新型コロナウイルスをはじめとする感染症について

2019(令和元)年12月に中国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス感染症は、アメリカやブラジル、欧州各国など、短期間で全世界へと感染が拡大し、これまで人類が築き上げてきた社会経済システムを根底から揺るがす深刻な問題をもたらしています。

2020(令和2)年には日本をはじめ世界各国において、ヒトへの感染力と高い致死率を有する高病原性鳥インフルエンザの発生も確認されており、過去に猛威を振るったSARS(重症急性呼吸器症候群)やMERS(中東呼吸器症候群)等と合わせ、人類を脅かす感染症への対策が急務となっています。

### 2) 自治体行政と感染症対策

新型コロナウイルス感染拡大は自治体行政にも大きな影響を及ぼしており、医療提供体制の再整備や、行動制限がもたらす経済停滞への対策等、新たな政策課題が数多く発生しています。あらゆる場面において、感染リスク低減のためのニューノーマル(新しい生活様式)という過去に経験のない社会の構築に向けた取組が展開されており、デジタル化の推進やリモートワーク等、自治体にとって着手すべきであった多くの課題を改めて顕在化させる結果となりました。また、地域コミュニティにおいても、3密(密集・密接・密閉)回避や身体的距離の確保などの対策が推進されており、地域の絆の維持や今後のまちづくりの面においても、自治体行政に新たな課題が提示されています。

### 3) 本市におけるウィズコロナ時代のニューノーマル対応

コロナ禍における人々の生活様式や働き方に対する意識の変化に伴い、個人の価値観や幸福 感も大きく変化してきています。また、あらゆるサービスのリモート化などを可能にする「デ ジタルシフト」の加速化とともに、今後、都市部を離れて地方で暮らすことへの関心も高まる ことが期待されています。

本市においては、こうした変化を的確に捉え、市民が多様な生活や幸せを追求できる社会の 実現を目指すとともに、本計画における施策全般にわたって、ウィズコロナ時代の到来を見据 えたニューノーマル対応を中長期的に展開していきます。

また、DX(デジタルトランスフォーメーション)によるスマート自治体への転換、Society5.0(IoTやAIを活用したデジタル技術)による農林漁業及び商業振興、小中学校におけるネットワークを活用した教育制度の構築、災害時の避難所における感染症対応など、本市が直面する課題の解決に向けた取組を検討していきます。

# 施策体系図





# 第1章

# 地域で支え合う笑顔あふれるまちづくり

# 【健康・福祉】

- 1-1 健康
- 1-2 地域福祉
- 1-3 高齢者福祉
- 1-4 障がい者福祉
- 1-5 児童福祉
- 1-6 母子・父子福祉
- 1-7 社会保険

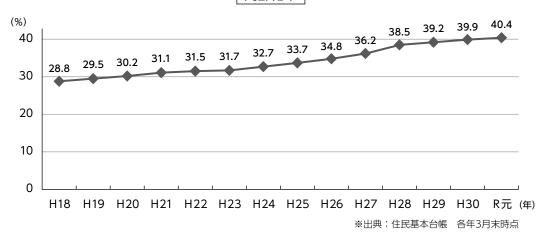


# 1-1 健康

健康で豊かな暮らしを実現するためには、自然に健康になれる環境づくりとして、生活習慣病対策や、母子、高齢者の身体づくりなど、子どもから高齢者までの総合的な健康づくり対策と、多様な疾病に対応できる医療体制づくりに取り組む必要があります。また、高齢期においてもいきとした生活が送れるよう、健康寿命の延伸にも取り組みます。

- ■本市では、死亡原因がガン・心疾患・肺炎・脳血管疾患・老衰の順に多く、全死因の73%以上を占め、これらの要因ともなる糖尿病・高血圧などの生活習慣病が低年齢化する傾向にあります。全国と比較して、急性心筋梗塞や脳内出血など、高血圧・糖尿病などが招く生活習慣病の合併症が多い傾向にあります。
- ■低出生体重児の出生割合は改善されつつありますが、学童期や思春期の女性が痩身の傾向にあり、児童の基本的な生活習慣づくりや「子育て世代包括支援センター★きらり★」を拠点として、妊娠期から切れ目のない母子の健康対策に取り組んでいます。
- ■健康ふれあいセンター(元気館)を拠点として、各種健康診査や健康相談、健康教育など、子 どもから高齢者まで総合的な健康づくり対策を積極的に推進しており、今後も継続的に取り組 む必要があります。
- ■令和2年3月末の本市の65歳以上の高齢者人口は6,847人で高齢化率(人口に占める高齢者の割合)は40%を超えています。今後、後期高齢者数の増加が予測されています。そのため、高齢者の介護予防とあわせて、生活習慣病予防など青壮年期からの健康づくりに重点的に取り組む必要があります。
- ■平成26年に開院した県東部地域唯一の中核医療機関である県立あき総合病院は、地域の総合病院として継続した医師の確保、疾病や療養生活の多様化に対応できる地域に根差した診療体制の充実が求められています。
- ■救急医療体制については、休日在宅当番医制や救急医療病院群輪番制を実施していますが、今後とも関係医療機関や広域市町村と連携して救急医療体制の確保に努める必要があります。
- ■畑山・東川地区を対象に実施しているへき地医療は、対象住民の減少に伴い縮小されることも 懸念されますが、引き続き県と連携して、へき地医療を確保する必要があります。





# ■計画

## (1)健康づくりの推進

- ●生活習慣病の予防に重点を置いた健康教育や、市民による各種健康サークル活動などを促進し、 健康習慣の定着と健康意識向上の普及啓発に努めます。
- ●各種健康診査の充実や受診率の向上、感染症予防対策を推進します。
- ●保健・医療・介護・福祉・教育・産業分野の連携を強化し、総合的な健康づくりを進めます。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
特定健診受診率(%)	43.8	42.1	42.7	41.7	44.7	60.0

## (2) 医療体制の充実

- ●県や大学と連携し、医療体制の充実や医師の確保を促進します。
- ●県が主体となって進める看護学校を基軸とした多機能支援施設の構築に向け、県東部市町村と 連携するなど、看護師の確保に取り組みます。
- ●関係医療機関や広域市町村と連携し、救急医療体制の安定確保に努めます。
- ●県と連携し、へき地医療の確保に努めます。



# 1-2 地域福祉

過疎化・少子高齢化が進む中で、希薄化しつつある地域社会の連帯感や相互扶助の意識を高め、 地域福祉活動やボランティア活動などの地域の支え合い活動を推進するため「地域共生社会」の 実現が求められています。

- ■地域福祉活動の推進には、地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という。)を核とした地域ごとの福祉団体などの組織化が必要であり、市社会福祉協議会を中心に地区社協の設立に積極的に取り組んでいます。現在、市内9地区で地区社協が設立されており、地域福祉活動に重要な役割を果たしていますが、地域福祉を支える担い手の高齢化と新たな人材の確保・育成が課題となっています。
- ■平成29年3月に、住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現のため、「第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。
- ■安芸市日赤奉仕団や安芸市連合婦人会など24団体が加入している安芸福祉ボランティア協会では、高齢者施設などのボランティア活動や公園清掃、イベントの手伝いなどのボランティア活動に年間延べ5,000人前後が参加しており、引き続き活動の活発化を促進していくことが必要です。
- ■市内16地区において座談会を開催し、それぞれの地域の課題解決に向けて取り組んでいます。 また平成26年度からは、各地域の座談会に市職員が参加する「まちづくり懇談会」が再開され、長年の地域の課題が解決に向かうなど取組が進んでいます。
- ■本市では、平成22年度からあったかふれあいセンターを設置し、介護予防の拠点施設として 運営してきました。平成30年度からは、子どもから高齢者まで気軽に集える地域福祉活動の 拠点としての機能を拡充し、異世代交流や高齢者の生きがいづくり、就労支援などを推進して います。



社会を明るくする運動

# 計画

### (1) 推進体制の充実

- ●地域福祉計画を見直し、市社会福祉協議会と連携して実践活動を促進します。また、「地域福祉計画推進委員会\*1」や「事務局会\*2」において、計画の進行管理に取り組みます。
- ●担い手と新たな人材確保を目指し、地区社協や安芸福祉ボランティア協会など、市民や地域が 主体となったボランティア団体の育成に努めます。
- ●あったかふれあいセンターの体制強化と支援の充実を図ります。
  - ※ 1 地域福祉計画推進委員会…「地域福祉計画」の進行管理などを含む評価体制の組織。
  - ※2 事務局会…地域福祉計画の進行管理を行う関係機関で構成される会。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
福祉ボランティア協会* 年間活動実人数(加入団体数)	390	395	442	398	318	450
	(24)	(24)	(24)	(24)	(24)	(24)

<sup>※</sup>福祉ボランティア協会…安芸市におけるボランティア活動の発展と地域福祉の向上に寄与することを目的に、 市内の団体と個人などが登録しています。ボランティア活動の促進を支援する事業を行います。



# 1-3 高齢者福祉

高齢化の進展に加え、地域社会では高齢者をめぐる様々な問題が浮上しています。住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう「地域包括ケアシステム」の深化・推進の取組を継続し、「地域」の力を活用しながら高齢者を支える体制づくりや、それぞれの能力を生かした生きがい・居場所づくりを進めていく必要があります。

- ■本市の高齢化率は、令和2年の40.5%から令和7年には42.5%になると予測されています。 高齢者人口は平成30年をピークに減少に転じています。それに対し、75歳以上の後期高齢者 は今後増加する見込みで、独居高齢者及び高齢者のみの世帯増加が見られることから、高齢者 が住み慣れた地域での暮らしを継続するためには、コミュニティの再生などの取組が必要です。
- ■本市では、いきいき百歳体操やふれあいサロンの活動支援、あったかふれあいセンターの設置・運営など、高齢者の在宅生活の支援や生きがいづくり、居場所づくりを推進していますが、地域全体におけるつながりの強化やフレイル\*予防を推進するためにも継続的な取組が必要です。
- 平成27年度から、高齢者の健康増進や介護予防を目的としたボランティアポイント制度である「あき元気応援マイレージ」を実施しています(令和元年度実績:ボランティア登録101人、活動件数858回)。活動登録者が固定化やニーズの多様化への対応のため、活動登録者の拡大と活動内容の充実が必要です。
- ■医療介護情報連携システムである「高知ケアライン」を活用した切れ目のない支援の実施や看取りフォーラムの開催、「支え合いノート」や「私のリビングウィル」の作成・普及を通じて、医療と介護の両方を必要とする高齢者が自分らしい人生を最期まで送ることができる体制づくりに努めています。現在、「高知ケアライン」は高知県のモデル事業として実施しているため、本格運用にあたり関係機関のさらなる連携強化や利便性の向上が求められています。
- ■認知症になっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう認知症初期集中支援チームの配置 や認知症サポーターの養成、認知症研修会の開催をしています。増加する認知症高齢者を地域 で支えるためには、地域住民の見守りや関係機関との連携による支援体制の強化が必要です。
- ■安芸市老人クラブ連合会は令和2年3月末現在、34の老人クラブ、会員1,125人で組織され、 高齢者の生きがいづくりや社会参加に寄与していますが、老人クラブへの新規入会者の減少や 活動休止が続いています。今後は、老人クラブ同士が相互に連携するなど活動の維持・充実を 図っていく必要があります。
- ■平成16年7月に高齢者の就労の確保・安定などを目的にシルバー人材センターが設立され、 平成27年度からは一般社団法人として新たなスタートを切りました。令和元年度からは事務 局体制を強化して会員数や受注件数の増加に取り組んでおり、今後も高齢者の能力活用と社会 参加の場の中心的役割を担い、生きがいづくりにつなげる取組を推進していきます。

<sup>※</sup>フレイル…加齢とともに、心身の活力(筋力や運動機能、認知機能、社会とのつながりなど)が低下し、介護が必要になる危険性が高い状態を指します。

# 計画

### (1) 在宅生活の支援と介護予防の推進

- ●毎月型のふれあいサロンの活動支援やあったかふれあいセンター事業を実施し、フレイル予防 や認知機能低下予防に努めるなど、高齢者が安心して在宅生活を送ることができる環境づくり を支援します。
- ●筋力効果とバランス力、柔軟性の向上に効果のある「いきいき百歳体操」や「安芸の元気体操」の普及拡大などにより、介護予防と健康づくりを推進します。
- 「あき元気応援マイレージ」のボランティア内容の拡充に努めます。
- ●医療と介護を一体的に提供するため、「高知ケアライン」の確立や活用の幅を広げるなど、多職種間との連携強化を図り、市民向けの普及啓発を行います。
- ●より多くの市民が認知症への理解を深め、地域で認知症高齢者を見守ることができるよう民間 企業や各種団体などとの連携強化に努めます。

成 果 指 標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
介護予防参加者割合*(%)	15.6	17.0	17.9	17.9	16.0	13.0

<sup>※</sup>H27~R元までは介護認定を受けていない高齢者のうち「いきいき百歳体操」などの参加者(登録者)割合。 令和7年度の目標値については、分母を介護認定を受けていない高齢者から65歳以上の高齢者に変更。

# (2) 生きがいづくりと社会参加の促進

- ●老人クラブ活動を支援し、生きがいづくりと社会参加を促進します。
- (一社)安芸市シルバー人材センターを核に、各産業分野において高齢者の就労や能力活用に努めます。

成果	H27	H28	H29	H30	R元	R7	
シルバー	登録者数(人)	128	138	121	111	116	135
人材センター	受注件数(件)	1,167	1,129	938	1,011	1,166	1,140







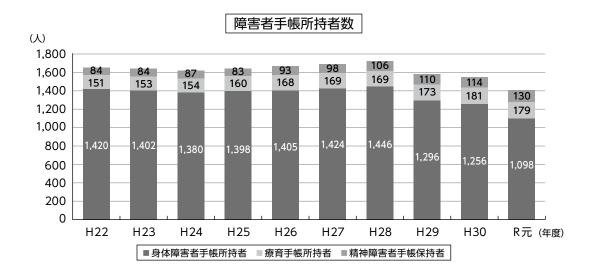


# 1-4 障がい者福祉

障がいのある人が社会で自立し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。そのためには、 障がいのある子どもへの支援や居場所づくり、就労の場の確保、相談支援員の確保などが求めら れています。また、生活を支える家族に向けたサービスの充実も必要です。

- ■平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、身体障がい・知的障がい・精神障がいの 方々に加え、難病などの方々が障がい福祉サービスなどの対象となりました。
- ■令和元年度末における障害者手帳所持者数は、身体障がい1,098人、知的障がい179人、精神 障がい130人の計1,407人となっており、身体以外は増加傾向にあります。特に若い世代の障 がいのある人にとっては、暮らしの場を確保し、地域で自立した生活ができるような支援が必 要であり、現在、市内で1箇所グループホームが運営されています。
- ■在宅生活を送る障がいのある人とその家族は、多くが将来にわたり家族と暮らしていくことを 望んでいますが、高齢化による障がいの重度化や介護家族の高齢化といった問題が生じており、 介護保険制度への移行やサービスの円滑な運用に努めつつ、障がいのある人の在宅生活支援を はじめとする福祉サービスの充実が求められています。また、障がいのある人が地域で安全・ 安心に暮らしていくためには、災害避難対策に取り組むことが必要です。
- ■市内の在宅で利用できる事業所について、安芸市ワークセンターでは就労継続支援B型\*1と 障害者就業・生活支援センター事業\*2を提供しており、ゆうハート安芸では就労継続支援B 型、ホップあきでは就労継続支援B型、生活介護 $^{*3}$ と共同生活援助(グループホーム) $^{*4}$ の サービスを提供しています。また、令和2年4月からTEAMあきが開所し、就労継続支援B 型と市内初の就労移行支援\*5のサービスを提供しており、市内の事業所は計4箇所となって います。地域で自立して暮らしていくためには、障がいのある人の収入向上への取組が必要で す。そのため、農業分野と連携して、障がいのある人の新たな雇用の場を創出することを目的 とした「農福連携」が進められています。また、平成23年度から山田特別支援学校の分校が 中芸高校に併設されましたが、卒業後の就労の場が少ないことが課題となっており、特別支援 学校などの新規卒業者の受け入れ体制の整備、既存施設の拡大や機能充実などを図っていく必 要があります。
- ■発達障がいの診断を受けている児童が増えており、医療機関への受診や療育を受ける機会の確 保が闲難となっています。また、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの福祉サービス事 業所も県東部には少ないため、身近な所でサービスを受けれられないという課題もあります。
- ■夏休みや休日など一時的に、短期入所や日中一時支援、長期休暇支援事業などを利用している 障がいのある子どもが多くなっていますが、市内にはそうしたサービスを提供している事業所 がないため、市外の事業所を利用しています。市が実施している長期休暇支援事業でもボラン ティアスタッフの確保が難しくなっており、近隣事業所へ開設を働きかけていく必要がありま す。
- ■障がい福祉サービスを利用するすべての人に計画相談の作成が必須になりましたが、市内には 相談支援専門員が少なく、人員の確保が課題となっています。

- 令和元年度から、障がいのある人の主体性の向上や生きがいづくりを目的としたボランティア ポイント制度である「福祉あき元気応援マイレージ」を開始しました。
  - ※ 1 就労継続支援B型…一般企業への就労が困難な人に、働く場の提供や、知識及び能力の向上のための訓練を 行います。
  - ※2 障害者就業・生活支援センター…就労を希望している、または、就労している障がいのある人の様々な相談を受けたり、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携して就労支援を行います。
  - ※3 生活介護…常に介護を必要とする人への昼間の入浴や排せつ、食事などの介護を行います。
  - ※4 共同生活援助(グループホーム)…夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や生活上の援助を行います。
  - ※5 就労移行支援…一般企業への就労を希望する障がいのある人に、生産活動などを通じて、就労に必要な知識 及び能力向上のために必要な訓練を行います。



## ▮計 画

#### (1) 地域生活支援の充実

- ●支援を必要とする人に対して、適切な支援が行き届くよう体制を整え、特に障がいのある人の 自立を促進するため、日中の居場所、生活訓練の場づくりの推進や障がいのある子どもの療育 体制の整備、グループホームなどの住まいの確保に努めます。
- ●障がいの発見から療育へ円滑に移行できるよう、関係機関との連携強化、早期療育に対する意識啓発などを行い、個別療育支援の充実に努めます。また、保育士や支援員を加配するなど、 障がいのある子どもに適切な支援・教育を行い、健やかな成長を支援します。
- ●南海トラフ地震に備え、福祉避難所の整備をこれまで行ってきました。今後は、一般の避難所についても要配慮者の受け入れを行うための環境整備を進めるとともに、災害に対する広報・対策の充実を図り、自主防災組織の活動強化、避難行動要支援者名簿の活用、個別計画の作成など関係機関とともに緊急時の支援体制を整備します。
- ●障がいのある人の地域生活を支える障がい者支援ボランティアの養成、学生のボランティア活動への参加を促進し、ボランティア活動の推進を行います。
- ●障がいのある人が地域で安心して暮らすため、身近な所で相談できる相談支援体制を整備します。
- ●個別支援の充実を目指し、安芸市版つながるノートの普及・啓発とその活用、支援ミーティングの開催などを行い、保育所(園)、幼稚園、小・中・高校が連携して一貫した支援体制の整備

に取り組んでいきます。

- ●医療機関との連携を強化し、一次予防\*1に重点をおきながら、引き続き疾病予防\*2に取り組んでいきます。また、地域リハビリテーションの充実を図り、障がいの重度化・重複化の防止を目指します。
  - ※1 一次予防…病気になる前の健康者に対して、病気の原因と思われるものの除去や忌避に努め、健康の増進を 図って病気の発生を防ぐなどの予防措置をとること。
  - 参考)二次予防…病気になった人をできるだけ早く発見し、早期治療を行い、病気の進行を抑え、病気が重篤にならないように努めること。
    - 三次予防…病気が進行した後の、後遺症治療、再発防止、残存機能の回復・維持、リハビリテーション、社会復帰などの対策を立て、実行すること。
  - ※2 疾病予防…一次予防、二次予防、三次予防をあわせて疾病予防と言います。

#### (2) 社会参加の促進

- ●障がいのある人の一般企業での就労に向けて、障がいの程度や種別に応じた職業リハビリテーション、障がいに配慮した適切な就労の場の確保と条件整備を行うとともに、行政、障害者就業・生活支援センター、ハローワークが連携し、きめ細かな対策を総合的に取り組んでいきます。また、関係機関とも連携し、誰もが気軽に参加できる魅力ある行事の実施と周知に努めます。
- 「めだかの学校」など市民が主体となって相互理解活動・交流活動や自助グループ活動を支援 します。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
訓練等給付サービスの利用者数(人)	82	78	79	98	102	120
就業障がい者数(人)	170	172	155	143	122	175
生活訓練事業利用者数(延べ人数) (「めだかの学校」、「ニコスマイル」)	8,519	8,453	7,653	8,182	6,861	8,600





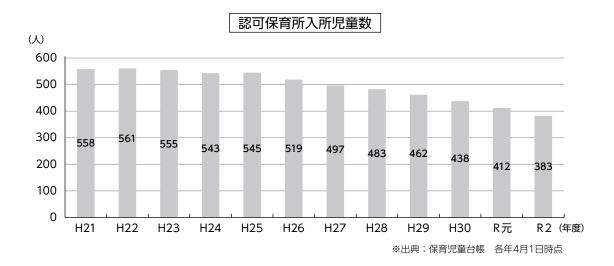


# 1-5 児童福祉

家族の在り方が多様化する中で、子育てに関する情報提供を望む声は多く、多様な保育サービスの提供など、保護者の不安や負担を軽減する取組が必要です。また、虐待、ネグレクトなどから児童の命を守るために要保護児童への迅速な支援も求められています。

- ■本市の平均初婚年齢、50歳時未婚率は上昇傾向にあり、特に男性の50歳時未婚率は全国平均を大きく上回っています。未婚・晩婚化が進行することによる合計特殊出生率の低下や、再生産年齢人口(15~49歳)の減少により少子化が加速しています。
- ■多子世帯の保育料などの経済的負担の軽減を図り、妊娠・出産しやすい環境づくりや産後支援 に取り組む必要があります。
- ■平成29年度に、安心して子育てができる環境づくりを目的として、子育ての助け合いを行う 会員制有償ボランティア組織である「安芸市ファミリー・サポート・センター みるきぃ」が 設立されました。
- ■平成17年度に下山保育所を廃止し、伊尾木保育所に統合したほか、平成18年度には矢ノ丸・安芸乳児保育所を民営化し矢ノ丸保育園に統合、平成29年度には、染井保育所と安芸保育所を高台へ移転し安芸おひさま保育所に統合しました。今後も、入所児童の減少が見込まれる中で、多様な保育サービスを提供するためには、保育所運営のさらなる適正化・効率化を図る必要があります。
- ■本市の保育所は、公立保育所7箇所、私立保育所1箇所となっています。令和2年4月1日現在、国が定めた認可基準を満たす認可保育所には383人が入所していますが、今後も出生者数の減少に伴い、入所児童数の減少が見込まれています。
- ■児童数の減少を抑制し、安心して産み育てる環境を整えるためにも、妊娠・出産・育児の切れ 目ない支援、ワーク・ライフ・バランスの促進などが求められています。
- ■保幼小中高が連携して、健全な児童を育てる一貫した体制を整え、家庭や地域が児童を育てる 力を高めるための教育環境の整備が必要です。
- ■平成18年度に「安芸市子ども支援ネットワーク」を立ち上げ(児童相談所・法務局・警察署をはじめ29の公共団体と社会福祉協議会など4法人のほか、民生児童委員協議会や保護区保護司会など18の団体で構成)、要保護児童の早期発見と迅速な支援を行い、虐待防止に努めています。今後も、生活スタイルの多様化や家庭の養育力低下などにより多種多様となっている相談内容への対応が必要です。
- ■令和2年度には、家庭児童相談室\*の機能を核とした子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもの家庭支援の充実を図っています。
- ■一時保育・保育の延長対応・障がい児保育など、多様な保育サービスを実施してきており、引き続き保育サービスの充実に努めるとともに、保育の質の向上と新たな保育ニーズに対応していくことが重要です。また、南海トラフ地震対策として、保育施設の高台移転を統合と併せて進める必要があります。

- ■本市の学童保育所は4箇所となっています。今後も、保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る必要があります。
  - ※ 家庭児童相談室…福祉事務所の行う家庭児童福祉に関する相談、指導業務を充実強化し、家庭における適正な 児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るために設置され、児童及び妊産婦の福祉に必要な実情の把握、相談、 調査及び指導などを行っています。



# 計画

# (1) 子どもと子育て家族への支援

- ●妊娠(不妊治療)・出産・育児の切れ目ない支援を行います。
- ●子育てを支援する生活環境を整備します。
- ●多子世帯の保育料などの経済的な負担軽減を図り、妊娠・出産しやすい環境づくりや産後支援 に取り組みます。

成果指標	H28	H29	H30	R元	R7
ゆったりとした気分で子どもと 過ごせる時間がある母親の割合*(%)	82.3	78.5	82.2	80.5	83.0

※ 出典:「健やか親子21」アンケート

## (2) 地域における子育ての支援

- ●子育てに関する支援・相談体制を強化し、地域における子育て支援のサービスを充実させます。
- ●親子・世代間の交流促進や子育てサークルの支援など、子育て支援ネットワークの充実を図ります。
- ●児童虐待の防止を図ります。
- ●子どもの安全・安心の確保に努めます。

## (3) 仕事と子育ての両立支援

- ●保育内容や、保育サービス (一時保育・保育の延長対応・障がい児保育など) 及び学童保育の 充実を図ります。
- ●子育て家族を支援する企業などの拡充を図り、ワーク・ライフ・バランスの促進を目指します。

## (4) 子どもの教育環境の整備

- ●保幼小中高が連携した教育環境、学校教育の充実を図ります。
- ●家庭・地域の子育て力、教育力を高めるための意識啓発や学習機会を充実させ、次世代の親の 育成に努めます。
- ●児童の健全な育成を行います。



地域子育て支援センター

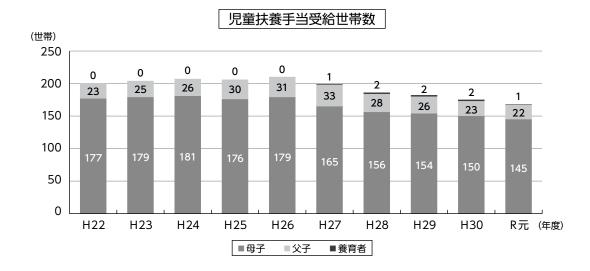


# 1-6 母子・父子福祉

ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるように、生活面・経済面の支援が求められています。

# 現状と課題

- ■本市における離婚件数は、平成30年度30件、令和元年度27件と減少しています。令和元年度 の児童扶養手当受給世帯は168世帯となっており、人口減少に伴い、近年微減傾向にあります。
- ■ひとり親家庭は、社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれていることが多く、生活の 安定と自立に向けた総合的な支援を行う必要があります。



#### 計画

## (1) 自立の支援

- ●生活実態の把握に努めるとともに、国や県、関係機関と連携して相談・指導体制の充実に努めます。
- ●職業訓練の促進や修学資金の貸し付けを行います。

成 果 指 標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
ひとり親家庭の就職率*(%)	92.0	90.0	92.0	91.0	97.0	98.0

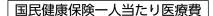
※ひとり親家庭の就職率…児童扶養手当受給資格者のうち、就職している者の割合。

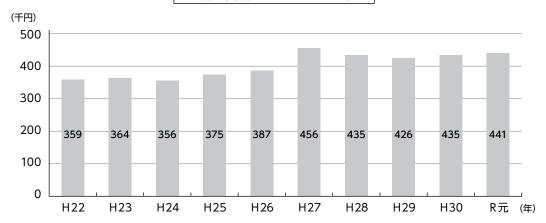


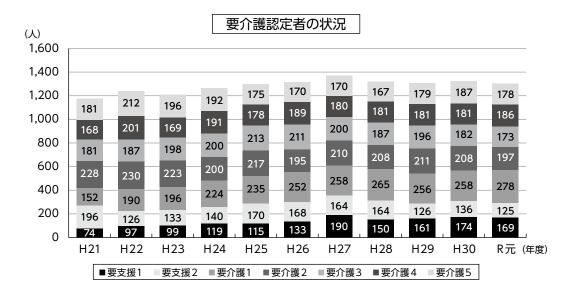
# 1-7 社会保険

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など、国民の暮らしを保障する保険制度が持続的に機能していくためにも、各事業の健全な運営に努めながらサービスを提供していく必要があります。

- ■国民健康保険制度では、被用者保険と比べて、年齢構成が高く医療費水準が高い、所得水準が低い、保険料負担率が高いなど、構造的な問題を抱えています。とりわけ、高知県は人口減少・高齢化が進んでおり、全国と比較しても保険料負担率が高いなど、大変厳しい状況にあります。
- ■平成27年度の国保制度の運営の安定を目的とした法改正により、平成30年度から財政運営の主体が市町村から都道府県へと移行されました。市町村の被保険者に係る必要な保険給付費(医療費)は、県が全額負担することになり、市町村は財政的には一定の安定を得られることになりましたが、一方で、県の国保事業において必要な費用を、市町村は国民健康保険事業費納付金として納めることになりました。その納付金は、国保税を主な財源とすることから、必要な税収を確保していくことが重要ですが、税率を改正しても、国保税課税標準所得額が見込みより下回ったりして必要な収入が得られず、赤字決算の解消が思うように進まない状況にあります。
- ■人口減少に伴う被保険者数の減少や年金受給者の割合の増加、また、経済情勢の低迷に伴う課税所得の落ち込みなどにより、国保特別会計の収入確保は、今後ますます厳しいものになっていきます。歳出抑制の一つでもある保険給付費も、その適正化に一層取り組んでいかなければなりません。今後も引き続き、国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営に努める必要があります。
- ■保険給付費において、総額では平成27年度をピークに減少傾向にあるものの、被保険者数の減少により、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。これは、保険給付費の減少率を被保険者の減少率が上回っていることを示しており、この傾向は今後も続いていく可能性があります。
- ■75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度は、後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、市町村と事務を分担して行っています。市町村は、保険料の徴収事務、各種届出の窓口業務、制度に関する広報・相談に応じる事務などを行っています。医療費については、近年減少傾向でしたが、令和元年度には再び増加しており、今後、団塊の世代が後期高齢者として増加していく2022(令和4)年以降、ますます増加していくことが予想されます。
- ■高齢者人口は平成30年をピークに減少しており、それに伴い要介護認定者数も微減傾向となっています。認定者数のうち約90%が後期高齢者で、特に団塊の世代が全員75歳以上となる2025(令和7)年や、団塊ジュニア世代が全員65歳以上となり介護需要のピークが見込まれている2040(令和22)年に向けて、介護保険制度の持続可能性が課題となっています。
- ■国民年金事務では、市では各種届出の申請受付、相談、啓発事務を行っています。相談者に対する的確な説明や年金事務所との連携など、今後も円滑に事務を遂行していく必要があります。







# 計画

#### (1) 国民健康保険事業・後期高齢者医療事業の健全な運営

- ●レセプト点検体制の充実などによる保険給付の適正な実施、特定健診受診率向上やジェネリック医薬品の利用促進などによる医療費の適正化に努めます。
- ●国民健康保険税の収納の確保に努めます。
- ●後期高齢者医療制度の周知・普及啓発に努めるとともに、保険料の収納の確保に努めます。

成 果 指 標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
国民健康保険1人当たり医療費(千円)	456	435	426	435	441	453
国民健康保険税収納率(現年分)(%)	96.9	97.2	97.3	97.5	97.3	97.0
後期高齢者医療保険料収納率(現年分)(%)	99.4	99.6	99.4	99.7	99.2	99.5
ジェネリック医薬品*普及率(%)	51.3	62.6	70.2	74.2	74.3	80.0

<sup>※</sup> ジェネリック医薬品(後発医薬品)…既に承認されている医薬品とその有効成分、分量、用法、効能及び効果が同一性を有するものとして承認された医薬品。

ジェネリック医薬品普及率=[後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])

## (2) 介護保険事業の健全な運営

- ●認定の適正化、ケアプラン点検の実施、住宅改修・福祉用具の点検、縦覧点検・医療との突合、 介護給付費通知を行い、給付の適正化に取り組みます。
- ●安芸市が指定している地域密着型サービス事業所及び居住介護支援事業所に対し適正な事業所 運営、対象サービスの質の確保、保険給付の適正化を図ることを目的として、定期的に実地指 導などを行います。
- ●介護保険料の収納の確保に努めます。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
1人当たり介護給付費(千円)	1,488	1,580	1,633	1,630	1,694	1,650
介護保険料収納率(現年分)(%)	98.7	98.7	98.6	99.0	99.1	99.1

## (3) 国民年金制度の普及啓発

●国民年金制度の周知と普及啓発、相談体制の充実に努めます。

# 第2章

# みんなで備え、未来に生き抜く 安心・安全のまちづくり

# 【防災】

- 2-1 防災
- 2-2 消防・救急・救助
- 2-3 交通安全・防犯









# 防 災 **2-1** 防災

近い将来起こるとされている南海トラフ地震に備えるために、災害時の応援協定や緊急避難施設、津波避難タワーなどの整備、耐震対策を進め、自主防災組織や市全体の防災訓練などにより防災意識の向上に努める必要があります。また、台風・豪雨による落石、浸水、越波防止等の自然災害への対策にあわせて、新型コロナウイルス感染症への対応も求められています。

- ■政府の地震調査委員会は、令和2年1月南海トラフ全域において今後30年以内にM8~M9 クラスの地震が発生する確率を70~80%程度としています。本市は、南海トラフ地震発生時 による最大クラスの被災予想は死者1,800人(うち津波1,300人)が出ると予想されています。 (「高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定について」公開日平成25年5月15日)
- 平時における防災・減災のまちづくりに加え、災害が発生した際のことを想定して、被害をできるだけ減らし、被災後の復興をスムーズに行えるよう事前に準備することが重要です。
- ■災害時における応援協定は令和2年3月末で、食料・物資などの供給に関する協定を20件、 災害時要配慮者の受け入れに関する協定を6件、応急対策に関する協定を44件締結していま す。
- ■世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、医療提供体制のみならず、経済活動全体 にも大きな影響を与えており、感染症と共存する新たな社会を見据えた対策が急務となっています。
  - 本市では、平成27年11月に「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、国及び県の基本的対処方針を踏まえつつ、発生した感染症の特性に応じた対策を進めることとしています。また、令和2年6月には、緊急時における避難所での感染症への対応として、「災害時における避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス等感染症への対応)」を作成しています。
- ■南海トラフ地震による津波被害から市民の安全を守るため、津波避難タワーや避難路の整備を計画的に実施してきました。今後は津波避難タワー・避難場所の整備、避難所の運営訓練、高齢者・障がい者など津波からの避難が困難な方への避難支援計画、避難所での生活に配慮の必要な方への支援計画などに住民と協働して取り組む必要があります。
- 建築物の耐震対策では、学校施設の耐震補強工事を計画的に実施してきましたが、引き続き公共施設の耐震対策を進めることが必要です。
- ■自主防災組織は、令和2年3月末で、51地区で構成され、組織率は100%となっていますが、 活動の停滞や固定化、高齢化の解消が必要です。
- ■市内一斉に行われる総合防災訓練には、地域の自主防災組織を中心に多くの参加者があり、児童生徒の参加も各小中学校の協力により拡大しています。今後は、訓練内容を充実し、防災意識の向上に努めていく必要があります。
- ■津波浸水地域にある事業所施設を緊急避難施設をして使用するため、令和2年3月末で、25施設との協定を締結しています。今後も避難所の整備や住民との通信手段の確保などに努め、市民や地域・事業者・行政が一体となった地域防災体制を確立することが必要です。
- ■一般住宅の耐震対策では、昭和56年(建築基準法改正)以前に建築された木造住宅を対象に

耐震診断、耐震設計及び改修に要する費用の助成と家具転倒防止対策を行っています。また、 密集市街地などにおける避難路の確保や延焼防止に向け、ブロック塀の撤去や不良住宅などの 除去に要する経費の助成を行っています。今後も、助成制度の周知を図り、木造住宅の耐震化 などを促進することが必要です。

- ■現在の市庁舎は、施設の老朽化や耐震性の不備、庁舎の狭隘化・分散化のほか、慢性的な駐車場不足など様々な課題を抱えています。また、南海トラフ地震に関する被害想定では、最大クラスの地震による津波で6.5メートル浸水するという予測が示されており、これらの課題を踏まえ、市民の命を守ることを最優先として、南海トラフ地震など災害時にも機能できる市庁舎を早急に整備する必要があります。
- ■近年、異常気象が各地で発生しており、本市においても平成30年7月豪雨によって、中山間地域を中心に大きな被害を受けました。畑山・東川地区では、これまでも台風・豪雨による落石・崩壊で幹線道路が度々通行止めとなっており、主要県道の拡幅改良や落石防止網などの法面対策が順次進められています。一方、河川についても近年、氾濫による浸水被害が発生しており、県管理河川である安芸川、伊尾木川を中心に土砂浚渫等が適宜行われ、下流域の浸水防止対策の措置が講じられています。
- 穴内漁港海岸では、砂浜を利用した祭事など広く地域住民に親しまれてきましたが、年々大型 化していく台風の影響などによる海岸浸食が著しく砂浜が後退しています。今後は国土保全の ため、砂浜の安定化を図るとともに、高潮による越波防止を行うことが必要です。
- ■東日本大震災を教訓に、南海トラフ地震などによる被災後の迅速な復旧・復興に向けて、土地所有者の確認や境界の明確化が重要となっています。また、公共事業の推進や土地取引の円滑化のためにも、境界の明確化が求められています。現在、本市の地籍調査の進捗率は10.5%(令和元年度末、高知県平均57%、全国平均52%)とかなり遅れている状況ですが、住宅密集地の津波浸水想定区域を優先的に実施しつつ、山間部の調査も進めています。

# 計画

#### (1) 防災体制の充実

- ●自主防災組織の活性化や関係機関との連携、資機材の再整備などを進め、地域防災体制の強化 に努めます。
- ●学校教育の場を通じて、地震に関する基礎的な知識の習得と防災意識の高揚を図り、自らの安全を確保するための取組を促進します。
- ●昭和56年(建築基準法改正)以前に建築された木造住宅の耐震診断・改修費用、ブロック塀 の撤去、老朽住宅の撤去などに対する助成を行います。
- 「新型インフルエンザ等対策行動計画」に則った感染症対策に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づく感染予防に努めます。
- ●地域の実情に即した避難所運営マニュアルを策定するとともに、介護・福祉・消防部門の関係 課・関係機関と連携した災害時要支援者対策を進めます。
- ●非常持出品の用意や家具・家電製品の転倒防止対策、窓ガラスなどの飛散防止対策など、各家庭における地震対策を促進します。
- ●広報・学習会などによる防災情報の提供や地域防災訓練の実施などを通じて、市民の防災意識の高揚を図ります。

●津波浸水想定区域外への移転建替えを進める市庁舎は、南海トラフ地震や台風などの災害に対し、防災拠点機能を維持できる安全安心な庁舎を目指して、令和6年度からの供用開始に向けて取り組みます。

成 果 指 標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
耐震診断を行った木造住宅*の累計戸数(戸)	295	356	397	434	478	724
耐震改修を行った木造住宅の累計戸数(戸)	61	72	91	114	142	244

<sup>※</sup> 昭和56年以前に建築された木造家屋。

# (2) 自然災害の防止

- ●山間地域における主要県道の落石防止対策と県管理河川・海岸の計画的な改修等を促進します。
- ●穴内漁港海岸の浸食対策及び越波対策を計画的に実施します。

#### (3) 境界の明確化

- ●地籍調査により境界の位置と面積を測量します。
- ●GISの導入により地籍調査の成果を公表するとともに、事務事業への利活用を図ります。



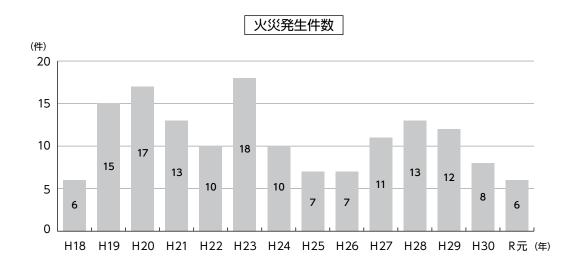
避難所運営図上訓練

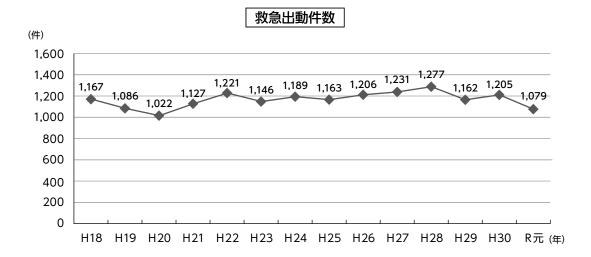


# 防り ジェニュ 消防・救急・救助

市民の命を守るために、火災や急患に迅速に対応できる体制づくりが必要です。救急救命士や 消防団員の確保・育成に加え、市民の防火意識、救急車の適正利用意識の向上を目指した取組が 求められています。

- ■火災発生件数は年間平均10件程度、死者はこの10年間で5人となっています。火災発生件数 を減らすとともに、逃げ遅れによる犠牲者をなくすことが重要です。
- ■平成18年に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、女性防火クラブや消防団による継続的な普及啓発に取り組んでおりますが、設置率は68%(令和2年2月末)となっており、依然として未設置の住宅が多くあることが問題となっています。また、火災発生をできる限り抑えるためには、市民の防火意識の向上を図ることが必要です。
- ■救急出動件数は、平成28年の1,277件をピークに減少傾向となっていますが、高知市を中心とした管外搬送は依然として多い状況です。救急車2台が同時に出動するケースも依然多く、救急車の現場到着が遅れるなど、迅速な救急活動が行えない場合があります。これらの課題を改善するためには、救急車の適正利用を啓発するとともに、地域における救急医療体制の充実が強く望まれます。
- ■計画的な救急救命士の養成によって複数名での救急車搭乗が可能となり、スムーズかつ高度な 処置が行えるようになりました。また、平成29年度から新たに指導救命士を養成したことで、 よりきめ細かな救急救命活動ができる体制が構築されました。
- ■安全かつ迅速に消防・救急活動を行うため、消防・救急車両や資機材の定期点検や更新・整備が必要です。
- ■生産年齢人□ (15~64歳) の減少に伴い、消防団員が減少する傾向にあり、団員の確保・育成が課題となっています。





#### (1) 防火の推進

- ●火災予防の普及啓発や防火査察・消防訓練などを通じて、市民や事業所などの防火意識の向上 を図り、防火管理体制の確立を目指します。
- ●住宅用火災警報器の継続的な普及啓発活動を行います。

成 果 指 標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
住宅用火災警報器の設置率 (%)	60.5	67.7	67.9	68.02	68.42	100.0

### (2) 消防・救急基盤の充実

- ●消防・救急車両や資機材を計画的に更新・整備します。
- ●救急車の適正利用に向けた啓発活動を行うとともに、救急救命士など有資格者を計画的に養成します。

#### (3) 消防団員の確保・育成

●地元消防団と連携した消防団加入を促す広報活動等により消防団員の確保に努めるとともに、 各種資格・技能の取得など消防団員の能力向上を図ります。

成 果 指 標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
消防団員数*(人)	259	254	258	250	249	255

<sup>※</sup> 消防団員定員282人。



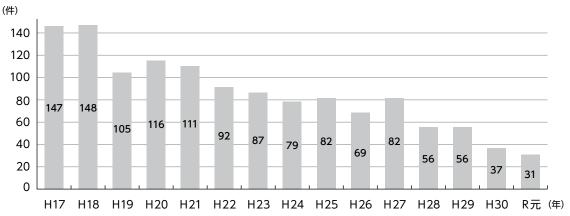
# 防災 2-3 交通安全・防犯

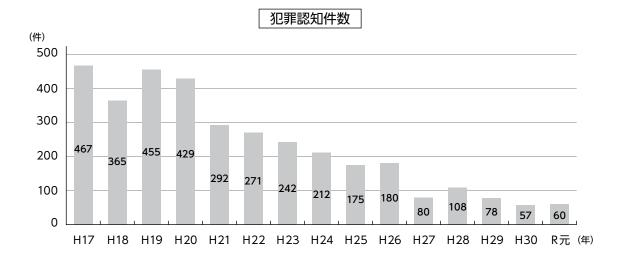
本市では、平成15年3月に、協働で安全・安心の地域社会を目指すための『安芸市安全・安心なまちづくり条例』を制定しています。市民や事業所、行政などが協働して、交通安全対策、防犯対策などに取り組み、安全で安心して生活できる地域社会の実現を図る必要があります。また、高齢者の交通事故、児童・生徒へ不審者の声掛け、特殊詐欺などの問題への対策が求められています。

# 現状と課題

- ■高齢化が進む本市において、交通事故の割合は、高齢者の事故が約6割と非常に高くなっており、近年では高齢ドライバーが加害者となるケースも増えるなど、高齢者の事故防止対策が喫緊の課題となっています。
- ■本市の交通事故件数は平成27年に年間82件であったのが、令和元年では31件と半数以下になり、日頃からの交通安全運動の成果が表れています。今後も交通事故件数を減らしていくために、現在実施している街頭指導・交通安全教室などの啓発活動や交通安全施設の整備に継続して取り組むことが重要ですが、交通安全指導員が高齢化するとともに、新たな指導員の確保が課題となっています。
- ■安芸警察署管内の犯罪認知件数は、年間50~100件程度で推移し減少傾向にありますが、不審者による児童・生徒への声掛けなどのほか、特殊詐欺や悪質商法などの消費生活に関する問題に対処するため、市民一人ひとりが犯罪に対する危機意識を持つとともに、地域ぐるみで防犯対策に取り組む必要があります。

# 交通事故発生件数





#### (1) 交通安全意識の向上

- ●高齢者や児童・生徒を対象とした交通安全指導や啓発活動に重点的に取り組みます。
- 「安芸市交通安全市民会議」を中心に、市民ぐるみの交通安全運動を推進します。
- ●交通安全指導員の確保と人材の育成に努めます。

# (2) 交通安全施設の充実

●カーブミラー・ガードレール・標識など、交通安全施設の充実に努めます。

# (3) 地域防犯体制の充実

- 「安芸地区地域安全協会」の活動を支援し、防犯関係部署との連携を強化します。
- ●防犯灯の計画的な整備に努めます。



全国交通安全運動

# 第3章

# 地域資源の強みを活かした 魅力あふれるいきいきとしたまちづくり

# 【産業】

- 3-1 農業
- 3-2 林業
- 3-3 水産業
- 3-4 商工観光









# <sup>産 業</sup> 3−1 農業

農業は本市の中心的な産業であり、産業振興の上で欠かせない分野です。また農業・農村は、水源涵養、自然環境保全、景観形成などの多面的な機能も有しており、その利益は広く市民全体が享受しています。しかし、農業従事者の高齢化や人口減少による農家戸数の減少、担い手不足に伴い、耕作放棄地が増加傾向にあります。また、TPPの締結によって、農業をとりまく

また、TPPの締結によって、農業をとりまく 環境は大きく変化しています。これらのことか ら、次世代に続く農業にしていくためにも、担 い手の確保、農家経営の安定化、地域資源の保 全管理の取組の強化が必要です。



ゆずとり体験

- ■近年の農業は、ロボット技術やAI、IoTなどの先端技術を活用して作業の自動化や高品質生産を実現する「スマート農業」への転換が加速化しており、担い手の減少や高齢化が深刻な我が国の農業現場においては、その実現が重要な課題となっています。高知県においても、IoT技術を栽培管理や収量予測および省力化に活用する新たな農業「Next次世代こうち新施設園芸農業」の研究開発に取り組んでいます。
- ■ナスを中心とする施設園芸は、本市の基幹産業で、安芸農業振興センターによる推計値では、 令和元年度におけるナスの作付面積は131ha、生産量は17,004トンとなっており、日本有数 のナスの産地となっています。また、中山間地域ではユズの栽培が盛んで、令和元年度の作付 面積は118ha、生産量は2,669トンとなっており、県内第1位の生産量を誇っています。
- ■施設園芸においては、ハチや天敵昆虫を使った環境保全型農業が広く普及しています。また、 増収や品質向上を図るため、ハウス内のCO2濃度などを自動制御する環境制御技術の普及促 進にも取り組んでいます。各農業者の所得を向上させていくためには、まとまりのある産地を 形成することでロットを確保し、有利販売していくことが必要です。ナスの有利販売に向けて、 高知県農業協同組合では、ナスの各品種をまとめて「高知ナス」として統一化しています。
- は場整備率は、平成21年度の37.0%から令和元年度には43.4%に向上しましたが、老朽化した農道や水路も依然として多くあり、利便性を高め、農作業の効率化を図るためにも、引き続き土地基盤整備を進める必要があります。また、これまで整備してきた農業用施設の多くが耐用年数を経過し、施設の老朽化に伴い機能が低下するなど、営農への支障や多面的機能の発揮に支障が生じつつあり、農業用施設の保全管理、長寿命化への取組が必要です。
- ■人口減少に伴い、農家戸数は減少しており、農林業センサスの数値を平成17年と平成27年で 比較すると、957戸であった販売農家数は795戸に減少し、主たる農業経営者の平均年齢は、 61.6歳から62.9歳に上昇しています。さらに、重油や肥料などの生産資機材の価格変動など により、農業経営は厳しい状況に置かれています。

- ■農業者の高齢化が進むなか、本市では担い手の確保・育成に取り組んでおり、令和元年度末の認定農業者数は、320人となっています。また、平成26年度から認定新規就農者制度が創設され、令和元年度末現在で29人を認定しています。新規就農者数は、年間15人から20人程度で推移しており、新規就農者の確保や定着に向け、農業者のもとでの研修支援などを行っています。
- 新規就農者の独立支援のために、平成27年度から令和元年度までに新規就農サポートハウスを5棟整備しており、新規就農者が営農実績を積むために不可欠な施設となっています。
- ■中山間地域においては、特に過疎化が進行しており、集落機能の維持と地域活力の向上対策が求められます。特に、基幹作物となっているユズの振興対策を今後とも推進する必要があります。



新規就農研修

■シカなどの有害鳥獣による被害が深刻で、営農活動に大きな影響を及ぼしており、駆除・個体 数調整・防除を続ける必要があります。

# 計画

#### (1) 生産基盤の充実

- ●土地改良事業を推進し、ほ場や農道、水路などの整備に努めます。また、小規模土地改良事業 に対する支援を継続します。
- ●園芸用ハウス整備事業など、有利な補助事業を活用し、ハウスの近代化・省力化を推進します。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	
ほ場整備率 (%)	38.5	39.3	39.5	40.4	43.4	4
園芸用ハウス累計整備面積 (a)	1,540	1,756	1,914	2,298	2,695	3,

R7
43.4
3,600

#### (2) 担い手の確保・育成

●新規就農者の確保に向け、本市の農業の特色や支援策についての情報を発信するとともに、安芸市担い手支援協議会を中心として、農業者のもとでの研修支援や市が整備したサポートハウスの貸し付けなど、新規就農者の定着に向けた支援を行っていきます。また、認定新規就農者及び認定農業者への誘導、育成に努めます。

#### (3) 農家経営の安定・向上

- ●生産者団体や県と連携して、スマート農業の導入を検討します。
- ●環境制御技術の普及を促進させ、増収と品質向上を図っていきます。
- ●市場や量販店、消費者と産地の交流を促進し、環境保全型農業のPRを積極的に行うなど、消費者に選ばれる産地を目指して取り組みます。
- ●地産地消と食農教育を促進します。
- ●生産者団体や県と連携して、まとまりのある出荷体制・産地を目指します。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
環境制御技術導入累計農家戸数(戸)	43	75	120	158	170	230

#### (4) 農地の有効利用と保全

- ●多面的機能支払交付金を活用し、集落機能の維持向上や老朽化した農業用施設の長寿命化の取組を強化します。
- ●農業振興地域(農用地区域)の見直しを行い、農地や農業を守る取組を進めます。
- ●農地中間管理事業の活用による農地流動化や作業受委託を推進し、耕作放棄地の抑制と担い手 農家への集積を進めていきます。

## (5) 中山間地域の振興

- ●中山間地域等直接支払制度などを活用し、集落機能の維持向上に努めます。
- ユズヤ土佐ジロー、お茶、酒米、入河内大根など、地域の特産物を利用した交流活動などによる地域の活性化に努めます。
- ●関係機関などと連携して、ユズの需要拡大、供給過剰時の対策を行います。
- ●有害鳥獣による深刻な食害を防止するため、駆除・個体数調整・防除などの対策を進めます。











# 3-2 林業

適正な森林管理をしていくためにも、林業従事者の担い手確保・育成、路網整備や施業集約化、 森林の再生、森林資源の有効活用に向けた間伐を進める必要があります。また、環境保全の啓発 につながる地域交流にも取り組みます。

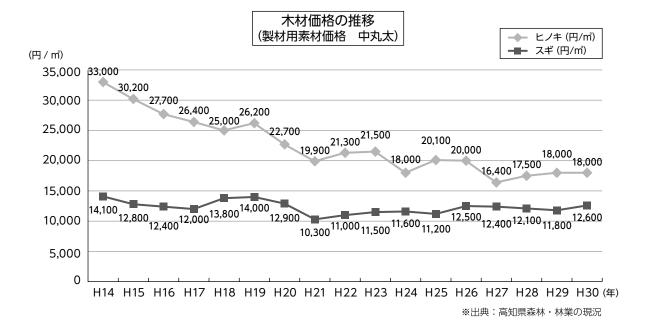
# 現状と課題

■本市の民有林面積は、21.913ha、材積は 7.151千㎡であり、国有林面積の6,229ha を含めると市域の約89%を森林が占めてい ます。戦後推進された拡大造林により、人工 林面積は13,410ha、人工林率は約61%と なっており、主伐期を迎えた森林が増加して いますが、長引く木材価格の低迷による採算 性の悪化や森林所有者の高齢化、担い手不足 により手入れの行き届かない森林が多く存在 するようになっています。



間伐後の森林

- ■本市の林業就業者数は、高知県林業環境政策課調べによると、平成12年度末の117人から、 平成30年度末には71人にまで減少し、現在50歳以上の就業者が約40%となっており、担い 手の確保・育成が喫緊の課題となっています。
- ■林業・作業道などの林内路網密度は、平成20年度末の15.1m/haから平成30年度末の 18.5m/haに向上していますが、県全体の33.1m/haと比較してもまだ低く、高性能林業機械 を使用した効率施業に必要な水準とされる40m/haを下回っており、素材生産収益を向上して いくために、今後も生産基盤となる路網の整備を進めることが重要です。
- ■路網整備や施業集約化の遅れなどから生産性が低く、木材価格も昭和55年頃のピーク時に比 べて約1/4まで落ち込むなか、採算性の悪化などにより林業生産活動が全般的に停滞し、森林 所有者の林業への関心は低下しています。また、相続などにより、自らの所有すら意識しない 森林所有者の増加が懸念され、森林の適正な管理に支障をきたすことも危惧されています。
- ■本市では、平成27年度から令和元年度の5ヵ年で1,008haの間伐を実施してきました。今後 も地球温暖化防止など森林の公益的機能を発揮し、森林資源の有効活用を図るため、間伐を計 画的に推進します。また、木材需要の増加に伴う原木の安定供給を図るため、利用(搬出)間 伐と皆伐を組み合わせて増産を図ることが重要となっています。
- ■平成20年度から実施している環境先進企業と地域が協働して、森林の再生と交流の促進を図 る「協働の森づくり事業」を継続して取り組んでいます。
- ■温室効果ガスの削減や災害防止を図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保す る観点から、令和元年度に森林経営管理制度が施行され、森林環境譲与税の配分が開始されま した。
- ■本市の林業及び木材産業関係者などで構成する「安芸市森林整備促進協議会」を令和2年度に 設置し、森林資源の適切な管理と林業の成長産業化の両立に取り組んでいます。



#### (1) 持続的な森林経営の確立

- ●多くの小規模所有者が持つ森林をまとめることにより森を団地化し、林業事業体などが所有者に代わって森林の整備や木材を生産する「森の工場」による取組や、効率的かつ安定的な林業経営に向けて、意欲ある森林所有者や林業事業体などによる森林経営計画の作成を促進し、森林の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入による生産性の向上、森林所有者への収益還元、林業の安定的な雇用確保を図ります。
- ●森林境界の明確化に向けて、地籍調査を推進します。
- ●森林環境譲与税を活用し、持続的な森林経営の確立を目指します。

#### (2) 担い手の育成

●林業就業者の確保と人材の育成を推進します。

#### (3) 健全な森づくり

- ●森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐などの森林整備を推進します。
- ●森林の保全と資源を持続的に利用するため、伐採跡地の適切な更新に努めます。
- ●環境先進企業と地域が協働して森林の再生に取り組む「協働の森づくり事業」を推進します。

成 果 指 標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
民有林内路網密度(m/ha)	17.2	17.7	18.2	18.5	_	20.0
年間間伐面積(ha)	221.9	220.83	186.85	153.13	226.23	370



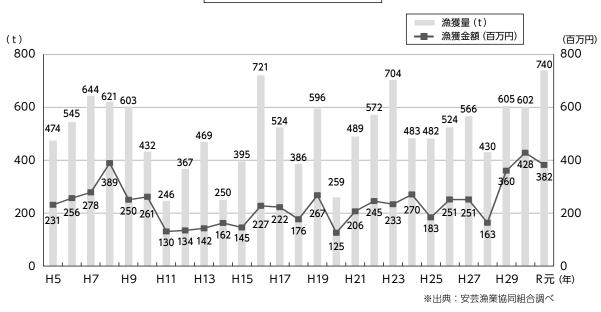
# <sup>産 業</sup> 3−3 水産業

回遊魚を対象とした沿岸漁業、なかでも、しらす漁が盛んな本市ですが、経営体の減少や就業者の高齢化に加え、漁獲量のばらつきといった問題が生じています。

# 現状と課題

- ■本市の水産業は、しらす漁が主体ですが、その多くが家族経営であり、就業者の高齢化から経営の継承が課題となっています。
- ■漁業経営体数は、平成22年度の120経営体から令和元年度は96経営体に減少し、就業者の高齢化が進んでいます。
- ■漁獲量・漁獲金額ともに年によってばらつきがありますが、近年は豊漁かつ高値での取引などから、平成以降の漁獲金額では、平成30年の4億2千8百万円をピークに、令和元年には、3億8千2百万円と高い水準で推移しています。今後も引き続き漁獲量増加や所得向上につながる取組が必要です。
- ■漁業活動の拠点である安芸漁協施設の老朽化が進んでおり、南海トラフ地震への対策をふまえた整備が必要です。
- ■観光漁業については、漁業関係者との調整や価格面での課題を抱えており、運営体制の見直し が必要となっています。

#### 安芸漁港 漁獲量・漁獲金額



#### (1) 生産基盤の充実

- ●安芸漁港西用地の有効利用を検討します。
- ●安芸漁港の機能性・安全性の向上を図るため、安芸漁港の整備を促進します。
- ●南海トラフ地震に備え、安芸漁協施設の耐震対策を検討します。

### (2) 担い手の育成

●漁業就業者の確保と人材の育成を推進します。

#### (3) 守り育てる漁業の推進

- ●掃海による漁場環境の改善を促進します。
- ●魚礁設置に向けて、各関係機関と連携して取り組みます。

## (4) 高付加価値化と観光漁業の推進

- ●鮮魚・加工品などの直販体制の整備の検討や、加工グループの活動支援を行います。
- ●観光漁業の運営体制を再検討し、観光漁業の振興に取り組みます。
- ●フィッシュポンプ、自動乾燥機などの導入を促進します。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元
しらす漁獲量(t)	502	352	510	559	708
釣り漁獲量 (t)	38	54	52	32	28
網・その他漁獲量(t)	26	24	43	11	4

R7
550
50
40

※ 安芸漁港協同組合調べ。



しらす漁水揚げ





# <sup>産 業</sup> 3−4 商工観光

# 【商工業】

高知県東部地域の商圏としての機能を保つためにも、空き店舗の活用への支援などを通して、 商店街の魅力を向上していく必要があります。また、地場産品を安芸ブランドとして県内外へ発 信し、外商を拡大することも求められています。

#### 現状と課題

- ■平成27年国勢調査における産業別就業人口では、第三次産業への就業割合が約6割となっており、サービス業が40.0%と最も多く、卸売・小売業は13.0%となっています。
- ■小売・卸売業の年間商品販売額は、商業統計及び経済センサスによると、平成24年の331億円から平成28年には421億円まで増加してますが、同店舗数は平成24年の448店舗から平成28年には442店舗に減少しています。
- ■中心商店街の活性化を図るため、平成23年度から空き店舗対策事業で店舗改修や家賃補助の 支援を行っています。今後は、個店の魅力アップや事業承継に対する支援など、さらなる取組 が求められています。
- ■工業では、製造事業所数及び年間製造品出荷額(従業員4人以上の事業所)は、工業統計及び経済センサスによると、平成21年の23事業所・70.5億円から平成28年は22事業所・66億円に減少しています。また、大規模工場はほとんどなく、中小の零細事業所が大部分を占めています。
- ■地場産業では、酒造や製材、瓦、焼き物などがあり、地域の経済・雇用に大きな役割を果たしてきましたが、景気の低迷や社会状況の変化により、産業規模は縮小傾向にあります。しかしながら、地場産業を伝統文化として継承していくためには、専門技術職員の養成のほか、地元の素材や技術を生かしたまちづくりなど、地元消費を高めていく必要があります。また同時に県外へ安芸ブランドの良さを発信していくことも重要であり、平成26年度から市内の生産品などの県外での展示会出展や企業商談を支援しています。
- ■我が国の寄附金税制の一つであるふるさと納税制度は、「地域創生」の理念のもと「生まれ育ったふるさとに貢献できる」、「自分の意志で応援したい自治体を選ぶことができる」制度として平成20年に創設されました。本市においても、同制度は地場産業の活性化や関係人口の
- ■国においては、地域ならではの新しい価値の 創造に向け、高等学校による地域課題の解決 等の探究的な学びを実現する取組を推進して います。市内の高等学校においても、地域の 商店街と協働したイベント開催や地元食材を 活かしたアイディアメニューの開発、地方創 生やSDGsに向けた取組等が盛んに行われ ています。

創出に大きな役割を果たしています。





商い甲子園

ル技術革新は、産業構造に大きな変革をもたらしており、国が推進するSociety5.0(ロボットや人工知能などの新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れて経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会)の実現は、今後の本市における商工業の振興に不可欠な要素となっています。

■新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の多くの業種において売り上げが大きく減少しています。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークの導入など就業体制が見直されており、それに伴い、都市部の企業ではリスク分散を目的とした地方への企業進出が進められています。

# 計画

#### (1) 中心商店街の振興

- ●商業者や関係機関と連携して、にぎわいづくりのためのイベントや購買意欲を高めるための企画に取り組みます。
- 商店街の活性化を図るため、県や関係機関と連携して、空き店舗対策や既存店舗の魅力向上事業、また後継者対策として事業承継への支援策などを進めます。
- ●新型コロナウイルス感染症の影響により、売り上げが減少した事業者に対する支援に取り組みます。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
中心商店街の空き店舗数(戸)	27	27	23	24	22	21

#### (2) 新たな業種形態の創造・雇用の創出

- ●地域が抱える課題を、地域資源を生かしながら解決していくコミュニティ・ビジネスの展開や、 地域での起業への支援などにより、若者の就労の場の確保・拡大に努めます。
- ●豊かな自然環境や良好なアクセス立地条件といった、本市の強みを生かした企業誘致を積極的 に行い、雇用の創出を図ります。
- ●地場産品の都市圏域販路開拓や特産品を使った商品開発など、市内事業者の地産外商の取組を 支援します。
- ●ふるさと納税制度を推進し、地場産業の活性化や関係人口の創出に取り組みます。また、市内 事業者の販路開拓を後押しするため、同制度への新規事業者の参入や商品開発を支援します。
- ●地域課題の解決に向けた市内の高等学校による地域協働の取組を支援します。
- ●国が推し進めるSociety5.0実現に向けた取組に歩調を合わせ、デジタル化を原動力とした事業者支援を検討します。

# 【観光】

本市の歴史・文化・自然・食などの観光資源をブラッシュアップし、来訪者を増やすとともに、 雇用創出や新規事業者の参入につながる本市の新たな産業に成長させる必要があります。そのためにも、個人旅行志向など、顧客のニーズの多様化に合わせた観光戦略が必要です。

- ■安芸市には、武家屋敷の面影が残る土居廓中(重要伝統的建造物群保存地区選定)や野良時計、三菱グループ創業者の岩崎彌太郎生家(登録有形文化財)など、歴史と文化を感じさせるものが多くあります。また、"童謡・書道・陶芸のまち"としても知られ、市内10ヶ所に童謡曲碑が建立されているほか、安芸城跡には公設として全国初の書道美術館があります。そして、200余年の歴史を誇る陶芸の里・内原野には、陶芸館、ガラス工房があります。さらに、阪神タイガースがキャンプを行う市営球場があり、それら優れた観光資源を有する本市には、毎年27万人前後の観光客が訪れています。しかし、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、観光業や飲食・宿泊業をはじめとする多くの業種においては大きな打撃を受けています。
- ■NHK大河ドラマ「龍馬伝」を契機に岩崎彌太郎の知名度が高まり、平成22年度には観光客 入込数が過去最高の62万人となり、岩崎彌太郎生家が全国区の観光地として認知されました。 「安芸市観光ボランティアガイドの会」が安芸市の観光案内の主役となり、県内外から多くの 観光客を受け入れてきており、現在も日々、おもてなしの心を持って観光客の満足度の向上に 努めています。
- ■市内での宿泊者数は、低調で推移しています。観光の形態は、団体旅行から家族や友人などの個人旅行が主流となり、自らが現地でメニューを組み合わせて楽しむスタイルを好む傾向にあります。また近年、個人のお遍路や団体バスツアーでの来訪などの外国人観光客も増えてきていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな旅行形態への対応が求められています。
- ■新しい顧客とニーズに合わせた観光戦略を打ち立てるためにも、既存の観光資源のブラッシュアップと滞在型観光の推進が必要になっています。国の天然記念物のシダが多く群生する伊尾木洞の探検、安芸の特産品であるナスやピーマンの収穫体験など、本市が元々有する素材を発掘し、磨き上げて観光体験メニューとして商品化を図り、あわせて教育旅行などの誘致を推進するなど、地域資源を観光産業として育成していくことが求められています。
- ■近年、高知県へ訪れる県外からの観光客に好評なものとして、「食」が挙げられています。安芸市においても平成17年に「釜あげちりめん丼」が開発され、平成22年には食による地域づくり団体として「安芸『釜あげちりめん丼』楽会」が発足しました。安芸市の水産業の要である「ちりめんじゃこ」を使ったご当地グルメを県内外へ広く PR し、令和元年には市内16店舗で提供されるほどになり、観光客からも好評を得ています。今後も、安芸市の特産品を使った商品開発など、地域特性を生かした取組を進め、誘客を図っていくことが必要です。
- ■現在、高速道路の整備が進んでいます。高知市からの所要時間が短縮され、多くの観光客が訪れることが予測されます。それと同時に、高速道路から安芸市に降りてもらうためのきっかけづくりも必要となります。
- ■スポーツキャンプのまちづくりとして、昭和40年から続くプロ野球阪神タイガースキャンプ

や大学などの合宿受け入れを継続するためには、施設の計画的な改修・整備が必要です。また、 全国規模の大会やプロ球団による試合が毎年行われており、継続して実施されるように主催団 体を支援するとともに、地域経済の活性化につなげる取組が必要です。

#### 計 画

#### (1) 観光産業の振興

●高知県東部観光ビジョンに基づき、本市の歴史的・ 文化的資源を活かした周遊型観光の確立に努め、平 成28年4月に組織化された広域観光組織と連携し て、体験型観光・交流型観光の体制づくりや、県東 部地域での広域的な取組として、民泊を伴う教育旅 行の誘致などを進めます。また、観光協会や観光 ボランティアガイド、その他関係機関とも連携し て、令和元年度にリニューアルした安芸観光情報セ ンターを軸とした観光情報の発信に積極的に努めます。



伊尾木洞

- ●ナス、ちりめんじゃこ、ユズなど、安芸市の特産品を使ったご当地料理の商品開発などの支援 を今後も継続して県内外でPRするとともに、新しい土産物や商品開発なども検討します。
- ◆外国人観光客のインバウンド対応に取り組んでいきます。
- ●ウィズコロナを想定した観光消費の拡大に取り組みます。

成 果 指 標	H27	H28	H29	H30	R元	
観光施設の入込客数(人)	272,226	263,027	283,590	278,659	257,091	30
うち、内原野陶芸館(人)	13,465	11,449	10,169	9,058	8,470	1

R7
300,000
10,000

### (2) スポーツキャンプのまちづくり

- ●市営球場・安芸ドームなどの施設を計画的に改修し、よりよいキャンプや合宿が行える環境づ くりに努めます。
- ●スポーツ合宿や大会などの継続実施・拡充に努め、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図り ます。

成 果 指 標	H27	H28	H29	H30	R元	R
スポーツ合宿開催数(件)	13	13	13	13	10	1:

# 第4章

# 美しい自然と調和した暮らしやすいまちづくり

## 【環境・生活基盤】

- 4-1 環境保全
- 4-2 環境衛生
- 4-3 上水道
- 4-4 交通基盤
- 4-5 公園・緑地
- 4-6 住宅
- 4-7 情報化推進
- 4-8 移住・定住











# 環境·生活基盤

# 4-1 環境保全

地球温暖化の影響は、異常気象の頻発や自然災害の増加など様々な分野で顕在化しつつあり、 我々の生活においても地球温暖化は極めて身近で、生活の安全・安心を脅かす問題となっていま す。また、市民意向調査では、本市の魅力として「海・山・川などの自然環境」が挙がっており、 川上から川下までの一体的な環境保全への対策が求められています。

# 現状と課題

- ■本市には、良好な水質を誇る安芸川・伊尾木川の2級河川をはじめ、自然豊かな河川が多く 残っており、現世代は、本市の魅力である豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいく必要 があります。
- ■地球温暖化を防止するためには、主な原因である温室効果ガスの排出抑制が必要不可欠であり、本市では令和元年度に「安芸市地球温暖化対策実行計画」を更新し、引き続き、温室効果ガス 削減に向けた取組を進めています。
- ■本市では、平成27年度から令和元年度の5ヵ年で1,008haの間伐を実施してきました。今後も地球温暖化防止など森林の公益的機能を発揮し、森林資源の有効活用を図るため、間伐を計画的に推進します。
- ■平成20年度から実施している環境先進企業と地域が協働して、森林の再生と交流の促進を図る「協働の森づくり事業」に継続して取り組んでいます。

#### 【市内6河川水質検査(BOD値\*)結果】

(単位:mg/l)

	H27	H28	H29	H30	R元
安芸川	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
伊尾木川	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
赤野川	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
穴内川	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
江の川	0.7	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
名村川	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満

<sup>※</sup> BODとは、河川等における有機物による水質汚濁の指標の一つであり、水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量をもって、水中に存在する水質汚濁物質の量の指標としたもの。「生活環境の保全に係る環境基準」で、最もきれいな河川とされる水域類型区分AA類型のBOD基準値は1mg/l以下。

#### (1) 自然環境の保全

- ●合併浄化槽の普及啓発や公共下水道・農業集落排水への接続 促進による生活排水対策に取り組み、海岸・河川など水辺環 境の保全に努めます。
- ●水辺の環境学習や環境関連の施設見学などの啓発活動を行い、 環境保全意識の高揚を図ります。
- ●森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐などの森林整備を推進します。
- ●環境先進企業と地域が協働して森林の再生に取り組む「協働 の森づくり事業」を推進します。



協働の森

#### (2) 地球温暖化対策の推進

- ●各家庭・事業所などにおける省エネルギー対策や再生可能エネルギーの利用を促進します。
- ●市管理施設での省エネルギー対策や再生可能エネルギーの積極的な導入など「安芸市地球温暖 化対策実行計画」を着実に実行し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- ●メガソーラーの活用によるエコエネルギーの体験学習など、次代を担う児童・生徒に対する環境教育に取り組みます。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R
市の事務作業における 二酸化炭素排出量 (t-CO2)	3,466	3,688	3,488	3,676	3,622	3,4

R7	
3,441	

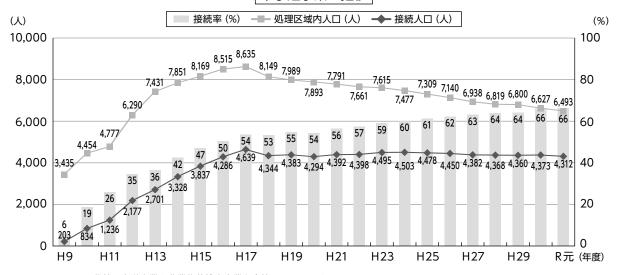


# 4-2 環境衛生

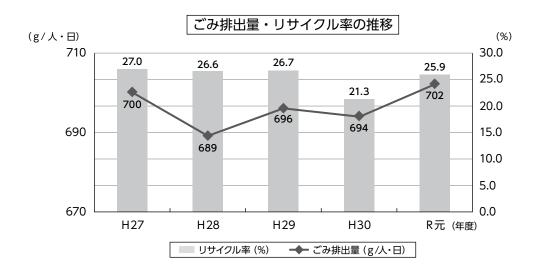
今後も住みやすい快適なまちづくりを進めるためには、衛生的な生活環境を保つことが重要です。下水道事業においては、接続率の低迷に加え、処理場施設の機器更新などによる経費の増大が見込まれており、事業持続のため必要な措置を講じていくことが必要です。また、豊かな環境を守るためにも、個々の環境保全意識を高める取組を続けていく必要があります。

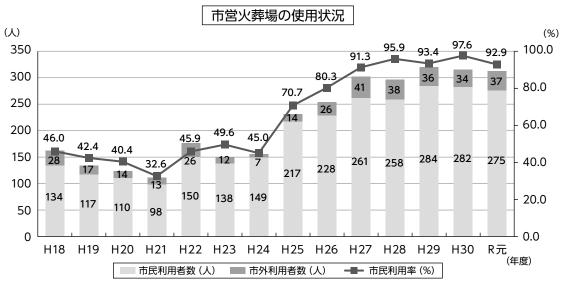
- ■生活排水対策では、市街地で公共下水道事業、農村部の赤野地区・奈比賀地区で農業集落排水 事業を実施し、その他の地域では合併浄化槽の設置補助事業を行っています。
- ■公共下水道事業は、令和元年度末時点で全体計画区域217.4haのうち169haが整備済みとなっています。農業集落排水事業については整備が完了し、両事業ともに維持管理と接続率の向上に取り組んでいます。
- 令和元年度末の下水道接続率は、公共下水道事業が66.6%、農業集落排水事業では奈比賀地区93.8%、赤野地区61.5%となっています。接続率の低い地区では事業効果が十分に発揮されない上、使用料などの事業収入が確保できず、事業経営を圧迫する要因となっています。
- ■安芸市浄化センター(公共下水道事業)は、適正な汚水処理を持続していくため、計画的な機器の更新や施設の長寿命化を行っており、今後も継続して取り組んでいく必要があります。また、農業集落排水事業についても、同様の対策が必要となっています。
- ■公共下水道・農業集落排水事業区域以外の地域では、汚水処理を行う合併処理浄化槽の普及率は、令和元年度末時点で31.1%にとどまっており、引き続き普及促進に取り組む必要があります。また、設置された浄化槽の法定点検や保守点検及び清掃など、適正な維持管理を行うことも重要です。
- 平成15年度に「汚泥再生処理センター清浄苑」を整備し、し尿や浄化槽汚泥などの処理を行っていますが、建設から15年以上が経過し、機器類の修繕や更新時期を迎えていることから、計画的な点検整備を行い、施設の安定した稼働を維持する必要があります。
- ■人口減少に伴い生活ごみの総排出量は減少傾向にあるものの、一人当たりの排出量は近年700g/人・日前後で推移しており、引き続き、ごみの減量化やリサイクル意識の向上が求められています。
- 令和元年度のリサイクル率は25.9%で、豪雨災害による多量の災害ごみが発生した平成30年度を除き、近年では25%以上のリサイクル率を維持しています。
- ■本市を含む県東部9市町村による広域ごみ処理施設「安芸広域メルトセンター」では、一般廃棄物を溶融処理しています。廃棄物のガス燃焼に伴う熱は回収されて発電に利用されており、施設内電力として使用しています。
- ■地域の環境美化と清潔で快適な生活環境の確保を目的に、市民一斉清掃や不法投棄パトロール、 注意看板の設置などを行っています。また、平成30年度からメス猫不妊手術費用の一部を補助することで、猫の不必要な繁殖を抑制し、ふん害防止などの公衆衛生の向上に努めています。
- ■平成28年度に新たな火葬場を建設・供用開始しており、適正な維持管理を行っています。

#### 下水道事業の推移



※公共下水道事業と農業集落排水事業を合算したものです。※処理場の供用開始年度は以下のとおりです。安芸市浄化センター 平成9年度供用開始(平成15年度増設) /赤野浄化センター 平成12年度供用開始/奈比賀浄化センター 平成16年度供用開始





※市民死者数のうち、市営火葬場を利用した人の割合

#### (1) 生活排水対策の推進

- ●公共下水道・農業集落排水への接続を推進するため、普及啓発活動を継続し、市民一人ひとりの水質浄化意識の高揚に努めます。
- ●合併処理浄化槽の普及促進を図るため、補助制度の継続や水質保全の啓発活動を行います。
- ●浄化槽の適正な管理を促すため、法定検査や保守点検及び清掃など浄化槽管理者への指導・啓発や市民向け講習会を開催します。
- ●清浄苑の計画的・経済的な点検整備等を行い、施設の安定した運転管理に努めます。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
公共下水道接続率(%)	63.6	64.2	64.2	66.3	66.6	71.1
農業集落排水接続率(赤野地区)(%)	56.3	59.2	59.9	60.3	61.5	63.3
農業集落排水接続率(奈比賀地区)(%)	92.0	91.8	94.0	93.9	93.8	100.0
合併処理浄化槽普及率(%)	24.8	26.1	28.1	29.5	31.1	34.0

#### (2) 下水道事業の見直し

- ●公共下水道の未整備区域については、安芸道路などによる土地利用の動向や、今後の汚水処理 のあり方を検討したうえで、計画の見直しを含めた対応を図ります。
- ●処理施設の運転管理の効率化をさらに進めるとともに、事業収入の確保に必要な対策を講じます。

#### (3) 下水道施設の長寿命化

●処理施設の老朽化対策と事業経営の安定化を図るため、計画的な処理施設の長寿命化に取り組みます。

#### (4) 適正なごみ処理と環境美化

- ●コンポスト容器・生ごみ処理機購入費用に対する助成や生ごみの水切り徹底の啓発など、 市民の意識向上によるごみの減量化に取り組みます。
- ●広報紙などを通じて分別収集・リサイクル意識の普及啓発に取り組み、リサイクル率の向上を図ります。
- ●関係機関や地域住民と連携して不法投棄やポイ捨て、ふん害の防止に向けた取組を推進します。



学生清掃ボランティア

●市民一斉清掃の継続実施やボランティア清掃の支援など、市民や地域の主体的な美化活動を推進するとともに、環境美化意識の高揚を図ります。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
1人1日当たり家庭ごみ排出量*1(g)	700	689	696	694	702	690
リサイクル率 <sup>* 2</sup> (%)	27.0	26.6	26.7	21.3	25.9	26.4

<sup>※1 1</sup>人1日当たり家庭ごみ排出量…家庭系ごみ(可燃・不燃)。

# (5) 火葬場の適正な管理・運営

●火葬場の適正な維持管理を図るとともに、市民が利用しやすい運営に努めます。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
火葬場市民利用率(%)	91.3	95.9	93.4	97.6	92.9	98.0

<sup>※2</sup> リサイクル率…可燃及び不燃リサイクル量/ごみ処理総量。

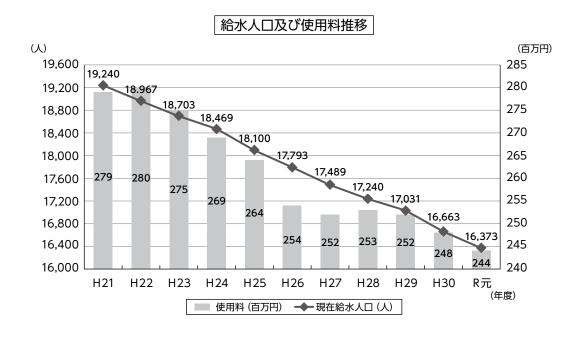


# 環境·生活基盤

# 4-3 上水道

水道事業の経営健全を図りながら、安定した生活用水を確保できるよう、老朽管の更新、配水 池や配水管などの耐震化を進めるとともに、上水道未整備区域への支援の必要があります。

- ■本市の上水道は、昭和27年に旧安芸町で給水が開始され、現在の普及率は96.5%となっています。
- ■布設後40年を経過する老朽管を優先的かつ計画的に更新していく必要があります。また、南海トラフ地震対策として、新水源地の開発や平成30年度に策定した「安芸市上水道施設更新計画」をもとに、水道施設の耐震化を計画的に進める必要があります。当該計画では配水池(貯水タンク)の耐震化を優先的に進める方針ですが、管路についても基幹管路、配水支管の多くが耐震性能を持たないため、管路についても耐震化を進めていく必要があります。
- ■上水道の未整備区域の集落は、井戸水や谷水を生活用水として利用しています。特に谷水を利用している集落では、渇水や豪雨時の濁水、給水施設の維持管理などに苦慮しており、安定した生活用水の確保が課題となっています。
- ■人口減少や節水意識の高まりにより、今後も使用料収入の増加は見込めない状況です。また、 南海トラフ地震対策や老朽管更新などでは一定の費用を要し、経営の効率化と安定化を図る必 要があります。
- ■令和元年度に策定した水道事業経営戦略による投資財政計画においては、現行の料金体系では 将来的な収支の均衡が困難であることが懸念されており、料金改定を含めた料金制度の最適化 に取り組んでいく必要があります。



## (1) 安全な水の安定供給

- ●南海トラフ地震を想定した新水源地の開発に取り組みます。
- ●老朽化した配水池や管路などの計画的な更新・耐震化に努めます。
- ●上水道の整備が困難な地域にある集落などに対し、生活用水確保にかかる支援を行います。

# (2)料金制度の最適化

●管理コストの削減や漏水調査の強化により、更なる有収率\*の向上に努めるとともに、持続可能な経営に向けた料金制度の最適化に取り組みます。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
有収率* (%)	88.4	88.6	86.8	89.5	89.0	94.0

<sup>※</sup> 有収率…総給水量から漏水などの事故水量を除いた水道料金賦課水量の割合。



# 4-4 交通基盤

本市は台風・豪雨などの通行止め、慢性的な交通渋滞に悩まされることの多い道路環境のため、救急・災害発生時に「命の道」となる四国8の字ネットワーク、必要性に応じた道路の整備が求められています。また、地域の足としての鉄道・バスなどの公共交通の維持・効率的な運航を図る必要があります。

- ■県東部地域の海岸沿いを走る片側1車線の国道55号は、安芸市における最も基幹的な道路であり、日常の市民生活における重要度はもちろん、現在では唯一の広域幹線道路としてあらゆる産業活動を支えています。しかしながら、台風・豪雨による通行止めが度々発生し、朝夕の慢性的な交通渋滞によって緊急車両の通行にも支障をきたしているほか、南海トラフ地震の津波などで寸断されることが懸念されています。
- ■国道55号のうち歩道が整備されていない安芸川橋から伊尾木川橋の区間約600mについて、 平成30年度から国が自歩道整備のための用地買収を進めており、本市も一部の事務を受託し て川北自歩道整備を推進しています。
- ■高知東部自動車道・阿南安芸自動車道をはじめとする四国8の字ネットワークは、災害発生時には「命の道」となり、また、地域の産業・観光振興、定住環境の確保など地域の活性化を進めていくための重要な役割も担っているため、早期整備が強く求められています。しかし、高知県における四国8の字ネットワークの整備率は令和3年2月末現在で約61%で、連結すべき高速ネットワーク化が遅れているため、十分な効果が得られていない状況です。
- ■安芸市では、高知東部自動車道の芸西西 I Cから安芸西 I C間においては、平成23年度に事業化され、現在用地買収が進んでおり、赤野、西浜(馬ノ丁)の一部で工事に着手されています。次に、阿南安芸自動車道の安芸道路においては、平成24年度に事業化され、現在用地買収が進んでおり、川北、伊尾木の一部で工事に着手されています。また、阿南安芸自動車道(安芸~奈半利)についても、平成30年度に計画段階評価が完了し、現在事業化に向けて環境などの調査業務が実施されています。
- ■県道の道路改良率は平成31年4月1日現在で39.7%と県内市町村平均の62.6%を大きく下回っています。山間部では、1.5車線化や落石防止対策が進められていますが、依然として崩壊や落石による通行止めが多発しているほか、対向車とのよけ違いができない狭小な箇所も残っています。一方、平野部では、県道安芸物部線・高台寺川北線バイパスなどが整備され、交通利便性が大きく向上しました。
- ■市道の道路改良率は平成31年4月1日現在で38.5%と県内市町村平均の46.1%を下回っていることから、緊急性や重要性、財源対策などを踏まえながら、計画的な整備を進める必要があります。また、建設してから相当の年月が経過して、十分な機能を発揮できなくなった橋梁など道路構造物の老朽化対策や南海トラフ地震で倒壊しないような対策も講じていく必要があります。
- ■このような背景を踏まえて、学識経験者や商工・産業や観光などの各分野の関係者の参画を得て、平成22年度に「安芸市道路交通網ビジョン」を策定しました。これに基づき、安芸市の

目指すべき将来像と道路整備の必要性を相互に見極めながら、道路整備の推進に努めていく必要があります。

- ■高度成長期に集中的に整備された多くの道路インフラが老朽化し、一斉に補修や更新を行う必要性が急激に高まるものと見込まれています。しかしながら、国、地方とも厳しい財政状況にあるため、これらのメンテナンスを確実に実施していくことが大きな課題となっています。
- ■路線バスは、高知東部交通株式会社が高知から安芸間、安芸から室戸・甲浦間及び馬路間を運行しています。過疎化の進展やごめん・なはり線との競合などによって利用客は減少傾向にありますが、公共交通確保のため、国・県・関係自治体が赤字補てんを行い、路線を維持しています。
- ■ごめん・なはり線の開業にあわせて平成14年7月に運行を開始した元気バスは、東川・畑山など山間部を中心に7路線で運行しています。元気バスは高齢者などの通院や買い物に欠かせない交通手段となっていますが、人口減少に伴い利用者数は減少しています。一方で高齢化や過疎化の進展により、地域公共交通の役割はますます重要となっており、住民の利便性を確保しつつ、持続可能で効率的な運行を図る必要があります。
- ■土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線は、通勤・通学路線、生活路線、観光鉄道として年間約120万人に利用されています。県及び沿線市町村等では、経営安定化に向けて基金を造成し、赤字補てんなどの支援を行っていますが、沿線人口の減少などによる利用者の減少が見込まれているため、引き続き沿線住民や近隣自治体が一体となったマイレール意識の向上や鉄道の利用促進に努める必要があります。



ごめん・なはり線

#### |計画

#### (1) 高規格道路・国道・県道の整備

- ●県や関係市町村と連携して国などへの要望活動を行い、高知東部自動車道・阿南安芸自動車道 の円滑な整備促進に努めます。
- ●歩道の新設・拡幅、通行止め・渋滞対策など、国道整備を促進します。
- ●山間部における県道の1.5車線化や落石防止対策のほか、市道の県道昇格を促進します。

#### (2) 市道の整備と適正な管理

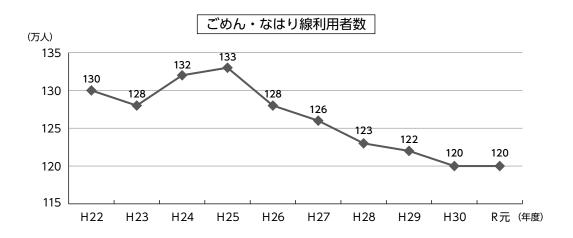
- ●緊急性や重要性を勘案しつつ、有利な補助事業等を活用し、道路舗装や拡幅改良などの計画的 な実施に努めます。
- ●平成26年度から5年に一度の近接目視が義務付けられた橋梁・トンネル点検を着実に実施するとともに、長寿命化修繕計画に基づいた計画的な補修などに取り組みます。
- ●市民や地域と協働して、市道の適正な維持管理に努めます。

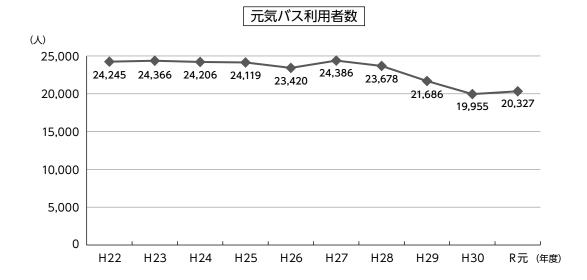
成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R
市道改良率(%)	38.4	38.5	38.5	38.5	38.5	38

R7
38.9

## (3) 公共交通の確保

- ●県や関係市町村と連携して、公共バス路線の確保に努めます。
- ●元気バスの利用状況や利用者のニーズを把握し、利用しやすく効率的な運行となるよう時刻や 運行経路の見直しを行い、利用者の利便性の向上とコスト削減を図りながら、地域の公共交通 手段の確保に努めます。
- ●県や沿線市町村等と連携して、ごめん・なはり線の経営安定と利用促進を支援します。











# 4-5 公園・緑地

公園・緑地は、市民生活にうるおいとやすらぎをもたらします。本市は、公園の数が多く効率的な維持管理が課題となっており、市民参加による緑化活動などを推進していく必要があります。

# 現状と課題

- ■本市の主な公園には、自然公園が2箇所、広域公園が1箇所、都市公園が8箇所、その他の公園が41箇所あり、令和元年度末の人口一人当たりの公園面積は21.8㎡となっています。これ
  - ら公園の大部分は整備から25年以上が経過し、設備や遊具などの老朽化が進んでいることから、計画的な改修や更新が必要となっています。
- ■西八幡公園内の市営球場には、多くの利用者と観客が訪れていますが、観客席や附帯設備の整備・更新などが課題となっています。
- ■公園・緑地は、市民生活にうるおいとやすらぎをもたらしますが、小規模な公園が広範囲に点在しているため管理コストがかさみ、維持管理の効率化が課題となっています。
- ■花苗や肥料を配布するなど市民の自主的な観光地周辺の緑化活動を推進しています。また、安芸駅前や総合運動場前などの市内数ヵ所では、シルバー人材センターや福祉団体に委託して道路景観に彩りを添える花の植え付けを行っています。



内原野公園

# 計画

#### (1) 公園等の適正な管理

- ●市民や地域と協働して、公園・緑地の適正な維持管理に努めます。
- ●公園内の老朽化した遊具の撤去や更新、トイレの洋式化を進めます。

# (2) 市民参加による緑化活動の推進

●市民の自主的な観光地周辺の緑化活動を支援します。



# 4-6 住宅

安心できる住まいを維持できるよう、経年劣化が進んでいる市営住宅の修繕や、民間住宅の耐 震化などを行うことが必要です。

## 現状と課題

- ■市内には、県営住宅が72戸、市営住宅が533戸(うち改良住宅265戸)あります。市営住宅については、築35年以上を経過したものが多く、給排水設備の劣化、壁面の剥離、屋根の防水機能低下など、経年劣化による損傷が目立つようになってきており、事後修繕を主とした維持管理を行っています。
- ■民間の住宅についても、南海トラフ地震対策としての耐震化や老朽住宅の除却が必要となって います。
- ■人口流出に歯止めをかけ、本市への移住を促進し、定住人口の増加を図るためにも、特に子育 て世代となる若者への住宅支援が求められています。

# 計画

#### (1) 公営住宅の適正な管理

●建築年度の古いものや点検による老朽化が著しいものから順に、屋根や外壁などの防水対策及 び塗装などによる長寿命化対策を講じるとともに、津波浸水想定区域外への計画的な建て替え に取り組みます。

#### (2) 若い世代に向けた支援の充実

●若者のUIJターン及び定住の促進を図るため、新婚世帯の住宅取得費や家賃に対する支援を 行います。また、三世代同居となる子育て世帯の新築・リフォーム費用等の助成を行うことで、 若い世代への住宅支援に取り組みます。







# 4-7 情報化推進

市民生活の利便性向上や行政の効率化、サービスの質的向上、移住者の受け入れを実現するため、ICTを最大限に活用することは、有効な手段であり重要な取組です。また、南海トラフ地震に備えた情報通信手段対策も求められています。

- ■本市においては、平成22年度に市街地を中心にブロードバンド\*1環境を整え、市民生活の利便性の向上に努めてきました。その後、民間企業の参入により環境整備が進み、令和元年度末の光回線利用可能世帯率は96.8%となっています。
- ■しかしながら、中山間地域など超高速ブロードバンド未整備地域については、技術面やコスト面が課題となって整備が進まず、市内全域での環境整備は困難な状況です。今後、中山間地域におけるテレワーク\*2やオンライン\*3授業など「新しい生活様式」の実践や移住の受け入れを進めるためには、モバイル回線などの環境整備を検討し、情報格差の解消に取り組む必要があります。
- ■また、日常生活に必要不可欠なテレビ地上デジタル放送については、共聴施設の地上デジタル 化が一定整備されています。災害情報等を得る手段としても、テレビは必須の社会インフラと なっていることから、今後も老朽化した共聴施設の計画的な改修が求められています。
- ■令和元年12月に「デジタル手続法」が改正され、地方公共団体の行政手続オンライン化実施が努力義務とされました。行政手続などの利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るうえで、デジタル技術を活用したオンライン化が求められています。
- ■新型コロナウイルスの感染拡大は、人々の生活や働き方に大きな変革をもたらしました。地方 自治体は、あらゆる場面で人と人との接触を抑制しながら行政サービスを提供する必要性に迫 られており、本市においても、行政サービスのあり方を根本から見直す契機となっています。
- ■情報化社会に対応するため、地域情報化の啓発や情報教育、情報活用力の向上などに取り組む 必要があります。
  - ※1 ブロードバンド…周波数の幅が広い、通信に用いる電気信号や電波、光信号などの周波数帯域を利用した、より高速・大容量な通信回線や通信方式のこと。
  - ※2 テレワーク…コンピュータや通信回線などを利用して、勤務先のオフィス以外の場所で仕事をすること。
  - ※3 オンライン…コンピューターがネットワークやほかのコンピューターと接続している状態。

#### (1)情報通信基盤の整備

- I C T の利用環境を整え、情報の地域間格差を是正することで、テレワークや移住者受け入れ 環境を整えます。
- ●老朽化した共聴施設の計画的な整備を行います。

# (2) スマート自治体への転換

- D X を活用したデジタル技術により既存の行政サービスを抜本的に見直し、市民の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現を目指します。
- ●行政手続のオンライン化を推進します。

#### (3) 啓発・コミュニティづくりへの支援

- ●地域情報化に向けた啓発活動を行います。
- ●学校教育・生涯学習における情報教育を充実させます。



# 4-8 移住・定住

人口減少は、市民生活の活力低下を招くばかりでなく、地域経済にも大きな影響を及ぼすなど、 まちの存続に関わる深刻な問題であり、その対策は急務です。そこで、本市の雇用・福祉・交流 などの総合的な魅力化を図り、移住者の受け入れ体制を整える必要があります。

# 現状と課題

- ■本市の人口は、平成27年の国勢調査の結果において、17.577人と前回調査時(平成22年) から1.970人減少し、その後も、住民基本台帳人口ベースで年間300人程度の人口減少が続いて います。
- ■この傾向は、今後も継続していく見込みであり、国立社会保障・人口問題研究所の試算による と、令和17年には13,000人台まで減少すると推計されています。
- ■市街地において、既存商店街の空き店舗、空き家が増加し、人口減少の悪循環の要因となって います。また、中山間地域では高齢化や若者の転出が顕著で担い手不足の要因となっており、 空き家や遊休農地の増加が深刻な課題となっています。
- ■こうした中、本市においても、移住・定住の取組として、内原野住宅団地の整備や空き家バン ク制度の設置、新規就農支援事業などを実施してきましたが、人口減少に歯止めをかけるまで には至っていません。
- ■人口の減少が全国的に進む中、本市が自主自立による地域経営のもと、将来にわたって住民福 祉を増進していくためには、定住人口の減少を抑制するとともに、移住者の受け入れを推進し、 地域の活力を維持していかなければなりません。
- ■そのため、令和2年3月に「第2期安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、雇用、 移住・交流、結婚・出産・子育て、魅力的な地域づくりの4つのテーマのもと、人口減少の抑 制に向けた事業を推進しています。

#### ▮計 画

#### (1)移住促進プランの実行

●移住定住促進計画に基づいた取組を推進します。

#### (2) 移住定住の促進

- ●空き家の有効活用や若者住宅支援などを通して、移住希望者の受け皿となる住宅支援を図ります。
- ●移住・定住情報ポータルサイト「安芸住むネット」を活用し、本市の魅力や情報の発信を推進
- ●移住者への生活応援などを担う地域移住サポーターの育成や移住者のネットワーク形成への支 援を行います。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
年間移住者数(人)	131	131	206	219	257	250

R7
250

# 第5章

### 歴史と文化は地域の宝! 未来へはばたく人を育むまちづくり

#### 【教育・生涯学習】

- 5-1 学校教育
- 5-2 青少年の健全育成
- 5-3 生涯学習
- 5-4 市民スポーツ
- 5-5 芸術文化・歴史



#### 教育・生涯学習

### 5-1 学校教育

社会や経済のグローバル化が進み、より複雑で変化の激しい時代に生きていく現代の児童生徒に対して、時代に応じた教育が必要となっています。児童生徒がこれからの社会を築く担い手となり、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力を身につける教育を目指します。

#### 現状と課題

- ■安芸市立小中学校は、小学校12校(うち休校4校)、中学校が5校(うち休校3校)で、令和2年度の児童生徒数は、934人となっており、平成8年度(2,087人)対比で約45%まで減少しています。
- ■学力向上においては、基本的生活習慣を身につけ、新しい時代に必要となる資質・能力の育成のために、質の高い授業や環境を築くことがますます求められます。全国学力・学習状況調査や高知県学力定着状況調査、安芸市学力調査や単元テストなどは児童生徒の学力を的確に把握し、授業改善を図るとともに自ら学び主体的に判断して、問題を解決する資質や能力などを伸ばし高めるためのツールとして活用しています。
- ■児童生徒の体力の低下と肥満傾向が課題の一つとなっており、特に食生活での乱れがないように、食育教育の推進や規則正しい生活習慣の呼びかけを行っています。平成27年度から、市立小中学校全校で学校給食が開始されており、栄養面で児童生徒の体づくりを担うとともに、食に関する知識や情報の提供など健康教育の取組が必要です。
- ■国際化の進展に伴い、国際理解教育の重要性がますます高まっています。本市では、令和元年度にALT(外国語指導助手)を3人に増員し、中学校に加え、小学校での外国語活動も促進しています。
- ■平成29年3月に公示された新学習指導要領では、プログラミングをはじめとした情報活用能力等を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、各教科等の特性を生かした教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ることが明記されています。
  - また、各学校において、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが示されています。
- ■本市においては、小中学校の電子黒板及びデジタル教科書等 I C T 環境整備を進めています。また、国が推進する「G I G A スクール構想」の実現に向け、児童生徒一人一台学習用端末の整備及び校内の高速大容量通信ネットワーク整備にも取り組んでおり、今後はそれらの機器を用いて指導する教員の育成や I C T 支援員の充実が課題となっています。
- ■問題行動のうち、暴力行為の発生件数は小中学校で減少傾向にありますが、不登校児童生徒の 出現の割合は改善されておらず、開発的生徒指導\*1の推進とともに、スクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカー、関係機関などと連携して、未然防止、早期発見と早期解決に 取り組むことが不可欠です。
- 若者の市外流出が続く本市において、子ども達が郷土を知り、郷土のために能力を発揮できる 心を育てるとともに、将来の目標に向けて意欲的に学び、取り組める環境づくりが必要です。

- 火災発生や不審者への対応、震災時における避難路の確認や防災計画による避難訓練など、あらゆる危険な場面を想定したマニュアルの整備や訓練を実施しています。
- ■保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の連携により、個々の児童生徒の性格や特性、 生育・家庭環境等を理解した切れ目のない総合的な支援を推進しています。また、全ての児童 生徒がスムーズな進学や進級を行い、小1プロブレム\*2や中1ギャップ\*3を発生させず、豊 かで充実した学校生活や学習に取り組めるように努めています。
- ■南海トラフ地震対策や学校の適正配置の観点から、市立安芸中学校と清水ケ丘中学校の移転及び統合に向けた取組を進めています。
- ※1 開発的生徒指導…すべての児童生徒を対象とした問題行動の予防や子どもの個性、自尊感情、社会的スキルの伸長に重点をおいた生徒指導。
- ※2 小1プロブレム…静かに授業が受けられない、集団行動がとれない、椅子に座っていられないなど、小学校の生活になかなか馴染めない状態が数か月継続する状態。
- ※3 中1ギャップ…小学校から中学校へ入学した際、それまでとの環境の変化に戸惑い、授業についていけなくなったり、不登校やいじめが起こったりする現象。

#### ▮計 画

#### (1)「生き抜く力」の育成

- ●児童生徒の基礎基本の定着と学力の向上を目指し取り組んでいる授業研究や、教職員の資質・ 指導力の向上に向けた支援を行います。
- ●豊かな心と感性を育む読書活動の推進、人権教育や道徳教育などの「心を耕す教育」、クラブ 活動や委員会活動などの課外活動の振興にも力を入れるとともに、食育や体力向上を目指した 健康教育の充実など、学校現場における様々な取組を積極的に支援します。
- ●国際交流活動の拡充により、国際理解教育を推進します。
- ●ウィズコロナ時代の到来を見据え、G I G A スクール構想による通信ネットワークを活用した 教育システムを構築します。
- ●情報活用能力の基礎となるプログラミング的思考等を育むプログラミング教育においては、児 童生徒の発達の段階に応じた学習を進めていきます。
- ●情報活用能力を指導する教員の育成に努め、ICT機器を活用した効果的な学習を進めます。 また、情報や情報技術が社会に与える影響を正しく理解させるための情報モラル教育を行います。
- ●子どもたちの郷土愛の育成と「夢」や「志」を喚起し、学ぶ意欲を引き出すための教育として、 発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- ●障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた特別支援教育をサポートします。
- ●保幼小中高を見通した生活・学習習慣づくりの確立などを支援します。

成果指標		H27	H28	H29	H30	R元	R7
不登校児童・生徒率 <sup>*1</sup> (%)		1.36	2.84	2.95	2.67	2.93	2.0
家庭学習実施率*2(%)	小学6年生	60.6	69.7	71.3	60.5	57.2	65.0
	中学3年生	21.6	21.7	21.4	26.5	24.1	35.0
却今归而交(0/)	小学6年生	97.5	98.4	96.7	94.8	94.7	99.0
朝食摂取率(%)	中学3年生	90.1	92.7	92.3	91.6	93.1	95.0

<sup>※1</sup> 不登校児童・生徒率…全児童・生徒数に対する不登校者数の割合。

#### (2) 危機管理体制の確立

- ●防災・防犯体制の充実と訓練を実施し、児童生徒の安全対策を講じるとともに、危機管理・安全管理機能の向上に努めます。
- ●南海トラフ地震による津波対策として、市立中学校2校の移転統合を進め、令和6年4月の開 校を目指して取り組みます。

#### (3) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

- ●保護者、地域の協力のもと開かれた学校づくりを推進します。
- ●各学校は、自己点検や保護者アンケートなどに加えて外部評価を行い、保護者・地域から信頼 される学校を目指します。
- ●統一参観日「安芸市教育の日」の実施、ホームページの開設や学校便りを地域へ配布するなど、 学校の情報を地域住民へ積極的に提供します。
- ●家庭と学校との連携強化への取組を進め、地域ぐるみの教育支援活動を充実させ、地域の教育 力の向上を図れるよう支援します。
- ●教育相談の充実、生徒指導などの機能を生かした学級経営を行うのに加え、児童生徒にアンケートを実施して児童生徒一人一人の実態や変化を把握し、必要な支援や相談活動に努めます。



えんどう豆の皮むき (食育)

<sup>※2</sup> 家庭学習実施率…小学6年生は1時間/日、中学3年生は2時間/日以上の割合。



#### 教育・生涯学習

### 5-2 青少年の健全育成

青少年を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、親子関係の希薄化や生活習慣の乱れ、地域活動への無関心・不参加などが指摘されています。また、SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)\*などを介した犯罪やいじめは、ますます多様化・低年齢化しています。こうした問題を未然に防ぎ、心豊かに暮らせる地域づくりを推進します。

#### 現状と課題

- ■青少年の豊かな心、自立心、社会性、規範意識を育てる家庭教育や健全育成活動が求められて います。
- ■安芸市子ども会連絡協議会では、「地域の子どもは地域で守り育てる」を合言葉に子どもたちがたくましく心豊かに成長する手助けを目的として、子ども会活動、ジュニア・リーダーの育成などを行っていますが、指導者の確保が大きな課題となっています。
- 令和元年の安芸市の非行少年の刑法犯件数は0件、不良行為件数は12件で深夜徘徊や喫煙がその大半を占めています。
- ■少年育成センターでは、補導員と連携した地域巡回などの補導活動や防犯教室の開催などの防犯活動、また、スクールガード・リーダーの養成などボランティアの育成も行っています。今後も防犯意識の高揚を図るとともに、青少年の非行や犯罪の防止に継続的に努めることが必要です。
- ■現在、SNSは社会生活に欠かせないインフラの一つとして定着していますが、その普及に伴い、子どもたちの間でSNSを介したいじめやトラブルが発生しています。SNSを含めたインターネットの特性や危険性を正しく理解し、子どもたちが安全安心に利用できることが重要です。
  - ※ SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)…登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスで、自分のプロフィールや写真を同じサービスを利用している会員に公開できるほか、会員同士のメッセージのやり取りなどで交流を深めることができます。代表的な例として、TwitterやFacebook、Instagramが挙げられます。

#### |計画

#### (1) 青少年の健全育成

- ●青少年の自立性を培うために、子ども会の活動を推進するとともに、指導者の確保・育成や団体相互の交流に努めます。
- ●放課後や週末などに、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
- 青少年育成安芸市民会議の活動として、清掃奉仕活動や環境浄化活動及び文化社会体験活動に 取り組みます。
- ●関係機関とともに地域巡回活動・啓発活動を行い、青少年の非行・犯罪の防止に努めます。
- SNSの適正な使用方法について、行政・教育機関等を通じて啓発活動を行い、子どもたちの SNS上でのトラブル防止に努めます。



#### 教育・生涯学習

### 5-3 生涯学習

情報化や国際化、高齢化社会の進展や物質的に豊かな生活環境を背景に、生涯学習に対する ニーズは多様化・高度化していますが、世代間交流の減少、地域連帯意識の希薄化などの社会的 問題も増加しています。そのため、市民が学習できる機会を作るとともに、公民館活動などによ り地域住民の連携、地域への関心を深める必要があります。

#### 現状と課題

- ■市民一人ひとりが「いつでも・どこでも・誰でも」学習できる社会を目指して、夏季大学講座・公民館講座・生涯学習学級・図書館の運営など、多様な学習機会の提供に努めていますが、ライフスタイルの変化などに伴い市民の価値観も多様化し、学習者が増加しない状況がみられます。関係団体が一体となって継続する事業の充実、魅力ある学習の場を提供することが重要です。
- ■市民会館、図書館は建設から約50年が経過し老朽化が進んでいます。南海トラフ地震への対策として、建て替えや移転など早急な対応が必要です。
- ■市内には18箇所の公民館があり、うち10箇所で活動指導員を配置し、地区民運動会や文化祭、 各種スポーツ活動、防災活動等、地域に根差した活動を展開しています。
- 平成2年度に「人づくり交流事業」を開始し、平成6年度には安芸市友好交流協会が設立され、市民の自発的な交流活動を通じた人材育成に取り組んできました。今後も新しい文化の体験などによる幅広い視野を養っていく必要があります。
- ■童謡「赤とんぼ」の作詞で知られる三木露風の出身地・兵庫県龍野市(現:たつの市)と姉妹都市提携を結んでから令和元年度で30周年を迎えました。今後も両市の交流を深めていくとともに、他地域との交流も積極的に進め、地域づくりや人づくりに結び付けていくことが重要です。

#### 計画

#### (1) 誰もが学べる学習環境づくり

- ●夏季大学講座などの多様な学習機会の提供に努めます。
- ●図書館などの文化施設における情報提供機能の強化や認知度向上の取組などにより、生涯学習施設の利便性向上に努めます。
- ●市民会館・図書館の南海トラフ地震対策を計画的に進めます。

成 果 指 標	H27	H28	H29	H30	R元	
年間図書貸出数(冊)	47,381	43,926	41,506	40,743	41,871	4.

#### (2) 公民館活動の充実

- ●あらゆる世代が参加できる生涯学習活動の充実に努め、地域コミュニティの育成を図ります。
- ●公民館・集会所の機能向上を図るため、施設・設備の充実を図ります。
- ●学習環境の充実を図り、地域で学ぶ拠点づくりを推進します。

#### (3) 地域間交流の促進

●姉妹都市交流など、市民が主体となった地域間交流活動を促進します。



姉妹都市30周年



#### 教育・生涯学習

### 5-4 市民スポーツ

市民が健康な体でいきいきと暮らしていくために運動は大切です。スポーツによって心身のリフレッシュや健康の保持・増進に大きな効果が見込まれるとともに、地域・多世代間での交流促進につながるため、今後とも市民スポーツの振興に努める必要があります。

#### 現状と課題

- ■「健康な人づくりはスポーツから」を合言葉に、安芸市体育会などと連携して「安芸市体育祭」や「安芸タートルマラソン全国大会」などの各種大会を開催しています。
- 平成30年1月にNPO法人(特定非営利活動法人)となった総合型地域スポーツクラブ「来楽部あっきぃーな」では、各種サークルやスポーツ教室の開催、年齢や身体の状態に応じた運動の普及、市民の健康維持向上に取り組んでいます。また、令和2年度からはスポーツ機会の拡充を図るため、地域スポーツハブ\*\*としての事業を行っています。
- ■総合運動場は、小学生から高齢者までの市民が参加する大会が開催されているほか、毎年、阪神タイガースのキャンプや県外の高校・大学などの野球の合宿が行われています。現在、交付金事業を活用して施設の改修に取り組んでいますが、今後も長寿命化計画に基づく改修や、設備の充実を図る必要があります。
- ■市民の健康増進を図るため、平成30年度に市体育館内へトレーニング室を開設し、幅広い世代の方が利用しています。
  - ※ 地域スポーツハブ…総合型地域スポーツクラブなどが主体となり、地域住民の多様なニーズに応じたスポーツ サービスを提供する地域のスポーツ活動拠点。

#### 計画

#### (1)スポーツ人口の拡大

- ●総合型地域スポーツクラブの活動を支援し、 市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくり を促進します。
- ●各種スポーツ団体や体育会組織の主体的な活動を支援するとともに、総合型地域スポーツ クラブやスポーツ推進委員などと連携し、指導者の育成に努めます。
- ●市民が安全・安心にスポーツを楽しめるよう、 スポーツ施設の計画的な改修・整備に努めます。



総合型地域スポーツクラブ「来楽部あっきぃーな」

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元
スポーツ施設延べ利用者数(人)	85,014	87,257	80,337	85,509	78,611
総合型地域スポーツクラブ会員数(人)	231	223	276	320	312

R7
90,000
350



#### 教育・生涯学習

### 5-5 芸術文化·歴史

市民が豊かな心で郷土愛を育むためには、芸術文化・歴史に親しむことが大切であり、芸術文化にふれる機会や地域の伝統芸能などを維持、伝承していく必要があります。

#### 現状と課題

- ■童謡作曲家・弘田龍太郎の出身地であることから、童謡にちなんだ心豊かな地域づくりを進めています。市内には市民グループによって10箇所に童謡曲碑が建立されています。平成元年には「赤とんぼ」の作詞で知られる三木露風の出身地・兵庫県龍野市(現:たつの市)と姉妹都市を締結しており、令和元年度で30周年を迎えました。
- ■昭和57年に公立としては全国初となる書道美術館を開設し、毎年開催されている安芸全国書展及び全国書展高校生大会には、全国からあわせて約1,400点の作品が寄せられ、次代を担う書家の育成にも貢献しています。しかしながら、人口減少及び少子化の進展などにより、出品者数が年々減少傾向にあります。
- ■安芸市文化協会には、34の団体・サークルや個人が加盟し、芸術展・芸能祭・音楽祭などを 自主的に運営・開催していますが、運営に関わる人材が固定化・減少する傾向にあります。
- 過疎・高齢化や自治会活動の減退に伴い、地域の特色ある伝統芸能や行事、祭りなどが失われ つつあります。
- 県の無形民俗文化財に指定されている「赤野獅子舞」は、近年学校と連携することで、子どもの担い手数が増えています。しかし、「江川獅子舞」や「入河内獅子舞」など、他の民俗芸能の担い手が減少しています。
- 平成24年7月に土居廓中地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、地区住民と行政が連携しながら、町並みの保存と活用を図ることが重要です。
- ■新庁舎建設予定地を包蔵する土居地区のジョウマン遺跡では、弥生時代から古墳時代頃の遺構 や遺物が出土し、統合中学校建設予定地を包蔵する僧津地区の瓜尻遺跡においては、古代の遺 構や遺物が多数発見され、本市教育委員会による大規模な発掘調査が行われています。

#### 安芸市における文化財

令和2年8月28日現在

指定	名 称	員数	種 別	指定年月日	所在地または所有者
玉	聖観音立像	1躰	重要文化財(彫刻)	大7. 4. 8	安芸市本町 妙山寺
玉	伊尾木洞 シダ群落	7種類	天然記念物	大15. 10. 20	安芸市伊尾木丸山 農林水産省(安芸市管理)
玉	畠中家住宅(野良時計)	2物件	登録有形文化財	平8. 12. 20	安芸市土居
玉	陽和工房 登窯	1 物件	登録有形文化財	平16 .6. 9	安芸市井ノ口乙
玉	野村典男家住宅	1 物件	登録有形文化財	平17. 7. 12	安芸市土居
玉	寺村徳夫家住宅	5物件	登録有形文化財	平17. 7. 12	安芸市土居
玉	野村隆男家住宅	7物件	登録有形文化財	平17. 7. 12	安芸市土居
玉	森澤家住宅	13物件	登録有形文化財	平17. 11. 10	安芸市土居
玉	杉本家住宅	3物件	登録有形文化財	平17. 7. 12	安芸市本町
玉	五藤家住宅	フ物件	登録有形文化財	平20. 37	安芸市土居
玉	岩崎家住宅	フ物件	登録有形文化財	平22. 4. 28	安芸市井ノ口甲
玉	畠中家住宅	9物件	登録有形文化財	平22. 4. 28	安芸市土居
玉	前田家住宅	2物件	登録有形文化財	平25. 6. 22	安芸市本町
玉	津田家住宅	3物件	登録有形文化財	平31. 3. 29	安芸市土居
県	安芸国虎墓	1基	史跡	昭28. 1. 19	安芸市西浜 浄貞寺
県	畑山のムカデラン自生地		天然記念物	昭37. 1. 26	安芸市畑山 水口神社境内

指定	名 称	員数	種 別	指定年月日	所在地または所有者
県	赤野獅子舞		民俗文化財(民俗芸能)	昭44. 8. 8	安芸市赤野 大元神社 赤野獅子舞保存会
県	刀 銘 国益	1振	有形文化財(工芸品)	平10. 4. 28	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館
県	五藤家文書	22,699点	有形文化財(古文書)	平11. 4. 27	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館
市	薬師如来像	1躰	有形文化財(彫刻)	昭38. 5. 10	安芸市庄之芝町 庄之芝大師堂
市	佐伯文書	5通	有形文化財(古文書)	昭38. 5. 10	安芸市本町
市	広形銅鉾	1本	有形文化財(考古資料)	昭38. 5. 10	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館
市	有樋石剣	1本	有形文化財(考古資料)	昭38. 5. 10	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館
市	浄貞寺山門	1宇	有形文化財(建造物)	昭39. 10. 23	安芸市西浜 浄貞寺
市	短刀 銘 正宣	1振	有形文化財(工芸品)	昭40. 4. 16	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館
市	古瀬戸 骨壺	1 🗆	有形文化財(考古資料)	昭42. 2. 10	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館
市	安芸城跡		史跡	昭44. 3. 11	安芸市土居廓中 安芸市
市	五百石船模型	1艘	民俗文化財(民俗資料)	昭50. 9. 8	安芸市伊尾木 伊尾木八幡宮
市	川北大師堂絵馬	屏風5隻 額12枚	有形文化財(絵画)	昭55. 4. 7	安芸市川北中田 川北大師堂
市	奈比賀天満宮 棟札	5枚	有形文化財(古文書)	昭55. 4. 7	安芸市奈比賀 奈比賀天満宮
市	包国文書	5⊞	有形文化財(古文書)	昭55. 4. 7	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館
市	一ノ宮万歳		民俗文化財(民俗芸能)	昭55. 4. 7	安芸市井ノローノ宮ーノ宮神社 一ノ宮万才保存会
市	入河内獅子舞		民俗文化財(民俗芸能)	昭55. 4. 7	安芸市入河内 船岡神社 入河内獅子舞保存会
市	木造阿弥陀如来立像	1体	有形文化財(彫刻)	昭60. 4. 12	安芸市本町 妙山寺
市	川北文書	1,562点	有形文化財(古文書)	平3. 4. 26	安芸市矢ノ丸 安芸市民図書館
市	戸長役場文書	2,242点	有形文化財(古文書)	平5. 7. 15	安芸市矢ノ丸 安芸市民図書館
市	五藤家伝来美術工芸品	27点	有形文化財(工芸品)	平5. 7. 15	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館
市	仁井田神社「懇親会席上演説絵馬」	1点	有形文化財(絵画)	平28. 5. 27	安芸市栃ノ木 仁井田神社
市	住吉神社鰐口	2点	有形文化財(工芸品)	平28. 5. 27	安芸市土居 安芸市立歴史民俗資料館

#### 計画

#### (1)芸術文化の振興

- ●童謡・陶芸・書道など、安芸らしさあふれる地域文化の醸成を図ります。
- ●安芸市美術展覧会などの開催により、市民の芸術文化活動を促進します。
- ●安芸全国書展や高校生大会への新規出品者の開拓や、市民が書道に親しむ機会を提供すること を通じて、書道文化の振興と書道のまち安芸市のPRを図ります。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
安芸市美術展覧会出品数(品)	224	236	231	222	211	240

#### (2) 歴史・文化遺産の保存・活用

- ●文化財の保存・収集や、有効活用に努めます。
- ●民俗芸能など無形文化財の保存・継承に努めます。
- ●安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区の保存と活用を進めます。
- ジョウマン遺跡及び瓜尻遺跡における埋蔵文化財発掘調査により得られた調査成果について、 出土品の整理・保存のほか、一般公開や歴史教育などへの活用に努めます。

成果指標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
無形文化財の担い手数(人)	119	119	115	114	96	71
登録有形文化財の件数(件)	57	57	57	60	60	62

# 第6章

### 市民が主役。協働で営む強い自治体づくり

#### 【自治体経営】

- 6-1 人権
- 6-2 男女共同参画
- 6-3 協働のまちづくり
- 6-4 簡素で効率的な行財政の確立

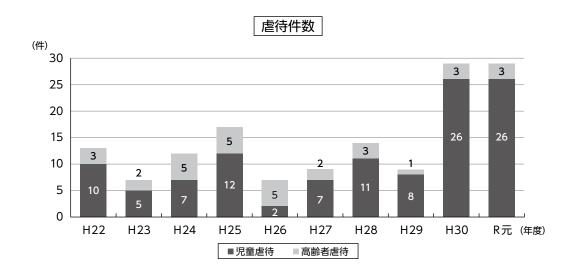


## 自治体経営 6-1 人権

21世紀は「人権の世紀」といわれ、国際的にも人権尊重に向けての取組や人権擁護への取組 が進んでいます。災害時も含め、さまざまな場面で人権侵害が起こらないよう、人権啓発、人権 教育などの取組を強化する必要があります。

#### 現状と課題

- ■本市では、すべての人々の基本的人権が尊重され、平和で明るく生きがいの持てる社会の実現を願い、平成12年4月に「安芸市人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。
- ■人権啓発については、同和問題をはじめ、女性・子ども・障がい者・高齢者・外国人・HIV\* 感染者など幅広い人権問題について解決すべき課題があります。また、近年では性的指向・性 自認や犯罪被害者の他、新型コロナウイルス感染症に関連する新たな人権問題にも理解を深め ることが求められています。
- ■様々な人権問題への理解と認識を総合的かつ分野ごとに深める啓発及び学習を充実していくことが必要です。
- ■人口減少時代、超高齢社会において、核家族化、地域における連帯意識の希薄化が進み、高齢者や児童、乳幼児への虐待が顕著になっています。また、SNSなどを介した人権侵害は、学校、職場、地域など、あらゆる場所で問題となっており、啓発活動や人権教育と合わせて、相談体制の強化が求められています。
- ■東日本大震災においては、避難所などで高齢者や子ども、女性への配慮が行き届かない場面も多く、南海トラフ地震への対応として、災害時における人権への配慮に関する教育と啓発の推進や、人権の視点に立った災害時の対応に関する体制づくりの推進も求められています。
- ■人権教育については、各地域や学校において計画的に人権学習会やまちづくり懇談会が実施されているほか、人権擁護委員による事業者などへの勉強会も開催されています。
  - ※ HIV…ヒト免疫不全ウイルスの略称。HIVに感染後、適切な治療を受けないと、免疫力が低下して、正常な免疫力を持つ健康な方であれば問題になることのない感染症や悪性疾患を引き起こします。



### 計画

#### (1) 人権意識向上のための啓発活動の推進

- ●人権啓発講座を開催します。
- ●広報紙やパンフレットなどにより、人権意識を啓発します。
- ●人権擁護委員による啓発活動を支援します。
- ●人権啓発パレードへの参加を促進します。
- ●企業・事業所における人権意識の醸成を支援します。
- ●災害時要配慮者の視点に立った防災・減災対策を行います。

#### (2) 人権教育の推進

- ●人権学習講座を開催します。
- ●地域・学校・企業などにおける人権教育を推進します。

#### (3) 人権相談体制の充実

- ●人権擁護委員による人権相談所を開設します。
- ●法務局など関係機関と連携した相談体制の充実に努めます。



人権週間 (バルーンメッセージ)



### 自治体経営

### 6-2 男女共同参画

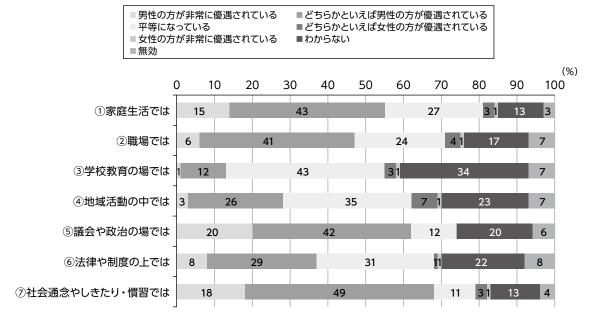
人口減少と少子高齢化の進展、それに伴う生産年齢人口の減少、そして共働き世帯の増加など、 社会経済情勢は大きく変化しています。このような変化に対応し、持続可能な豊かで活力ある社 会を築いていくためには、女性と男性が、共にあらゆる分野で持てる個性と能力を十分に発揮し て、活躍できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

#### 現状と課題

- ■本市では、平成15年に「あき男女共同参画プラン」、平成27年には「第2次あき男女共同参画プラン」を策定し、女性も男性も自立した一人の人間として、お互いに人権を尊重しつつ、自分らしく生きることのできる社会を目指しています。
- ■市民意識調査では、前回調査(平成26年に実施)と比べて大きな意識の変化はなく、家庭や職場、社会通念やしきたり・慣習では、男性が優遇されていると答えた方が多くなっています。
- ■人口減少社会、少子高齢社会の進展や南海トラフ地震への対策が急がれる中、我が国が成長していくために女性の活躍が欠かせないことは、今や共通の認識となりつつあります。本市が持続的に発展・成長していくためには、男女共同参画への意識啓発や、さまざまな場面における教育や学習会を行う必要があります。
- ■とりわけ女性がいきいきと活躍できることや女性の視点を取り入れた防災への取組、企業・事業所などにおいてワーク・ライフ・バランスを推進していくことが重要です。

【男女間の平等における市民意向調査(2019年実施)】

#### 男女平等について



### 計画

#### (1) 男女平等・男女共同参画への意識啓発・教育・学習会の推進

- ●広報紙・パンフレットなどによる啓発活動を推進します。
- ●男女が平等にいきいきと働くことができる職場環境づくりを推進します。
- ●講演会の実施などによる啓発を行います。
- ●固定的な性別役割分担意識にとらわれない視点に立った家庭教育を推進します。
- ●男女平等・男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。
- ●家事・育児・介護などに男性が参加・参画するための能力開発を推進します。
- ●ワーク・ライフ・バランスを推進します。

成 果 指 標	H14	H22	H26	R元	R7
男女の地位の平等意識割合 (家庭生活)(%)	23.2	_	25.7	27.0	30
男女の地位の平等意識割合 (職場)(%)	23.8	_	27.9	24.0	30

#### (2) 女性リーダーの人材育成

- ●女性の活躍支援塾を開催します。
- ●女性の活躍促進をテーマとする講演会を開催します。
- ●女性防災リーダーの育成に努めます。

成 果 指 標	H14	H22	H26	R元	R7
本市の審議会等における女性委員の割合(%)	_	22.9	27.5	30.5	36
女性人材リストの登録者数(人)	_	_	_	11	80(累計)



はちきん女性の活躍支援塾



### 自治体経営

### 6-3 協働のまちづくり

まちづくりの主役は市民であり、市民が主体・中心となって活動する意識を高め、その取組や 活動を市が支援していく協働のまちづくりを進めていく必要があります。

#### 現状と課題

- ■近年の生活スタイルや価値観の多様化、また、少子高齢化・若者の地方離れは、地域コミュニティへの参加意識の低下や人間関係の希薄化を招いており、地域における市民相互の交流や連帯感は弱まりつつあります。
- ■人口減少時代に突入した近年の地域においては、高齢化と担い手不足が深刻で、公民館活動や サロン活動が休止になるなど、地域活動が困難となる状況が目立ってきています。
- ■地域活動の状況把握と地域課題を解決するため、平成26年度から市職員を地域担当職員として選任し、各地域の座談会(地域福祉について話し合うコミュニティ)に参加させる「まちづくり懇談会」を再開しました。地域担当職員が地域に入ることで、様々な課題が浮き彫りになり、地域課題の解決に向けた取組が進んでいますが、人口減少と高齢化が進んだ地域においては、地域担当職員のみならず、地域おこし協力隊や大学などの知恵とマンパワーが不可欠となっています。
- ■経済のグローバル化が進展し、人の国際移動が活発化する中で、外国人労働者の国内流入が加速化しています。一方、国内で生活する外国人には、依然として生活・人権・就労面等での問題が存在しています。

#### 計画

#### (1) 地域コミュニティ活動の支援

- ●地域担当職員を継続して配置し、まちづくり懇談会を支援します。
- ●地域おこし協力隊の配置や大学などの包括連携協定による外部支援の充実を図ります。
- ●まちづくり活動拠点(公民館・集会所など)の充実を図ります。

成 果 指 標	H27	H28	H29	H30	R元	
まちづくり懇談会実施個所数	14	16	16	16	16	

R7
16

#### (2) まちづくりの意識啓発

- ●協働のまちづくりの意識醸成に向け、協働のまちづくり推進講座や研修を開催します。
- ●外国人の境遇や言葉・文化に対する理解を深める交流促進に取り組み、外国人との共生社会の 実現を目指します。

#### 地域における主な取組

地区	活動
赤野	高齢者ミニデイサービス(かもめサロン)、成人を祝う会(婦人会主催)、赤野獅子舞保存会
穴 内	ふれあい給食、神祭・獅子舞、箸挙大会
津久茂	友愛訪問活動、子ども神輿、モーニング喫茶
西浜	人権フルマラソン、三世代交流餅つき、子ども料理教室
安芸	餅つき大会、友愛訪問活動、お月見会
黒鳥	地区民運動会、子ども会、友愛訪問活動
井ノ口	婦人会活動、妙見山登山、ポールウォーキング
土居	どいっ子議会、白蓮まつり、認知症勉強会
江 川	あったかふれあいセンターサテライト、100円喫茶、向島農村公園の整備
川北	獅子舞、グラウンドゴルフ、認知症カフェ(オレンジカフェ)
伊尾木	芸能祭、産業文化祭、伊尾木洞のPR活動・保全活動
下 山	あったかふれあいセンターサテライト、夕涼み会、学習発表会、ふれあいまつり
奈比賀	10円カフェ、男の井戸端会議(100円横丁)、奈比賀ナビ・奈比賀文化史の発行
栃ノ木	夕涼み会、モーニング喫茶、新年親睦会、イルミネーション
東川	睦の会、県立大学生との交流、年末ふれあい市、道端サロン
畑山	ミニデイサービス、七夕まつり、お花見





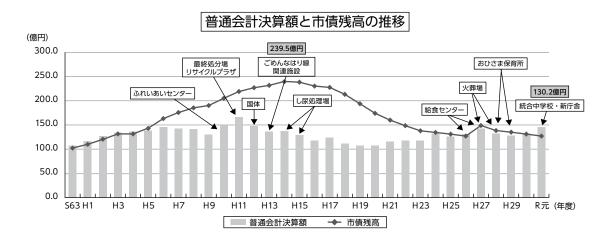
#### 自治体経営

### 6-4 簡素で効率的な行財政の確立

人口減少時代の到来を踏まえ、将来にわたって活力ある社会を維持するため、自治体には限られた財源の中、それぞれの魅力を最大限に生かした地方独自の取組が必要であり、業務の効率化と組織のレベルアップが求められています。

#### 現状と課題

- ■財政基盤が脆弱な本市においては、常に国・県の動向や経済情勢などを注視しながら、中長期 的な視点に立った健全で安定した財政経営を確立し、より効果的で効率的な行財政運営を推進 する必要があります。
- ■本市はこれまで、道路整備や公共下水道、ごめん・なはり線関連施設、し尿及びごみ処理施設など多くの生活関連事業を積極的に実施してきたことで、平成14年度末には地方債(借金)残高が約240億円にまで達しました。これらにより、平成20年度決算においては、実質公債費比率が27.6%まで上昇し、自治体財政健全化法における早期健全化団体に指定されるなど、危機的な財政状況に陥りました。
- ■平成15年から平成25年にかけて、三次にわたる安芸市財政健全化計画(アクションプラン)に基づいた財政健全化の取組を進めてきたことで本市の財政運営は着実に改善され、以降も不断の行財政改革に取り組んできた結果、令和元年度決算における実質公債費比率は7.4%、地方債残高は約130億円まで減少しています。
- ■近年、火葬場や給食センター、おひさま保育所建設などの大型事業に取り組んできており、また、新庁舎や統合中学校の建設事業が進行している中、地方債残高・公債費負担ともに増加傾向にあります。将来にわたって財政運営に支障をきたすことがないよう、今後も財政健全化路線を堅持しながら市の重要課題に取り組んでいく、バランスのとれた財政運営が必要です。
- ■少子・高齢化社会の進展により、医療・介護・福祉対策などの社会保障関係費が年々増大し、 財政運営を圧迫しています。限られた財源を効率的・効果的に活用するためには、引き続き、 成果を重視し選択と集中を行う予算の重点化を図る必要があります。また、業務の効率化と組 織のスリム化を進めていく上で、多様化・高度化する行政需要や自治体を取り巻く環境の急激 な変化などに対応していくためには、職員個々の能力と組織力のレベルアップが求められてい ます。



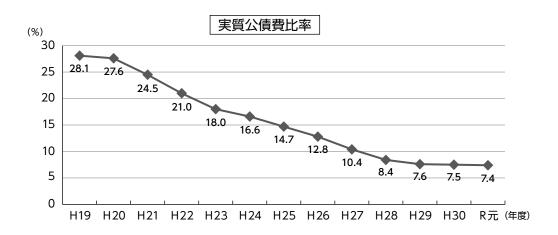
#### ■計画

#### (1) 行財政健全化路線の堅持

これからの本市の財政構造については、喫緊の課題であった新庁舎の建設や中学校の移転・統合を実施することで、市債残高が増加し、これに伴い歳出のうち公債費も増加する見通しです。今後、実質公債費比率\*1をはじめ各財政指標が上昇しますが、過去のような危機的な財政状況に再び戻ることがないよう、下記の取組を推進し、持続可能な財政運営を確保します。

- ●歳入確保のため、課税客体の適正な把握及び市税、住宅使用料、保育料などの収納対策に対して法令遵守で臨むとともに、各種使用料及び手数料などの定期的な見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。
- ●歳出抑制については、適正な定員管理や物件費・補助費などについての徹底した適正化に努めます。
- ●弾力的な財政運営が行えるよう、計画的な各種基金の造成を行い、借金に依存しない財政構造 を維持しながら、常に安定した財政経営の確立に努めます。
- ●事業が肥大化しないよう、新たな事務事業を実施する際には類似事業の廃止(スクラップアンドビルド)を徹底するとともに、終期設定を行います。
- ●SIB<sup>※2</sup>やPPP、PFI<sup>※3</sup>の活用により、市民サービス向上や行政コスト削減に努めます。

成 果 指 標	H27	H28	H29	H30	R元	R7
実質公債費比率(%)	10.4	8.4	7.6	7.5	7.4	14.0以下



- ※1 実質公債費比率…一般会計や下水道会計などで、1年間の収入に対して支払う借金がどれくらいあるかを示すものです(財政再生基準:35%以上/早期健全化基準:25%以上/市債発行に国などの許可が必要:18%以上)。 令和7年度の目標値「14.0%以下」は、新庁舎や統合中学校建設にかかる償還金を含んだ値です。
- ※2 SIB (ソーシャルインパクトボンド) …民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の仕組み。
- ※3 PPP/PFI…公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

#### (2) 行政経営システムの確立

- 「予算主義」から「成果主義」への転換を図り、人件費を含めたフルコストの原価管理を徹底します。
- ●固定資産台帳の整備や財務書類の作成を通じて、市全体の資産・債務を把握し、健全な財政運営に生かしていきます。また、全般的な財政状況をより多面的かつ合理的に明らかにするため、財務諸表を随時公開します。
- ●公共施設等総合管理計画及び個別施設管理計画を作成し、本市が所有する公共施設の全体的な状況を把握することで、長期的な視点に立った長寿命化・統廃合・更新などを計画的に行います。また、これら公共施設の最適な配置を進めることで、財政負担の軽減・平準化に取り組みます。
- ●少数精鋭主義に基づく「スリムで強い行政組織づくり」に取り組みます。また、前例踏襲をなくし、徹底したコスト意識を持った職員の育成と意識改革に努め、職員の意欲向上を図るため、 人事評価制度を継続して実施していきます。

# 資料編

- 1 安芸市の現状
- 2 市民意向調査
- 3 安芸市総合計画策定経過
- 4 安芸市総合計画審議会委員名簿
- 5 安芸市総合計画審議会答申
- 6 関係条例

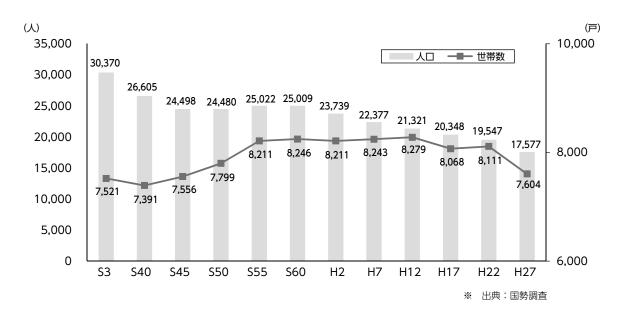
# 安芸市の現状

#### ①人口

#### [人口・世帯数]

本市の人口は年々減少を続けており、令和2年には17,000人を割り込むことが見込まれています。

世帯数は、平成22年までは横ばいで推移していましたが、平成22年から平成27年にかけて約500戸減少しています。



#### [地区別人口]

本市の10年間の地区別人口の推移は、全地区で減少となっています。中でも、中山間地域にあたる東川・畑山地区では30%近い減少となっています。

(単位:人・%)

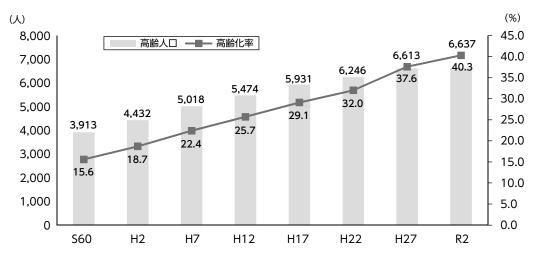
年 次	安芸	伊尾木	川北	東川	土居	井ノ口	畑山	穴内	赤野
H17	8,364	2,074	3,068	420	2,145	2,450	309	951	1,467
H22	7,745	1,907	3,127	352	2,044	2,246	257	860	1,361
H27	7,131	1,682	3,037	298	1,982	2,081	219	782	1,246
H17~H27 減少率(%)	△14.7	△18.9	△1.0	△29.0	△7.6	△15.1	△29.1	△17.8	△15.1

※ 出典:住民基本台帳 各年4月1日時点

#### [高齢化率の推移と予測]

本市の高齢者数 (65歳以上人口) は、平成22年に6,000人を超えており、高齢化率 (総人口に占める高齢者の割合) は30%を超えています。

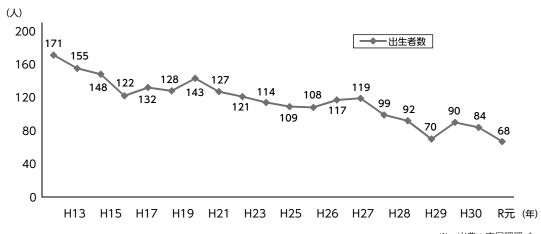
国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成27年から令和2年の高齢者人口は微増となっていますが、総人口の減少により、高齢化率は40%を超えることが予想されています。



※ 出典:平成27年までは国勢調査、令和2年は国立社会保障・人□問題研究所の推計値

#### [出生者数]

出生者数は絶対数が少なく年によってばらつきがあるものの、全体としては減少傾向にあります。



※ 出典:市民課調べ

#### ②産業

#### [産業別就業人口]

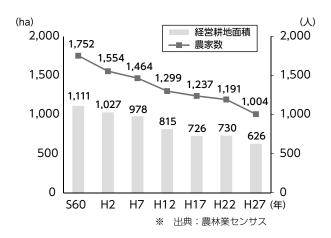
本市の就業人口は8,638人で、産業分類別の割合は第1次産業が27.0%、第2次産業が13.1%、第3次産業が59.9%となっています。平成17~27年の推移を見ると、第2次産業が減少傾向にあります。

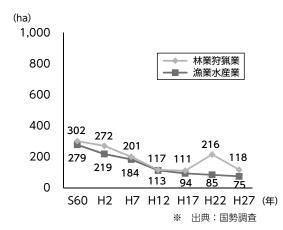
		H17		H:	27
		人口	構成比	人口	構成比
第	農業	2,505	24.6	2,135	24.7
1 1	林業狩猟業	111	1.1	118	1.4
次産業	漁業水産業	94	0.9	75	0.9
業	小計	2,710	26.7	2,328	27.0
第	鉱業	5	0.0	0	0.0
2	建設業	944	9.3	654	7.6
第2次産業	製造業	655	6.4	481	5.6
業	小計	1,604	15.8	1,135	13.1
	卸売・小売業	1,586	15.6	1,120	13.0
	金融保険業	119	1.2	87	1.0
	不動産業	28	0.3	68	0.8
第一名	運輸通信業	357	3.5	291	3.4
) 次	電気ガス水産業	41	0.4	37	0.4
第3次産業	サービス業	3,328	32.7	2,936	34.0
	公務	387	3.8	360	4.2
	その他	6	0.1	276	3.2
	小計	5,852	57.6	5,175	59.9
	総計	10,166	100.0	8,638	100.0

※ 出典:国勢調査

#### [農林水産業]

本市の基幹産業である農業は、総農家数の減少に伴い経営耕地面積も減少傾向が続いています。また、林業・水産業の就業人口の減少は著しく、昭和60年からの20年間で、およそ3分の1にまで落ちこんでいます。

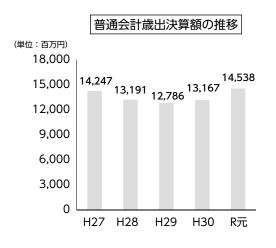


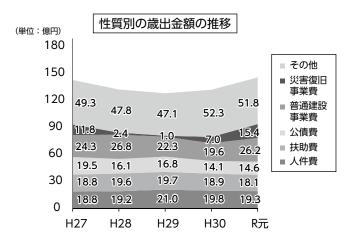


#### ③財政状況

#### 1) 財政規模、歳入・歳出の構造

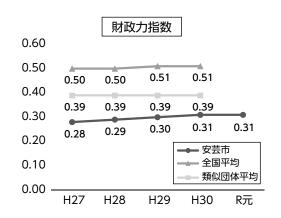
令和元年度の普通会計決算における歳入は151億円、歳出は145億円となっています。歳入の構成比は、地方交付税が47億円(31.6%)、地方税が18億円(11.8%)、地方債が17億円(11.5%)となっており、歳出の構成比は、人件費・扶助費・公債費などの義務的経費が52億円(35.8%)、普通建設事業などの投資的経費が42億円(28.6%)となっています。

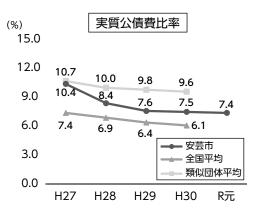


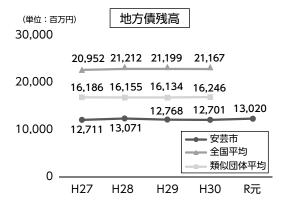


#### 2) 主要財政指標

財政力指数<sup>\*1</sup>は0.31(県内11市中8位)で、類似団体平均<sup>\*2</sup>を下回っています。実質公債費比率は、7.4%(県内11市中3位)と改善していますが、地方債残高は130億円で上昇傾向にあります。







- ※1 財政力指数…財政基盤の強弱の目安となるもので、数字が大きいほど財政基盤が強いことを示します。
- ※2 類似団体平均…総務省が毎年公表する「人口」と「産業構造」が類似する市町村のうち、特殊事情のない標準的な財政運営を行っている市町村の財政指数の平均値。
- ※3 県内類似団体平均…高知市を除く県内10市 の平均値。

## 2

## 市民意向調査

#### 1. 市民意向調査の概要

・調査対象 安芸市に居住する20歳以上の市民

· 対象者数 2,000人

・対象抽出方法 令和2年5月1日時点、20歳以上の市民から無作為抽出

・調査期間 令和2年6月1日~令和2年6月30日

・調査方法 郵送による配布・郵送回収

・回収結果

項目	今回調査	前回調査 (平成26年12月実施)
調査票発送数	2,000	2,000
回収数	594	618
回収率	29.7%	31.0%

#### 2. 市民意向調査の結果

#### 1)回答者の属性について

#### 問1 あなたの性別は?

男性	250人(42.1%)
女性	337人(56.7%)
無回答	7人( 1.2%)
 計	 594人

#### 問2 あなたの年齢は?

20代	29人	( 4.9%)
30代	51人	( 8.6%)
40代	人88	(14.8%)
50代	113人	(19.0%)
60代	148人	(24.9%)
70代	158人	(26.6%)
無回答	7人	( 1.2%)
計	594人	

#### 問3 あなたのお住まいは?

安芸町	209人	(35.2%)
伊尾木・下山	44人	( 7.4%)
川北	103人	(17.3%)
東川	6人	( 1.0%)
土居・僧津	87人	(14.6%)
井ノ口	64人	(10.8%)
栃ノ木・尾川・畑山・小谷	7人	( 1.2%)
穴内	23人	( 3.9%)
赤野	40人	( 6.7%)
無回答	11人	( 1.9%)
計	594人	

#### 問4 あなたは、本市に何年ぐらい お住みですか?

1年未満	7人	( 1.2%)
1~5年未満	28人	( 4.7%)
5~10年未満	8人	( 1.3%)
10~20年未満	54人	( 9.1%)
20年以上	487人	(82.0%)
無回答	10人	( 1.7%)
計	594人	

#### 問5 あなたの職業は?

農業	95人	(16.0%)
林業	5人	( 0.8%)
水産業	5人	( 0.8%)
商業	16人	( 2.7%)
観光・サービス業	39人	( 6.6%)
製造業	12人	( 2.0%)
会社員	87人	(14.6%)
公務員	56人	( 9.4%)
家事従事者	73人	(12.3%)
無職	98人	(16.5%)
学生	6人	( 1.0%)
その他	89人	(15.0%)
無回答	13人	( 2.2%)
 計	594人	

# 問6 あなたの勤務地(職場)または通学地は?

市内	288人	(48.5%)
市外	113人	(19.0%)
無職・その他	131人	(24.0%)
無回答	62人	(10.4%)
 計	594人	

#### 問7 あなたの家族構成は?

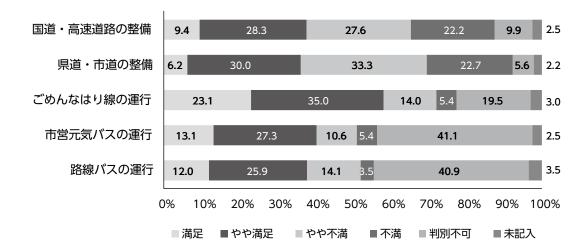
ひとり暮らし	84人(14.1%)
夫婦のみ	178人(30.0%)
2世代同居	226人 (38.0%)
3世代同居以上	50人 (8.4%)
その他	42人 (7.1%)
無回答	14人 ( 2.4%)
 計	594人

#### 2) 安芸市での暮らし(満足度) とまちづくり(重要度)について

問8-1 市民生活の評価(満足度)についておたずねします。

(交通) (単位:%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断できない	無回答
国道・高速道路の整備	9.4	28.3	27.6	22.2	9.9	2.5
県道・市道の整備	6.2	30.0	33.3	22.7	5.6	2.2
ごめん・なはり線の運行	23.1	35.0	14.0	5.4	19.5	3.0
市営元気バスの運行	13.1	27.3	10.6	5.4	41.1	2.5
路線バスの運行	12.0	25.9	14.1	3.5	40.9	3.5

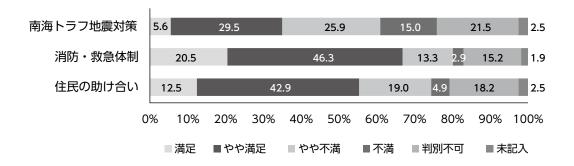


「県道・市道の整備」、「国道・高速道路の整備」は、全項目のうちで不満足度が2位、3位に位置しているが、5年前の前回調査と比較すると、満足度がそれぞれ7.1%、5.5%増加している。

「市営元気バスの運行」、「路線バスの運行」は「判断できない」が40%を超えており、中でも30代の割合が56.9%で最も高くなっており、唯一50%を超えている。

(防災) (単位:%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
南海トラフ地震対策	5.6	29.5	25.9	15.0	21.5	2.5
消防・救急体制の充実	20.5	46.3	13.3	2.9	15.2	1.9
地域住民の助け合い・支え合い	12.5	42.9	19.0	4.9	18.2	2.5

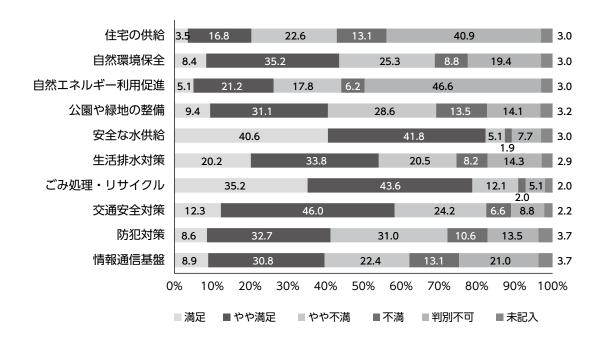


「南海トラフ地震対策」については、満足度が前回調査より7.8%増加し、35.1%となった。

「消防・救急体制の充実」については、満足度が前回調査より6.3%増加し、66.8%となった。

(生活環境) (単位:%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
住宅の供給	3.5	16.8	22.6	13.1	40.9	3.0
自然環境の保全	8.4	35.2	25.3	8.8	19.4	3.0
自然エネルギーの利用促進	5.1	21.2	17.8	6.2	46.6	3.0
公園や緑地の整備	9.4	31.1	28.6	13.5	14.1	3.2
安全な水の供給	40.6	41.8	5.1	1.9	7.7	3.0
生活排水対策	20.2	33.8	20.5	8.2	14.3	2.9
ごみ処理対策・リサイクルの推進	35.2	43.6	12.1	2.0	5.1	2.0
交通安全対策	12.3	46.0	24.2	6.6	8.8	2.2
防犯対策	8.6	32.7	31.0	10.6	13.5	3.7
情報基盤対策	8.9	30.8	22.4	13.1	21.0	3.7

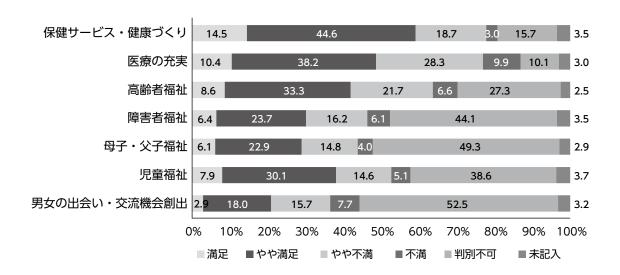


「住宅の供給」は、前回調査より満足度が4.4%増加している。年代別にみると、不満足度では、40代が48.8%と最も高く、「判断できない」は70代以上が46.8%と最も多かった。

前回調査と同様に「安全な水の供給」、「ごみ処理対策・リサイクルの推進」の満足度は全項目のうち、満足度が1位、2位に位置している。

(健康・福祉) (単位:%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
保健サービス・健康づくり対策	14.5	44.6	18.7	3.0	15.7	3.5
医療の充実	10.4	38.2	28.3	9.9	10.1	3.0
高齢者福祉	8.6	33.3	21.7	6.6	27.3	2.5
障害者福祉	6.4	23.7	16.2	6.1	44.1	3.5
母子・父子福祉	6.1	22.9	14.8	4.0	49.3	2.9
児童福祉	7.9	30.1	14.6	5.1	38.6	3.7
男女の出会い・交流機会の創出	2.9	18.0	15.7	7.7	52.5	3.2



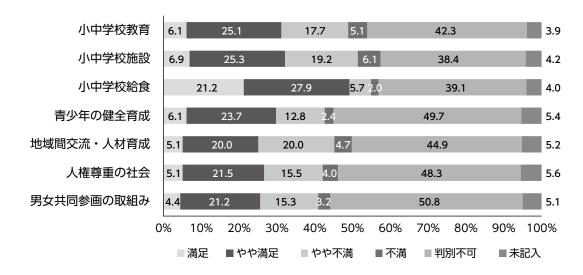
「保健サービス・健康づくり対策」の満足度は、前回調査に引き続き5割を超え全項目のうち4位となっている。

「児童福祉」の満足度は、前回調査より10.2%増加している。

その他の項目では、前回調査からほとんど変化は見られなかったが、満足度についてはいずれも増加している。

(教育・人権) (単位:%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
小・中学校教育の充実	6.1	25.1	17.7	5.1	42.3	3.9
小・中学校施設の整備	6.9	25.3	19.2	6.1	38.4	4.2
小・中学校の給食実施	21.2	27.9	5.7	2.0	39.1	4.0
青少年の健全育成	6.1	23.7	12.8	2.4	49.7	5.4
地域間交流の推進・人材育成	5.1	20.0	20.0	4.7	44.9	5.2
人権尊重の社会づくり	5.1	21.5	15.5	4.0	48.3	5.6
男女共同参画の取組み	4.4	21.2	15.3	3.2	50.8	5.1

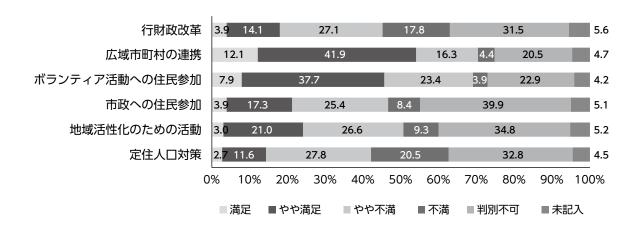


教育・人権の分野は、全体として「判断できない」との回答が40%以上となった。 前回調査では、「小・中学校教育の充実」、「小・中学校施設の整備」以外の項目では、 満足度を不満足度が上回っていた。しかし、今回調査では、すべての項目において、満足 度が不満足度を上回った。

「小・中学校の給食実施」は、前回調査より、満足度が31.8%増加し、49.2%となった。

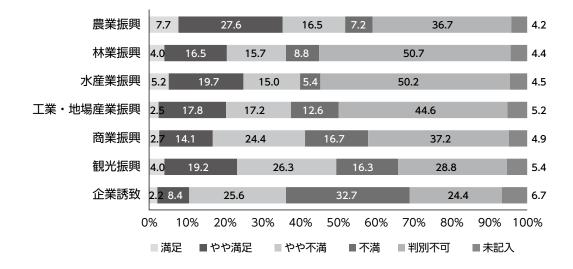
(芸術・文化・スポーツ) (単位:%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
公民館・集会所の整備	11.4	36.9	22.7	5.2	19.5	4.2
生涯学習・社会学習環境の充実	5.9	30.0	19.2	3.7	36.0	5.2
文化財の保護と活用	7.9	32.8	15.0	4.0	35.2	5.1
市民スポーツの推進、体育施設の整備	9.1	31.5	21.5	7.6	25.8	4.5
芸術・文化活動の推進	8.4	31.8	18.5	6.2	30.3	4.7
市民会館・図書館など文化施設	8.2	28.1	24.4	13.5	20.4	5.4



「芸術・文化活動の推進」「市民会館・図書館など文化施設」の項目で、満足度が前回 調査より微減となった。 (産業振興) (単位:%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
農業の振興	7.7	27.6	16.5	7.2	36.7	4.2
林業の振興	4.0	16.5	15.7	8.8	50.7	4.4
水産業の振興	5.2	19.7	15.0	5.4	50.2	4.5
工業・地場産業の振興	2.5	17.8	17.2	12.6	44.6	5.2
商業の振興	2.7	14.1	24.4	16.7	37.2	4.9
観光の振興	4.0	19.2	26.3	16.3	28.8	5.4
企業誘致	2.2	8.4	25.6	32.7	24.4	6.7



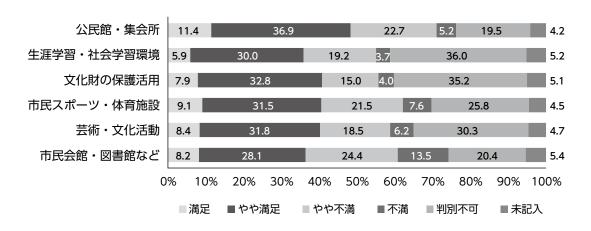
前回調査では、すべての項目で不満足度が満足度を上回っていたが、今回調査では、「農業の振興」、「水産業の振興」の満足度が不満足度を上回っている。

「企業誘致」の不満足度は58.3%となり、全項目で1位となっている。また、「商業の振興」、「観光の振興」の不満足度も40%を超えている。

職業別でみると、農業従事者の「農業の振興」に対する、満足度は14.7%、不満足度が40.0%となっている。

(行財政等) (単位:%)

	満足	やや満足	やや不満	不満	判断 できない	無回答
行財政改革の推進	3.9	14.1	27.1	17.8	31.5	5.6
広域市町村の連携	12.1	41.9	16.3	4.4	20.5	4.7
ボランティア活動への住民参加	7.9	37.7	23.4	3.9	22.9	4.2
市政への住民参加	3.9	17.3	25.4	8.4	39.9	5.1
地域活性化のための活動	3.0	21.0	26.6	9.3	34.8	5.2
定住人口対策	2.7	11.6	27.8	20.5	32.8	4.5



「定住人口対策」、「行財政改革の推進」の不満足度はそれぞれ48.3%、44.9%と高く、不満足度が4位、5位となっている。

問8-2 「満足」とお答えになった項目のうち特に満足している項目について、上位3つを選んで番号で記入してください。(上位5項目)

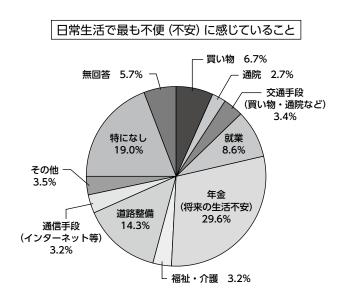
	最優先	2番目	3番目
安全な水の供給	99	36	16
ごみ処理対策・リサイクルの推進	48	42	24
小中学校給食	40	23	18
ごめん・なはり線	21	17	12
消防・救急体制	9	22	12
路線バスの運行	12.0	25.9	3.5

## 問8-3 今後のまちづくり『重要度』についておたずねします。 (詳細結果は省略。次項にて上位5項目を記載)

#### 問9 あなたが、日常生活で最も不便に感じていることは何ですか?

買い物	40	( 6.7%)
通院	16	( 2.7%)
交通手段	26	( 3.4%)
就業	51	( 8.6%)
年金	176	(29.6%)
福祉・介護	19	( 3.2%)
道路が狭い、悪い	85	(14.3%)
通信手段	19	( 3.2%)
その他	21	( 3.5%)
特にない	113	(19.0%)
無回答	34	( 5.7%)

594



5年前の調査と同様に、将来の生活資金となる「年金」への不安が最も多く、次いで「特にない」、「道路整備」となった。

#### 問10-1 あなたは、これからもずっと安芸市に住み続けたいと思いますか?

ずっと住みたい	341	(57.4%)
当分は住みたい	140	(23.6%)
一時居住のため市外へ移るかもしれない	20	( 3.4%)
市外へ移りたい	34	(5.7%)
わからない	44	( 7.4%)
無回答	15	( 2.5%)
		-

「ずっと住みたい」が、前回 調査の65.9%から、57.4%へ と減少した。

これに対し、「当分は住みたい」は、前回調査の18.3%から、23.6%へと増加した。

594

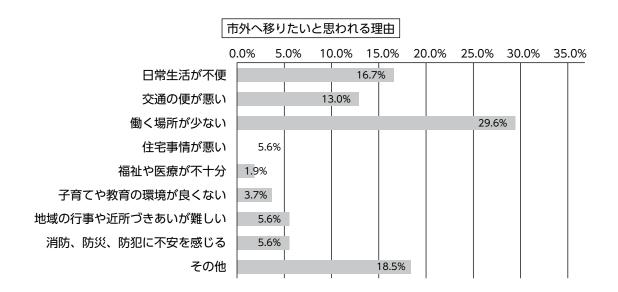
問10-2 (問10-1で『一時居住のため市外へ移るかもしれない』又は『市外へ移りたい』 と回答した方のみ)市外へ移りたいと思われる理由はなんですか?(複数回答有)

買い物などの日常生活が不便だから	9	(16.7%)
通勤・通学などの交通の便が悪いから	7	(13.0%)
働く場所が少ないから	16	(29.6%)
住宅事情が悪いから	3	(5.6%)
福祉や医療が不十分だから	1	( 1.9%)
子育てや教育の環境が良くないから	2	( 3.7%)
地域の行事や近所づきあいが難しから	3	(5.6%)
消防、防災、防犯に不安を感じるから	3	(5.6%)
その他	10	(18.5%)

54

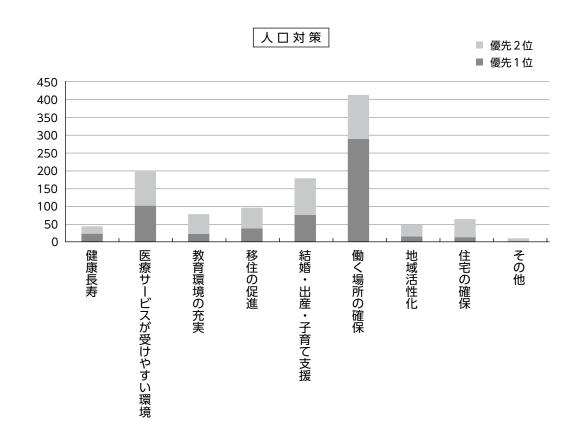
「市外へ移りたい」、「市外へ移るかもしれない」とした人は、全体の9.1%(54人)。 「市外へ移りたい」の理由としては「働く場所が少ない」が最も多く、次いで「その他」 となった。

「その他」の意見としては、「市税が高い」という意見が多く、次いで「津波が来る」 が多い。



## 問11 安芸市の人口対策は何に力を入れるべきですか? (上位2つ選択)

	最優先	2番目
健康長寿	23	21
医療サービスが受けやすい環境	102	99
教育環境の充実	22	56
移住の促進	38	58
結婚・出産・子育て支援	76	103
働く場所の確保 (雇用)	290	124
地域活性化 (地域おこし協力隊の活用)	15	34
住宅の確保 (空き家・公営住宅・住宅団地の整備)	13	51
その他	2	8
	581	554

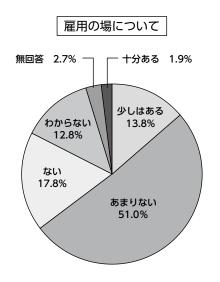


前回調査と同じく、「働く場所の確保」が最も多く、次いで「医療サービスが受けやすい環境」の回答が多かった。

#### 3) 安芸市の産業について

## 問12 安芸市内の雇用の場についてどう思いますか?

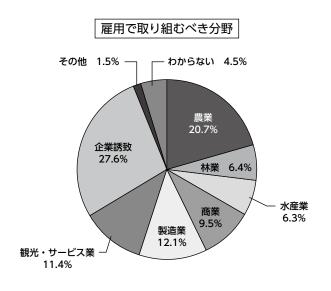
十分ある	11	( 1.9%)
少しはある	82	(13.8%)
あまりない	303	(51.0%)
ない	106	(17.8%)
わからない	76	(12.8%)
無回答	16	( 2.7%)
	594	



市内に雇用の場が、「十分ある」、「少しはある」と答えた方が15.7%、「あまりない」、「ない」と答えた方が68.8%。

## 問13 安芸市内の雇用の場を増やすためには、どの分野や取組みに重点を置くべきと思いますか? (複数回答可)

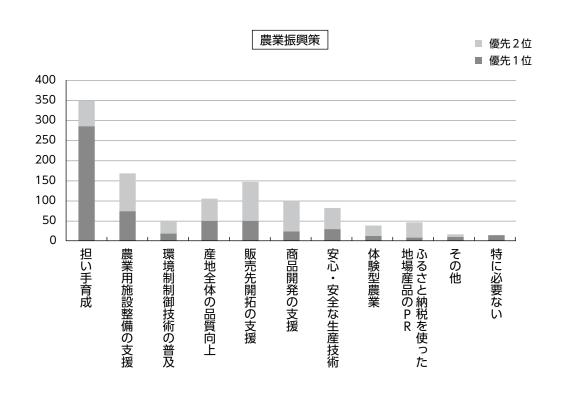
農業	227	(20.7%)
林業	70	( 6.4%)
水産業	69	( 6.3%)
商業	104	( 9.5%)
製造業	133	(12.1%)
観光・サービス業	125	(11.4%)
企業誘致	302	(27.6%)
その他	16	( 1.5%)
わからない	49	( 4.5%)
	1,095	



「企業誘致」が27.6%と最も多く、次いで「農業」が20.7%となった。

問14 安芸市の農業をもっと元気にしていくために、どんなことに取り組んでいくべきと思われますか? (上位2つを選択)

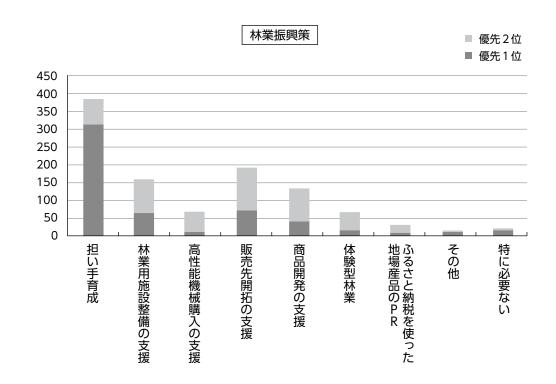
	最優先	2番目
担い手育成	286	63
農業用施設整備の支援	74	94
環境制御技術の普及	18	32
産地全体の品質向上	50	55
販売先開拓の支援	50	97
商品開発の支援	23	77
安心・安全な生産技術	29	53
体験型農業 (農業体験など)	12	26
ふるさと納税を使ったPR	8	38
その他	10	6
特に必要ない	14	0
	574	541



前回調査と同じく、「担い手育成」が最も多く、次いで「農業用施設整備の支援」の回答が多かった。

問15 安芸市の林業をもっと元気にしていくために、どんなことに取り組んでいくべきと思われますか? (上位2つを選択)

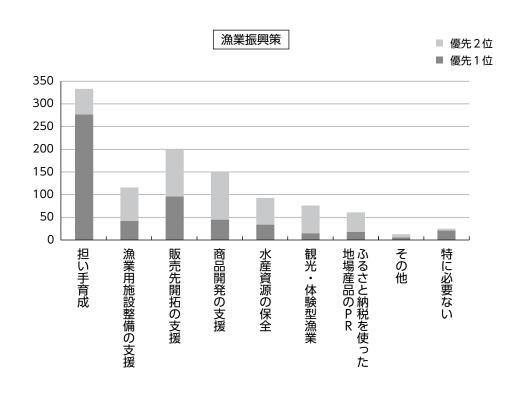
	最優先	2番目
担い手育成	315	72
林業用施設整備の支援	65	95
高性能機械購入の支援	11	57
販売先開拓の支援	72	121
商品開発の支援	41	93
体験型林業	16	51
ふるさと納税を使ったPR	9	22
その他	11	4
特に必要ない	16	5
	556	520



前回調査と同じく、「担い手育成」が最も多く、次いで「販売先開拓の支援」の回答が多かった。

問16 安芸市の水産業をもっと元気にしていくために、どんなことに取り組んでいくべきと思われますか? (上位2つを選択)

	最優先	2番目
担い手育成	277	56
漁業用施設整備の支援	42	74
海産物の販売先開拓の支援	96	104
商品開発の支援	45	105
水産資源の保全 (稚魚の放流)	34	59
観光・体験型林業	15	61
ふるさと納税を使った P R	18	43
その他	6	7
特に必要ない	21	4
	554	513

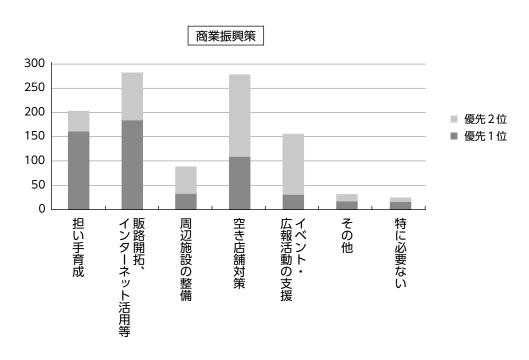


前回調査と同じく、「担い手育成」が最も多く、次いで「海産物の販売先開拓の支援」の回答が多かった。

問17-1 安芸市の商業をもっと元気にしていくために、どんなことに取り組んでいくべきと思われますか? (上位2つを選択)

	最優先	2番目
担い手育成	161	42
販路開拓、インターネット活用	184	98
周辺施設の整備 (道路等)	33	56
空き店舗対策 (改修費等支援)	109	169
イベント・広報活動の支援	31	125
その他	17	15
特に必要ない	16	9
	551	514

「販路開拓・インターネット活用」が最も多く、次いで「空き店舗対策」の回答が多かった。



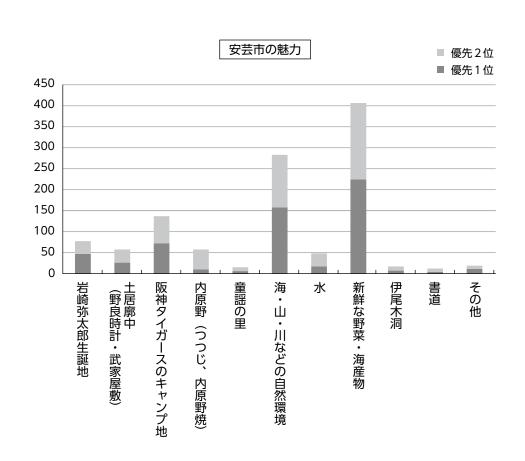
問17-2 市内には、日常の買い物に必要な店舗が揃っていると思いますか?

揃っている	103	(17.3%)
まあまあ揃っている	328	(55.2%)
あまり揃っていない	87	(14.6%)
揃っていない	39	( 6.6%)
わからない	16	( 2.7%)
無回答	21	( 3.5%)
	594	

問18 安芸市の魅力は何だと思いますか? (上位2つを選択)

	最優先	2番目
岩崎弥太郎生誕地	47	30
土居廓中(野良時計・武家屋敷)	26	31
阪神タイガースのキャンプ地	72	64
内原野(つつじ、内原野焼)	10	47
童謡の里	6	9
海・山・川など自然環境	157	124
水	17	31
新鮮な野菜・海産物	223	181
伊尾木洞	7	10
書道	4	8
その他	11	8
	580	543

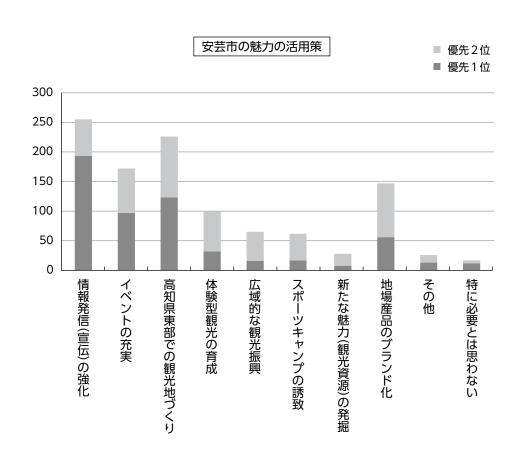
前回調査と同じく、「新鮮な野菜・海産物」が最も多く、次いで「海・山・川などの自然環境」の回答が多かった。



問19 安芸市の魅力をもっと活かす取り組みとして、何が必要だと思いますか? (上位2つを選択)

	最優先	2番目
情報発信 (宣伝) の強化	193	62
イベントの充実	97	75
高知県東部での観光地づくり	123	103
体験型観光の育成	32	68
広域的な観光振興	16	49
スポーツキャンプの誘致	17	45
新たな魅力(観光資源)の発掘	8	20
地場産品のブランド化	56	91
その他	13	13
特に必要とは思わない	12	5
	567	531

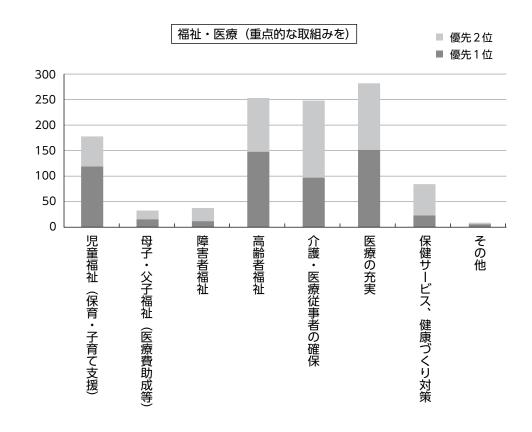
「情報発信(宣伝)の強化」が最も多く、次いで「高知県東部での観光地づくり」の回答が多かった。



#### 4) 安芸市の福祉・医療について

問20-1 これからの福祉・医療の分野について何を重点的に取り組んで欲しいと思いますか? (上位2つを選択)

	最優先	2番目
児童福祉(保育・子育て支援)	120	59
母子・父子福祉(医療費助成等)	16	17
障害者福祉	12	26
高齢者福祉	149	106
介護・医療従事者の確保	98	152
医療の充実	153	131
保健サービス、健康づくり対策	23	62
その他	6	3
	577	556

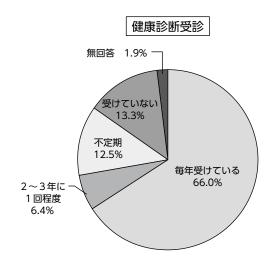


「医療の充実」という意見がもっとも多く、次いで、「高齢者福祉」、「介護・医療従事者の確保」の回答が多かった。

#### 問20-2 あなたは、どのくらいの頻度で健康診断を受けていますか?

毎年受けている	392	(66.0%)
2~3年に1回程度	38	( 6.4%)
受けようと思った時に受けている(不定期)	74	(12.5%)
受けていない	79	(13.3%)
無回答	11	( 1.9%)
·		·

594

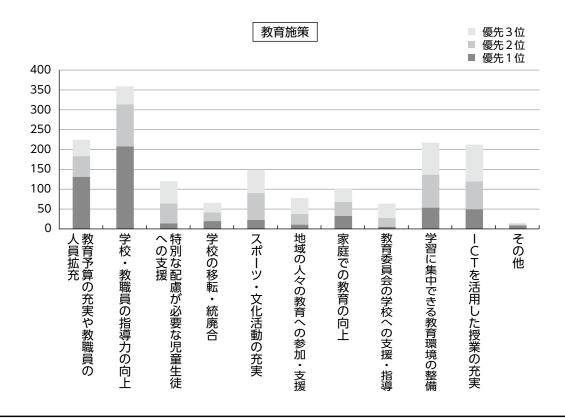


「毎年受けている」割合は、前回調査の56.6%から66.0%へ増加した。 「受けていない」割合は、前回調査の15.5%から13.3%へ減少した。理由としては、 「職場で受けている」、「定期的に通院している」が大半を占めた。他には、「めんどくさい」、「日程が合わない」などの意見があった。

#### 5) 安芸市の学校教育について

問21 安芸市の子どもたちが、楽しく、充実した教育を受けるには何が必要だと思いますか? (上位3つを選択)

	最優先	2番目	3番目
教育予算の充実や教職員の人員拡充	132	52	41
学校・教職員の指導力の向上	208	107	45
特別な配慮が必要な児童生徒への支援	14	51	56
学校の移転・統廃合	20	22	24
スポーツ・文化活動の充実	23	68	59
地域の人々の教育への参加・支援	11	27	40
家庭での教育の向上	33	35	34
教育委員会の学校への支援・指導	6	22	36
学習に集中できる教育環境の整備	54	83	81
ICTを活用した授業の充実	50	70	93
その他	9	3	3
	560	540	512

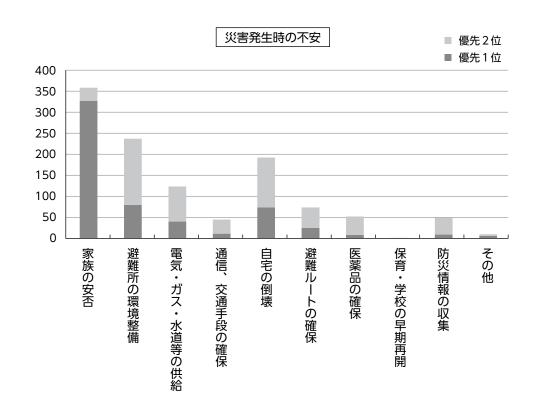


「学校・教職員の指導力の向上」が最も多く、次いで、「教育予算の充実や教職員の人員拡充」、「学習に集中できる教育環境の整備」の回答が多かった。

## 6) 安芸市の防災について

問22-1 災害(地震、津波)が発生した時、不安なことは何ですか? (上位2つを選択)

	最優先	2番目
家族の安否	329	31
避難所の環境整備	80	158
電気・ガス・水道等の供給	40	84
通信、交通手段の確保	11	34
自宅の倒壊	74	119
避難ルートの確保	25	49
医薬品の確保	8	44
保育・学校の早期再開	0	1
防災情報の収集	9	40
その他	6	4
	582	564



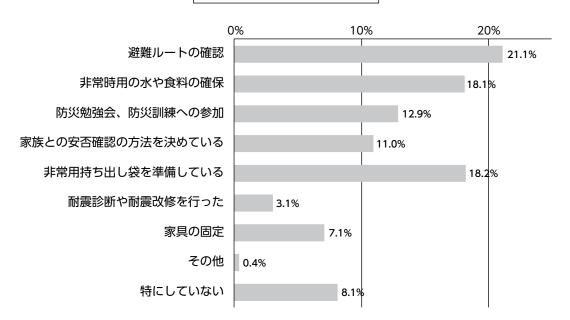
「家族の安否」が最も多く、次いで、「避難所の環境整備」、「自宅の倒壊」の回答が 多かった。

問22-2 災害に対して日頃から何か取り組みをしていますか? (複数回答可)

避難ルートの確認	262	(21.1%)
非常時用の水や食料の確保	225	(18.1%)
防災勉強会、防災訓練への参加	160	(12.9%)
家族との安否確認の方法を決める	136	(11.0%)
非常用持ち出し袋を準備している	226	(18.2%)
耐震診断や耐震改修を行った	38	( 3.1%)
家具の固定	88	( 7.1%)
その他	5	( 0.4%)
特にしていない	101	( 8.1%)

1,241

#### 災害に対する日頃からの取組み

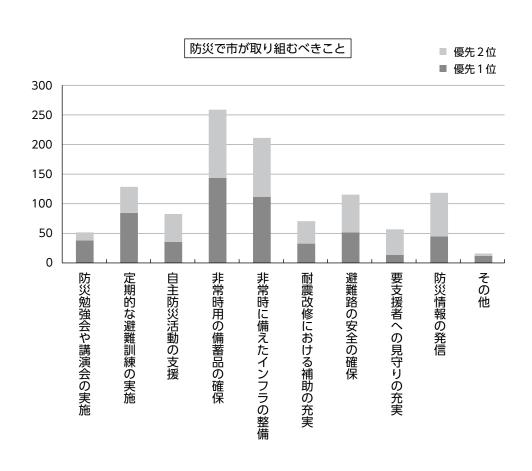


「避難ルートの確認」が最も多く、次いで、「非常用持ち出し袋を準備している」、「非常用用の水や食料の確保」の回答が多かった。

問22-3 今後、防災について安芸市が取り組むべきことは何ですか? (上位2つ選択)

	最優先	2番目
防災勉強会や講演会の実施	38	14
定期的な避難訓練の実施	85	44
自主防災活動の支援	36	47
非常時用の備蓄品の確保	144	116
非常時に備えたインフラの整備	112	100
耐震改修における補助の充実	33	38
避難路の安全確保	52	64
要支援者への見守りの充実	14	43
防災情報の発信	45	74
その他	12	4
	571	544

「非常時用の備蓄品の確保」が最も多く、次いで「非常時に備えたインフラの整備」の 回答が多かった。



#### 7) 安芸市の自転車利用について

問23-1 あなたの自転車の利用頻度はどのくらいですか?

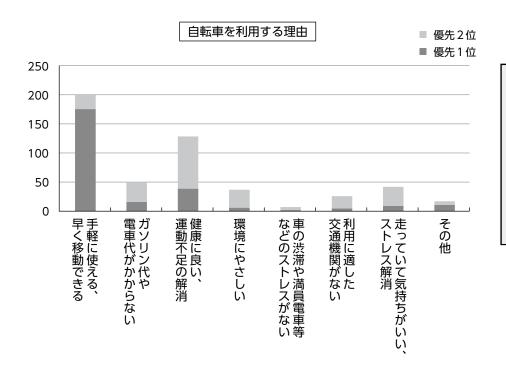
週5日以上	44	( 7.4%)
週3~4日程度	27	( 4.5%)
週1~2日程度	37	( 6.2%)
ほとんど利用しない	168	(28.3%)
全く利用しない	313	(52.7%)
未回答	5	( 0.8%)
	FO.4	

「ほとんど利用しない」、「全く利用しない」の合計が約8割を占めた。

594

問23-2 あなたが自転車を利用する理由は? (上位2つ選択)

	最優先	2番目
手軽に使える、早く移動できる	176	26
ガソリン代や電車代がかからない	16	33
健康に良い、運動不足の解消	39	90
環境にやさしい	6	31
車の渋滞や満員電車のストレスがない	2	5
利用に適した公共交通機関がない	5	21
走っていて気持ちが良い、ストレス解消	9	33
その他	11	6
	264	245

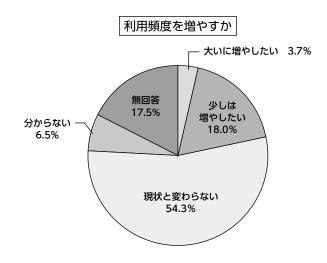


「手軽に使える、 早く移動できる」 が最も多く、次い で「健康に良い、 運動不足の解消」 の回答が多かった。

## 問23-3 安全で快適に自転車が利用できる環境整備が進めば、あなたは自転車の利用頻度を 増やしたいと思いますか?

無回答	99 (17.5%)
分からない	37 ( 6.5%)
現状と変わらない	308 (54.3%)
少しは増やしたい	102 (18.0%)
大いに増やしたい	21 ( 3.7%)

594



「現状と変わらない」が5割を超えた。それに対して、「大いに増やしたい」、「少しは増やしたい」の合計は約2割にとどまった。

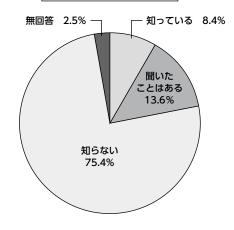
## 8) 安芸市のSDGsについて

## 問24-1 あなたは「SDGs (エスディージーズ)」という言葉をご存知ですか?

知っている	50	( 8.4%)
聞いたことはある	81	(13.6%)
知らない	448	(75.4%)
未回答	15	( 2.5%)

594

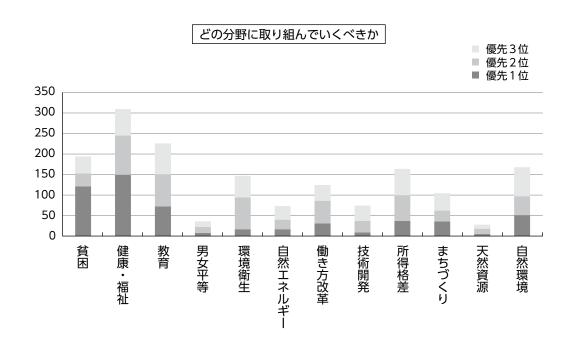
#### SDG s を知っているか



「知らない」が約4分の3を占めた。次いで、「聞いたことはある」が13.6%、「知っている」が8.4%で、合計しても約2割にとどまっている。

問24-2 あなたは、特にどの分野に取り組んでいくべきだと思いますか? (上位3つ選択)

	最優先	2番目	3番目
貧困	121	31	41
健康・福祉	149	95	64
教育	72	78	75
男女平等	8	14	14
環境衛生	17	77	52
自然エネルギー	17	23	33
働き方改革	31	55	38
技術開発	9	28	37
所得格差	37	62	64
まちづくり	36	26	42
天然資源	5	13	10
自然環境	51	46	70
	553	548	540

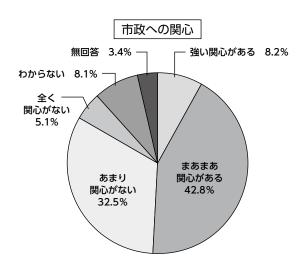


「健康・福祉」が最も多く、次いで、「教育」、「所得格差」の回答が多かった。 それに対して、「男女平等」が最も少なく、次いで、「天然資源」、「自然エネルギー」 の回答が少なかった。

### 9) 市政への参加について

#### 問25 あなたは、市政に関心がありますか?

強い関心がある	49	( 8.2%)
まあまあ関心がある	254	(42.8%)
あまり関心がない	193	(32.5%)
全く関心がない	30	(5.1%)
わからない	48	( 8.1%)
無回答	20	( 3.4%)
	594	



「強い関心がある」、「まあまあ関心がある」を合計した関心がある層は約5割となった。 それに対して、「あまり関心がない」、「全く関心がない」を合計した関心がない層は約4 割となった。

# 問26 市政への市民参加(防災活動、見守り活動、環境保全など)についてあなたはどう思いますか?

ぜひ参加したい	21	( 3.5%)
機会があれば参加したい	102	(17.2%)
内容によっては参加したい	308	(51.9%)
参加したくない	37	( 6.2%)
わからない	99	(16.7%)
無回答	27	( 4.5%)
	594	

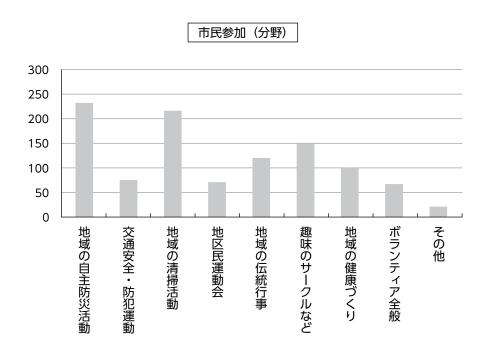
「内容によっては参加したい」が約5割を占めた。次いで、「機会があれば参加したい」が17.2%、「参加したくない」が6.2%となった。

#### 問27 あなたは、今後、どの分野に参加していきたいですか? (複数回答可)

地域の自主防災活動	232	(22.1%)
交通安全・防犯運動	75	( 7.1%)
地域の清掃活動	216	(20.5%)
地区民運動会	71	( 6.7%)
地域の伝統行事	120	(11.4%)
趣味のサークルなど	149	(14.2%)
地域の健康づくり	101	( 9.6%)
ボランティア全般	67	( 6.4%)
その他	21	( 2.0%)

1,052

「地域の自主防災活動」への参加が最も多く、前回調査と比較して割合も増加している。 それに対して、「ボランティア全般」への参加が最も少なく、前回調査と比較して割合も 減少している。



#### 10) 市役所からの情報の入手手段等について

問28-1 あなたは、安芸市役所から情報を手に入れる場合、主にどのような手段で調べていますか? (複数回答可)

広報あき	554 (93.3%	6)
ホームページ	77 (13.0%	6)
フェイスブック	30 ( 5.1%	6)
新聞	163 (27.4%	6)
直接問い合せる	70 (11.8%	6)
その他	5 ( 0.8%	6)
わからない	11 ( 1.9%	6)
	010	

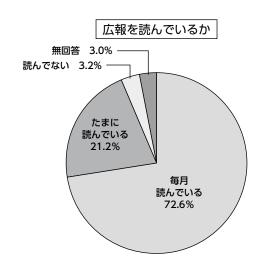
910

市からの情報収集手段としては、「広報あき」が9割超を占めた。 次いで「新聞」、「ホームページ」となっている。

#### 問28-2 あなたは、広報あきを読んでいますか?

毎月読んでいる	431	(72.6%)
たまに読んでいる	126	(21.2%)
読んでいない	19	( 3.2%)
無回答	18	( 3.0%)

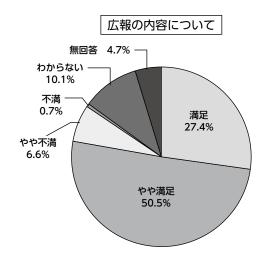
594



「毎月読んでいる」が最も多く、7割超を占めた。次いで、「たまに読んでいる」が 21.2%、「読んでいない」が3.2%となった。

問28-3 広報あきの内容についてどう思いますか?

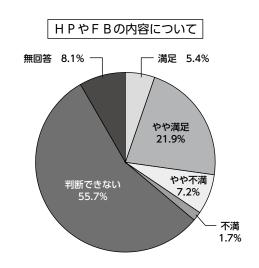
満足	163	(27.4%)
やや満足	300	(50.5%)
やや不満	39	( 6.6%)
不満	4	( 0.7%)
判断できない	60	(10.1%)
無回答	28	( 4.7%)
	594	



「満足」、「やや満足」を合計した満足層は77.9%となった。それに対して、「やや不満」、「不満」を合計した不満層は7.3%となった。

問28-4 市ではホームページやフェイスブックを活用し情報発信をしていますが、その内容についてどう思いますか?

満足	32 ( 6.8%)
やや満足	130 (18.0%)
やや不満	43 ( 4.5%)
不満	10 ( 1.3%)
判断できない	331 (53.4%)
無回答	48 (16.0%)
	594



「判断できない」が約6割を占めた。「判断できない」と回答した人の意見として、 「見方がわからない」、「パソコンやスマホを持っていない」などが多数を占めた。

## 3

## 安芸市総合計画策定経過

本計画の策定においては、安芸市総合計画策定委員会と安芸市総合計画審議会の2つの機関において、討議を行った。その経過は以下のとおりである。

#### 安芸市総合計画策定委員会

日時	議題
令和2年5月22日(金)	第1回策定委員会 ●策定スケジュールについて ●市民意向調査アンケートの検討
令和2年8月12日(水)	第2回策定委員会 ●市民意向調査結果について
令和2年10月29日(木)	第3回策定委員会 ●基本計画原案の検討
令和2年11月20日(金)	第4回策定委員会 ●基本計画原案の検討

## 安芸市総合計画審議会

日時	議題
令和2年12月~令和3年1月	第1回審議会【書面開催】 ●基本計画原案の説明および審議
令和3年1月19日(火)	第2回審議会 ●基本計画原案の審議
令和3年2月15日(月)	答申

## 安芸市総合計画審議会委員名簿

団体等	氏 名	備考
高知大学副学長 次世代地域創造センター長 教授	石塚悟史	会長
安芸市市民生児童委員協議会を長	野町眞道	
安芸市公民館連絡協議会 会長	大 寺 久美夫	
安芸市立安芸第一小学校 校長	門田満穂	
安芸市副市長	竹部文一	
安芸市商工会議所 専務	濱田 学	副会長
安芸市担い手支援協議会の会長	野町亜理	
厚生労働省 高知労働局 安芸公共職業安定所 所長	新田和人	

5

## 安芸市総合計画審議会答申

令和3年2月15日

安芸市長 横山 幾夫 様

安芸市総合計画審議会 会長 石塚 悟史

## 安芸市総合計画(後期基本計画)について(答申)

令和2年12月1日付けで市長から諮問をうけた安芸市総合計画(後期基本計画)について、本審議会は安芸市総合計画審議会条例第2条に基づき慎重に審議し、審議を終えましたので答申いたします。

なお、計画を策定・推進するうえで、答申内容に十分に配慮されることを要望します。

記

- 1. 新型コロナウイルス感染症がもたらした人々の意識や行動の変化などの新たな動きを地域 変革、地方回帰の契機と捉え、Society5.0時代にふさわしい行政のデジタルトランスフォー メーションや地方創生の取組を一層加速化されたい。
- 2. ニューノーマル時代に対応した、安全・安心な暮らしと地域経済の再生・活性化が両立する 施策展開を図られたい。
- 3. 今後の安芸市が将来にわたって発展し続けるために、SDGs (持続可能な開発目標) と連携した取組を検討し、実践されたい。
- 4. 気象災害や感染症拡大等の同時発生についてのリスクマネジメントを着実に実施されたい。
- 5. 若い世代から高齢者まですべての農家がいつまでも農業に従事できるような体制づくりと、 安芸市の実情に応じた施策を展開されたい。
- 6. 地域内外における世代間交流の促進を通じて、地域に根ざした互助のあるコミュニティづくりを推進するとともに、持続可能な地域の担い手の育成や地域を超えた全世代型の多様な人材の活躍を推進されたい。
- 7. 近年の社会情勢の変化に対応し、持続可能で豊かな社会を構築するためには、男女共同参画 社会の実現が不可欠であり、そのための取組を推進されたい。
- 8. 学校におけるICT機器等の環境整備とあわせ、ICT教育レベルの向上に努められたい。
- 9. 計画に掲げるまちづくりの方向性や施策の目的について、市民の理解が十分得られるよう丁寧な説明を行うとともに、市民の意見やニーズを集約し市政運営に生かされたい。

# 6 関係条例

## 安芸市総合計画策定条例

平成26年3月24日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 総合計画 市のまちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
  - (2) 基本構想 目指すべきまちの将来像、施策の基本方針及び大綱を示すものをいう。
  - (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に示すものをいう。
  - (4) 実施計画 基本計画に基づき実施する具体的な事業計画を示すものをいう。

(位置付け)

- 第3条 総合計画は、市の最上位の計画と位置付ける。
- 2 個別の行政分野における計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画の策定)

- 第4条 市長は、総合計画を策定するものとする。
- 2 基本構想を策定するに当たり、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、安芸市総合計画審議会 条例

(昭和53年条例第7号) に規定する安芸市総合計画審議会に諮問しなければならない。 (議会の議決)

- 第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。 (総合計画の公表)
- 第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。 (委任)
- 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 安芸市総合計画審議会条例

昭和53年3月27日 条例第7号 改正 平成14年10月11日 条例第38号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、安芸市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、安芸市総合計画の基本的な事項について調査および審議 する。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員8人で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
  - (1) 関係団体の役職員
  - (2) 行政機関の職員
  - (3) 学識経験者
- 3 前項第1号及び第2号に規定する委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとする。
- 4 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 審議会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 (幹事)
- 第6条 審議会に幹事若干人を置く。
- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成14年10月11日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

安芸市総合計画(後期基本計画) 2021

発行 安芸市 〒784-8501 高知県安芸市矢ノ丸1丁目4番40号 TEL 0887-34-1111 (代表)